

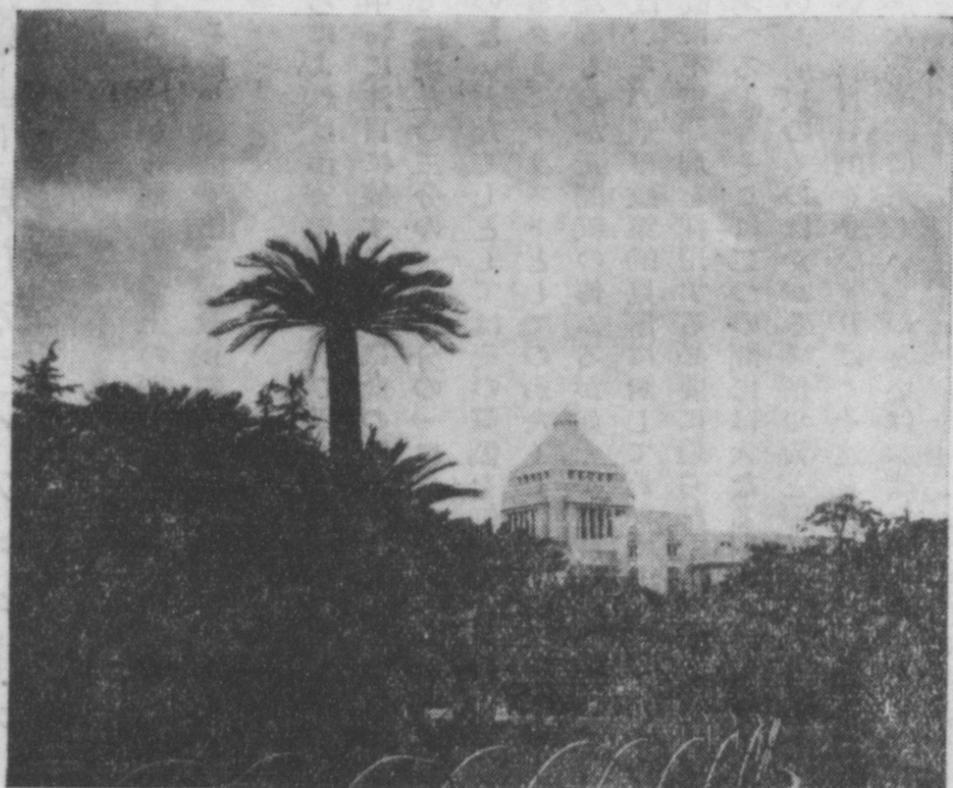
刑 政

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(毎月一回一日発行)
昭和八年八月二十八日印刷納本 昭和八年九月一日發行

第四十六卷 第九號

號九第	號月九	卷六十四第
刑政俵壇——家庭の頁	海外時報	犯罪の原因(完)
醫務練習生修了式——切抜帖から——讀者の頁——海外異聞録	行刑座談會記	エルマイラ感化院に於ける教育計畫の豫備報告(承前)
61	57	46
		ドクター・ナサニ エル・キャンター
		行刑實務の尊き體驗
		行刑に於ける懲罰(二)
		斷種(上)
		ニユース(卷頭言)
		刑事政策より見たる二つの
		正木亮
		木村龜二
		近藤貞次
		鍵山俊治
		33
		22
		5
		2
財團法人 刑務協會發行		

刑 政



第 四 十 六 卷

第 九 號

刑事政策より見たる二つのニュース

わたくしは新聞ニュースの中から刑事政策上の題材として茲に最近に於ける二つのものを選んで批評を試みて置き度いと思ふ。その一は治安維持法改正の問題であつて、その二は罰金刑言渡に關する問題である。

新聞紙の傳ふるところによれば治安維持法は再び改正の必要に迫られたので、司法當局は既にその準備案を作製したが、その中特に注目し値するものは此の種受刑者に對しては不定期刑又は保安處分を以て臨み、その假釋放に關しては現在の三分の一を五分の一にまで引き下げようとして居るといふことである。

此の法案に全然關係のないわたくしとしてはその眞偽を知るよしはないが、茲には之を事實なりと假定して只それ丈けに對するクリミナリストとしてのわたくしの所見を述べて置き度いと思ふ。

若しも、その準備案なるものが新聞紙の傳ふるが如く不定期刑と保安處分といふ二個の對立した觀念を併用しようとするならば、その刑事政策的見解に對してわたくしは些か疑義をさし挟まねばならぬのである。何となれば、何が故に不定期刑を採用する必要に迫られたか、又何が故に保安處分を併用する必要に迫られたかといふ點を考へるときそこに二つの間には大なる對立觀念が藏せられて居るのである。即ち不定期刑を採用しようといふ所以のものはかかる確信犯人と雖轉向が可能であり、その轉向した場合は能ふ限り速に釋放しようといふ教育目的を是認すればこそ之を採用し且假釋放が五分の一にまで下されようとするのであつてその見解たるや誠に正しいものといはねばならない。

然るに半面に於ては從來の定期刑に保安處分をも併用しようとして居ると傳へられるのである。若し果してその報道が事實でありとすれば確信犯人に對する當局の見解は不定期刑の場合と全く相反するもので

あるといはねばならぬと思ふ。

抑も保安處分は各國刑法草案に規定するところは別として、從來行はれて居たイギリスの豫防拘禁に徴して見ても定期刑に於て改善の目的を達せず、しかも猶危險性を抱懐する者に對する事後處分であつて實質上はそれによつて刑が延長されることになるのである。換言すれば此の種の保安處分は教育目的よりも隔離目的が主働して來ることになるのである。

今日の定期刑に不満を抱き殊に確信を抛棄せざる犯人を刑期滿了後僅々二、三年の保安處分によらうといふ目的が奈邊にあるかはわたくしにとつては明瞭でない。しかし少くとも之と類似の目的の爲めに設けられたイギリスの豫防拘禁が失敗を重ね今やその衰退の運命をたどりつつあることを考慮するとき、保安處分を併用する立法が出來れば十年ならずして、又再びその法律を改正せねばならぬ運命にたどりつくといふことを閉却すべきではないと思ふ。

さて、しかく保安處分が排斥されることになるに茲に不定期刑のみが残ることになるのであるが、今日の刑事政策に於て思想犯人への對策としては此の以外にはあるまい。危險性のつづく限り之を拘束し、危險性を失ふに於ては一日も速かに釋放することこそ此の種の犯人に對する唯一の防衛法であるといふことは何人も疑ふべきではないのである。

只だわたくしはこのニュースに接してかかる法律改正が何故に治安維持法のみ限定せらるるやにつき少時腕を拱ぬかねばならぬのである。現在の組織にあきたらずして自己の信念を妄信して行爲を續ける他の思想犯人に對して、之と同様の制度を定めなるときそこに不平不満の聲が起りはしないであらうか。例へば何故に左には刑期五分の一で假釋放を許し、右には刑期三分の一を限度とするかといふ問題が起るであらうといふことが少からず憂懼されるのである。

次に第二のニュースとしてわたくしは關西の某裁判所が麻藥密輸入者に七十五萬圓の罰金を言渡したといふ記事を読んだ。その眞偽に付いてもわたくしは正しさを持たない。只かかる罰金言渡があつたと假定

すれば、その判決は刑法第十八條により罰金不完納なる場合に於ける勞役場留置を併せ言渡した筈である。

さて、その場合に於ける勞役場はおそらく最大限の一年が言渡されるであらうか。假に一年が言渡されたとして勞役場一日の金錢價値はなんと二千五十四圓に相當するのである。これではどんな男でも恥をしのんで勞役場にかがむであらうことは本人に問ひただすまでもない。而して勞役場に於て罰金の代償として之に働かせ得る金額は今日の状態に於ては只の十錢なりであるから斯様な罰金刑が如何に無價値で、又刑事政策上多大なる考慮を拂はねばならぬといふことは、茲にわたくしの説明を要しないことであらうと思ふ。

惟ふに、刑事政策の要諦は刑事制度の眞價を發揮せしめることにあるのである。制度自體に矛盾があり又無價値な制度をさらして置けばその刑事制度は社會を保護し、個人を保護し乃至法律自身を保護する目的は到底達せられるものではない。刑事政策は實にかやうな制度を改廢する使命を負ふものである。

わたくしはかやうな刑事政策の立場よりこの二つのニュースを材料として一は當局に愚見を呈し、二には罰金制度及び勞役場制度の改正を提案せんとするものである。

昭和八年八月二十三日夜
正 木 亮

斷 種 (上)

木 村 龜 二

- 一 序 論
- 二 世界における斷種立法の現状
 - (一) アメリカ合衆國の斷種立法(以上本號)
 - (二) ヨーロッパ大陸その他の運動
- 三 斷種に關する輿論及び學說
- 四 斷種に關する法律問題
- 五 結 語

一

斷種といふことについては、日本では、若干の専門家を除いては、未だ無關心の状態に在るといつてよいであらう。否、むしろ、之を奇異と爲し、之に對しては反情さへもが示されつつあるといひ得るであらう。嘗て、數年前に新聞紙は『審判所で保護中の一少年を去勢す。その性的狂暴性矯正のために思ひ切つた保護處置』(東京朝日新聞昭和六年八月二日附夕刊)と題して次の如き記事を掲げたことがある。曰く――

『東京少年審判所で繼續保護中の十八歳の一不良少年は、その性的犯罪性を除去するた
めに、同審判所の承認の下に、この程、日本醫大附屬病院において去勢手術を施された。
疾病の原因からでなく犯罪豫防のために、かかる手術をなしたのは我が國ではほとん
ど空前の事なので少年法並に優生學運動に新しい問題を投ずるものとして注目され
ようとしてゐる。この少年は性的狂暴性をもつた持て餘し者で親許に引渡して保護
司の保護視察中であつたが、親達は右少年が將來いかなる事件をひき起して身を滅し、
又、社會に害悪を與へるか知れぬことを憂慮し、審判所に泣き込んだのであるが、審判所
ではかかる處置に對する法規の明文がないので、保護處分として去勢を行ふことを得
なかつたが、その痛切な事情を認めて、黙認の形で紹介して手術を行はしめ、不良少年の
甚だしい性的犯罪矯正のためには人間を一生の不具者にする思ひ切つた保護處分も
また必要なことを消極的に認める結果となつたものである。アメリカの多くの州で
は、犯罪者・精神病者・低能者・てんかん病者等に對しては強制的に去勢してもよいとの法
律があるが、我が國では、犯罪者・精神病者はもちろん、レブラ(らい病)に對してさへ、かかる
方法が人道に上その他の立場から異論があつて認められて居らず、殊にまだ無自覺な未
成年者に對して去勢までの冒險的方法をとらずとも感化院等に收容保護の手段を講
ずる餘地がなかつたかとも見られ、審判所の飛躍的な處置に對し一部では問題視して
ゐる。』

これと大體同じ態度が、又、最近ドイツのナチス政府の手に依つて計畫せられつつあるらしい
斷種立法の報告の記事の中に示されて居る。即ち同じく新聞紙では『ナチスの荒療治。飲んだ
くれの子孫絶滅。思ひ切つた法制』と題して次の如く報ぜられた(東京朝日新聞昭和八年七月
二十七日附夕刊)。曰く――

『ナチス政府は近く社會的不適正者の子孫絶滅法を公布するに決した。同法の内容は
左の通り、

- 一、矯正の見込なき飲んだくれ・性的犯罪者・ふうてん病患者・その他子孫に遺傳する
不治の業病患者の生殖の可能性を除去す、
- 一、その方法は、醫科大學の教授會議において、多數決を以て、國民の福祉のため手術
が必要なりと認められた場合強制的に生殖可能除去手術を施す、
- 一、右の決定に對しては高等健康法院を設け異議の申立を受理せしむる。――

斷種立法の問題は、勿論、之を輕率に取扱ふべきではなくして、特に慎重なる検討を爲すべきは
いふまでもない。然しながら、斷種立法の歴史は、既にアメリカにおいて千九百七年にインディ
アナ州で最初の法律が作られて以來、四半世紀以上の歲月を経過し、そして、又、斷種手術を受けた
者の數は千九百三十一年十二月一日までには一萬五千五百五十六名の多きに達して居ると爲さ
れて居る(一)。のみならず、最近には、アメリカ合衆國以外においても、カナダのアルベルタ州、ヨ
ーロッパ大陸の諸國例へば、デンマーク、スイスのヴォー州等においては現に斷種立法が持たれ
て居るし、又、イギリス、ドイツ、スエーデンにおいては斷種立法運動が相當熟する状態に至つて居
る。日本においても、我々は、學問的研究としては貴重なる文獻を持つて居るのである(二)。

(一) Langhin, Eugenic aspects of legal sterilization, Birth Control Review, vol. XVII, no. 4, 1933, p. 87.

(二) 小野博士「斷種に關する一考察」(『刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其の
他』所收第三三三頁以下)、吉益醫學士「社會防衛としての斷種の問題」(昭和六年)。尙ほ、拙
稿「斷種と法律」(法學志林第三四卷第二號)參照。

私は以下において、主として法律學の方面から、斷種立法の歴史及びその運動の現状、斷種立法

の諸問題を論じて見ることにしたい。

— 11 —

厳密な意味においては、去勢 (Kastration) は生殖腺(睾丸・卵巢)を除去することであり、断種 (Sterilisation) は、生殖腺は之を除去せず、従つて性的行為の能力は保存せられた、ただ生殖能力が除去せられることを意味するのであつて、兩者は科學的には區別せらるべきものである(一)。然し、アメリカの所謂断種立法の下においては、過去においては相當廣い範圍においてその方法として去勢が用ひられて居つたし(二)、又、現に、特に去勢の方法を禁止して居らない州もある。それで、私は、以下においては、特別に限定しない限り、断種立法といふ場合には去勢の方法を許したのも含めてこれを用ひたく思ふ。

(一) A. Hübner, Kastration, Handwörterbuch der Kriminologie, 7. Lief. 1933, S. 777; Kohlrausch, Sterilisation und Strafrecht, Zeitschrift, 52. Bd., 1932, S. 383; 吉益學士前掲第二頁以下。

(二) ヴェルヴェックがローリンを引用して述べるところによると、アメリカでは一九二一年以前の被施術者三、二、三三名中去勢・卵巢除去 (Castration, Ovariectomy) の施術を受けた者の数は一七二名、一九二五年七月一日以前の右の数は六、二、四四名に對するに三、一〇名であつたと爲されて居る (cf. Verraeck, La stérilisation des anormaux et criminels dangereux, Revue de droit pénal et de criminologie, 1926, p. 470)。

勿論、私は、ここで古い去勢其の他に關する歴史的事實について述べるつもりはない(三)。唯だ最近の断種運動に因つて作られた、又は、作られんとしつゝあるところの立法を中心として考察

を爲するだけである。その爲めには、先づ、この運動の祖國ともいふべきところのアメリカ合衆國の事實について考察せねばならぬ(四)。

(三) Vgl. Hentig, Die Strafe, 1932, S. 231 ff., insb. S. 237 ff.; derselbe, Kastration als Kriminalstrafe, Monatschrift, 24. Jahrg. 1933, S. 307 f.; 小野博士前掲第三三五頁以下、吉益學士前掲第三頁。

(四) アメリカの断種立法の模様については、最も新しい事實と最もエキゾースティックな研究とを示したものととして、Landman, Human sterilization, the history of the sexual sterilization movement, 1932 に依る。又、簡明なものとしては、『産兒制限雜誌』(Birth Control Review, vol. XVII, no. 4, 1933, April) の最近の『断種號』(Sterilization number) 参照。其他、少し古いが、吉益學士前掲第三七頁以下に詳しく。尙ほ、小野博士前掲第三三七頁以下、Verraeck, ibid. Revue, 1926, p. 469 et s.; Kantorowicz, Die Sterilisierung von Minderwertigen in den Vereinigten Staaten, Zeitschrift, 49. Bd. 1928-9, S. 524 ff.; Blasbalg, Anslindische und deutsche Gesetze und Gesetzentwürfe über Unfruchtbarmachung, Zeitschrift, 52. Bd. 1932, S. 477 ff. 参照。但し、最後の文献はアメリカに關する部分は古くて殆んど役に立たない。又、拙稿『アメリカにおける断種立法の現状』(志林第三五卷第九號) 参照。

一 アメリカにおける断種に關する最初の法律は、一般に著名なる如く、千九百七年三月九日のインディアナ州のそれである。爾來、断種に關する法律は各州に亘つて六十三種作られた。そして、現在、有效な法律を持つて居るのは二十六州であり、以前に法律は作られたが現に行はれて居らないのは四州である。然しながら、最初の断種立法の運動は、これよりも古く、千八百九十七年に遡らねばならぬ。この年に始めて、ミシガン州の立法議會に断種法案が提出せられたの

であるが、然し、同法案は法律となるには至らなかつた。然しながら、斷種は既に事實上は、カンザス州、インディアナ州の州立病院又は州感化監において、精神薄弱者、白痴に對して行はれて居つたのであつて、特に想起せらるべきは、インディアナ州感化監の監獄醫のエッチ・シー・シャープ (H. C. Sharp) が非合法的に斷種を行つて居つたといふことであつて、實に、彼に依つて、輸精管切除 (vasectomy) の方法が発見せられたのであつた。それで、インディアナ州では、千八百七十七年の法律が作られるまでも、既に、數百名の男子に對して、この方法で斷種が爲されて來て居つたのである。

今、アメリカ各州の立法の經過と現状とを簡單に跡づけて見ることにしよう。

一 インディアナ州 その千九百七十七年の法律は、千九百二十一年五月十一日の判決 (Williams v. Smith) を以つて、インディアナ高等法院に依つて憲法違反なりとせられたのであるが、この歴史的に重要な法律の内容は次の如きものであつた。曰く、――

『犯罪的素質、白癡、癡愚の傳染には遺傳が一の重要な役割を持つものなるが故に、インディアナ州立法議會は次の命令を發す。即ち、本法公布の後は、改善不可能なる犯罪人、白癡、強姦犯人及び癡愚の監護の任に當る州立收容所は、常任附屬醫師の外に、經驗と一般に認められたる能力とを有するところの二名の外科醫を任用し、收容所の醫長と共同にて、收容所の附屬醫師及び行政委員會の指定したる收容者の精神的及び身體的狀態を審査せしむべし。若しこの專門家委員會及び行政委員會の判斷に従ひ、産殖が好ましくならずとせられ、且つ、當該收容者の精

神狀態が改善の見込なしと認定せられた時は、外科醫をして、子孫作成防止の爲めに最も確實にして有效なる手術を行はしむべし。但し、右の手術は改善不可能と認定せられたる場合に對してのみ行はるべきである。専門家に對する報酬は各三ドルを超えて支拂ふことを許さず、且つ、該支拂は當該收容者の負擔とする』(五)――

(H) Zeitschrift, 52. Bd. S. 477 ff. (Hoffmann, Die Rassenhygiene in den Vereinigten Staaten von Nordamerika, 1913, S. 128-9).

最初の法律が無効となつてから六年の後、インディアナ州では千九百二十七年三月十一日の法律に因つて新しい斷種立法が爲された。斷種の對象としては、遺傳性精神病、白癡、癡愚、精神薄弱又は癲癇病が規定せられ、方法としては輸精管切除、輸卵管切除又は其の他適當なる斷種方法とせられ、去勢又は身體の健全なる機關の除去は絶對的に禁止せられることとなつた。其の他、この法律では、收容者其の後見人、親權者、親族監督者等の權利が充分保護せらるべき規定が設けられた。更に、千九百三十一年三月三日の法律に因つて、收容所へ收容せられた者以外の一般人についても斷種が行はれるやうになつて居る。

二 ワシントン州 アメリカの第二の斷種法は、千九百九年三月二十二日のワシントン

州のそれであつた。この法律は斷種を刑罰として行ふことを規定したものであつて、その對象は十歳未滿の女子の肉體的濫用の罪を犯した者、強姦犯人及び常習犯人であつた。州高等法院は、千九百十二年九月三日の判決 (State v. Feilen) に因つて、本法が憲法上合法であることを認

めた。然し、本法が結局憲法違反とせられる虞があるところから、ワシントン州では、千九百二十一年三月八日に更に適當な新法律が作られることとなつた。新法は、精神薄弱者精神異常者、癲癇病者常習犯人、道徳的變質者、性的變態者にして州立收容所收容の者に對し、優生學的又は豫防的理由に依つて、斷種することを規定したのである。今までは、本法は、收容者の書面に依る承諾なくしては適用せられなかつた。

三 カリフォルニア州 カリフォルニア州は強制的斷種法を持つた第三の州である。千九百九年四月二十六日に法律が作られ、州立病院の收容者、カリフォルニア精神薄弱者收容所の精神薄弱少年、州監獄の重罪犯人に對して、斷種が、豫防優生學刑罰を理由として、爲される事となつた。然し、この法律は廢止せられ、その代りとして、千九百十三年六月十三日(同年八月十四日施行)の法律が作られた。この新法律は、州立病院收容の精神病者、精神薄弱者及び州收容所の重罪犯人及び白癡につき斷種を規定したものである。それで、州精神病委員會は、その自由裁量に依り、收容せられたる遺傳的精神病者不治の慢性的マニア又は癡呆に對して、本人の承諾に基き又は基かずして、釋放前に斷種を爲さしめる事を得る。又、州監獄附屬醫師、州立病院長及び州保健局長を以つて組織せられた委員會は、性的犯罪に因り二回以上有罪宣告を受けた累犯者、又は、その他の重罪に因り三回以上有罪の宣告を受けた累犯者であつて拘禁中道徳的又は性的變質若は倒錯を示した者に對して豫防的斷種を命じ得る。拘禁中道徳的又は性的變質若は倒錯を示したところの無期刑者に對しては、累犯たると否とに關せず、強制的に斷種が爲され得る。白癡

に對しては、一般に、後見人の書面に依る承諾に基いて州立病院長は斷種を爲し得ることとなつて居る。この千九百十三年の法律は千九百十七年七月二十七日(同年七月三十一日施行)の法律を以つて修正せられた。それに依つて總て州の補助を受けつつある者であつて、精神的疾患、精神薄弱、倒錯、微毒性疾患を持つ者は、釋放の前に、斷種せられ得ることとせられた。これ等のカリフォルニア州の法律は最も有効に適用せられ、千九百三十二年一月一日までには七、五四八名について斷種が行はれ、其中、女子の數は三、五五五名、男子は三、九九三名であつた。カリフォルニア州における斷種件數はアメリカ合衆國の總件數の半數を占めて居るのである。

四 コンネクチカット州 ここでは、千九百九年八月十二日に斷種法が作られた。千九百十八年に、コンネクチカット州のゼネラルスタチュートの中に、第二六九一及び二六九二編、第一三七章第二二款として、編入せられた。これに對し、翌年四月二日には修正が施された。

五 ネヴァダ州 千九百十一年三月十七日に刑法第二八編として、十歳未満の女子の肉體的濫用強姦の有罪宣告を受けた者常習犯人に對して、去勢以外の斷種施術を言渡し得ることを規定した。この法律は千九百十二年一月一日に施行せられたが、千九百十八年五月二十五日の合衆國地方裁判所の判決 (Mickel v. Heinrichs) に依り憲法違反であるとせられた。

六 アイオワ州 アイオワ州では四つの斷種法が作られた。最初の法律は千九百十一年四月十日のそれであつたが、これは廢止せられて、その代りに千九百十三年四月十九日の法律が作られた。然し、この第二の法律は千九百十四年六月二十四日の州高等法院の判決 (Davis v. Bert-

に依り憲法違反であるとせられ、その結果、千九百十五年四月十六日に第三の法律が作られた。然し、現に行はれて居るアイオワ州の斷種法は千九百二十九年四月十二日の法律である。この法律に従ふと、非社會的者に關する州立收容所の長は、年四回に亘つて、收容中の又は一般の精神薄弱者、精神病者、微毒性疾患者、常習犯人、道徳的變質者、性的倒錯者にして斷種を施すべき必要ありと認めたる者を州優生學委員會に報告し、この州優生學委員會が斷種の可否を決定することとなつて居る。方法としては、去勢以外の方法であつて、本人及び社會の福祉の爲めに最も適當な斷種方法に依らるべきこととせられて居る。

七 ニュージャーシー州 この州では、千九百十一年四月二十一日に斷種法が作られたが、千九百十三年に憲法違反の判決を受けた。

八 ニューヨーク州 ここでも、犯罪人、精神薄弱者、癲癇病者に對する斷種法が千九百十二年四月十六日に制定せられたが、千九百十八年に憲法違反の判決を受け、千九百二十年五月十日に廢止せられたままとなつて居る。

九 ノースダコタ州 千九百十三年三月十三日の法律が廢止せられて、千九百二十七年三月三日の法律が現に行はれて居る。その法律に従へば、精神薄弱者、精神病者、癲癇病者、常習犯人、道徳的變質者及び性的倒錯者について、州立收容所長の申告に基いて、診査委員會が斷種の可否を決定することとなつて居る。斷種は優生學的又は豫防的目的の爲めに行はれ、去勢は許されない。

トオ カンサス州 カンサス州では二箇の立法が爲された。第一の法律は千九百十三年三月十四日のそれであつたが、これは後に至つて廢止せられ、その代りとして千九百十七年三月十三日の法律が作られた。この法律は、常習犯人、白癡癲癇病者、癡愚及び精神病者等公の補助を受けつつある者の收容所の長の申請に基き、審査委員會の精密な調査の結果、斷種の可否を決定することと爲して居る。斷種は豫防又は優生學的目的を理由として爲される。右の二箇の法律の下に施術を受けた者の數は六百五十名を越えて居る。そして、現行の法律は、千九百二十八年十月六日の州高等法院の判決 (State v. Schaffer) に依つて憲法上合法な法律として認められた。

一一 ミシガン州 千九百十三年四月一日に最初の斷種法が制定せられたが、それは千九百十八年に憲法違反とせられた。それで、千九百二十三年五月二十五日に新法が作られ、それは千九百二十五年四月二十三日に修正せられた。この新法は、裁判所に依つて認定せられたところの白癡癡愚及び精神薄弱者(但し精神病者を除く)を對象と爲し、申請に基いて裁判所が斷種を命ずることとなして居つた。然し、これは千九百二十九年五月二十二日に現行の法律が作成せられて、廢止せられた。現行法では、精神病者、精神薄弱者、癲癇病者、道徳的變質者、性的倒錯者、白癡癡愚を對象と爲し、公の補助を受ける者の收容所の長がその監督局及び州福祉委員會に斷種適格者を申請し、後の二者が本人の書面に依る承諾を待つて可否の決定を爲すのである。但し、本人が十六歳以上にして承諾を爲し得る者であり、且つ、その本人の書面に依る承諾、その法律上の

監督者の書面に依る承諾及び近親者のそれがなければ、法律上、施術は爲し得ないのである。断種の方法は輸精管切除、輸卵管切除、エキス光線、他の人道的方法を以つてすることとなつて居る。かくて、ミシガン州で断種せられた者の数は、千九百三十二年一月一日を標準として六百二十九名で、その中、男子に對するものは單に百五十三件に過ぎぬとせられて居る。

一二 ウィンコンシン州　ここでは、千九百十三年七月三十日に法律が作られ、以來二百四十八件の施術が爲された。この法律について、注目すべき點は、半年毎に断種の結果が報告せらるべきこととなつて居ることである。

一三 ネブラスカ州　最初の法律は千九百十五年七月八日に制定せられ、それに依れば、精神薄弱者、精神病者で州立收容所收容の者に對して釋放、假釋放の前に断種が行はれ、断種なくして釋放せられぬこととなつて居つた。千九百二十九年四月三十日に新法が作られ、舊法が廢止せられ、今日に至つて居る。現行法では、釋放、假釋放の候補者たる州立收容所收容の常習犯人、精神薄弱者、精神病者が断種の對象として規定せられて居る。

一四 オレゴン州　オレゴン州法典第二七九編として、断種が規定せられたのは千九百十七年で、その年の二月十九日に、この法律は施行せられた。然し、千九百二十一年に憲法違反の判決を得たので、新しく、千九百二十三年二月二十四日の法律が作られた。この法律では、州立收容所の收容者につき、州優生學委員會に對し、年四回、断種適格者の報告が爲され、この報告に基き、委員會が調査を爲し、本人又は其の法定代理人の承諾の上、施術が爲されることとなつて居る。断

種の對象となる者は、精神薄弱者、精神病者、癲癇病者、常習犯人、道徳的變質者、性的倒錯者であるが、後、この點については、千九百二十五年二月二十四日の法律で修正が爲され、更に、強姦、ソドミー、その他の反自然的犯罪に因り有罪宣告を受けた者にまで擴充せらるることとなつた。收容者以外の一般人についても断種が爲され得ることとなつて居る。

一五 サウスダコタ州　千九百十七年三月八日に法律が作られ、一旦効力が停止せられて、再び、千九百十九年七月一日から行はれて居る。その後、千九百二十一年、二十五年、二十七年の三回に亘つて修正が爲された。慈善及び矯正委員會の決定に基き、病的な子孫、精神薄弱、白癡、癡愚の子孫を生む可能性の者に對し、これを收容せるところの收容所の長の申請に依つて、断種が爲されることとなつて居る。

一六 ニューハンプシャー州　ここでは、千九百十七年四月十八日に法律が作られ、千九百二十一年四月十四日に修正が加へられた。この法律は、千九百二十九年四月十八日の新法に因つて廢止せられた。新法の特色とするところは、断種の理由として、優生學的及び豫防的目的の外に、國家の經濟的利益といふ目的を附け加へたことである。

一七 ノースカロライナ州　最初の法律は千九百十九年三月十一日に作られたが、千九百二十九年二月十八日の新法に因つて廢止せられた。新法は、州立收容所收容の精神的缺陷者及び精神薄弱者を断種の對象と爲して居る。

一八 アラバマ州　千九百十九年九月二十九日に法律が作られ、四年の後、若干の修正が加

へられた。白癡癡愚精神薄弱者及び moron であつて、州立收容所に收容せられた者に對して斷種が爲されることとなつて居る。

一九 モンタナ州 本州では、千九百二十三年三月十五日に法律が作られた。そして、州優生學委員會が斷種の適否を決定することとなつて居る。

二〇 デラウェア州 千九百二十三年四月二十八日に斷種法の制定を見、更に、千九百二十九年四月十日に、それは修正せられた。精神薄弱者癲癇病患者慢性的精神病者に對し、收容の有無に拘らず、強制的斷種が爲されることとなつて居る。

二一 ヴァージニア州 ヴァージニア州の斷種法は、それを憲法上合法とするところの多くの判決に依つて裏づけられた點から見て、試練を経たところの模範的法律であると爲されて居る。千九百二十四年三月二十日に制定せられた。遺傳性の精神病白癡精神薄弱癲癇病に因り收容せられた者につき、收容所の長の申請に基き、その監督局が斷種の許可を決定することとなつて居る。本人及び其の法定代理人に對して適當且つ十分なる権利の保障が爲されて居る。斷種は優生學的又は豫防的目的を理由として爲され、去勢は許されない。この法律を憲法上合法なりと爲したところの千九百二十七年五月二日の合衆國高等法院の判決 (Buck v. Bell) は『強制的斷種の爲めの闘争史の一里塚』であると爲されて居る。この州における斷種件数は六百五十八件であつて、其の中、二百二十件は男子に對するものであつた。

二二 アイダホ州 ここでは、千九百二十五年三月十三日に法律が作られ、千九百二十九年

に修正せられた。州優生學委員會が、年四回に亘り、州内の總ての收容所の報告を受け之に基いて斷種の決定を爲すこととなつて居る。斷種の對象は、社會的に危険なる精神薄弱者精神病者癲癇病者常習犯人道徳的變質者及び性的變態者である。千九百三十一年五月二十九日のアイダホ州高等法院の判決 (Board of Eugenics v. Troutman) はこの法律を是認し、その判例は斷種立法史の他の一の重要なモニュメントとせられて居る。

二三 ウタ州 千九百二十五年三月十六日に法律が作られた。その法律は、性的犯罪人白癡癲癇病者癡愚精神病者の斷種を規定したものである。千九百二十九年三月二十三日と、同じく二十五日との二回に亘つて修正が爲された。この法律の持つて居るウタ州高等法院の判例 (Davis, Warden v. Walton, April 9, 1929) も亦斷種立法の一里塚を示すものであるとせられて居る。

二四 ミネソタ州 ミネソタ州では、千九百二十五年四月八日に斷種法が制定せられ、以來、五百名以上に對して斷種が行はれた。斷種の對象とせられるのは州收容所の精神薄弱者精神病者であつて、本人又は其の法定代理人の承諾を條件として、州監督委員會精神薄弱者收容所の長、著名醫師及び心理學者の意見に基いて施術が爲されることとなつて居る。最近には、法律の修正が企てられつつあるといふ。

二五 メイン州 この州では、千九百二十五年四月十一日に最初の法律が作られ、千九百二十九年に若干の修正が爲されたが、現に行はれて居るのは千九百三十一年四月三日の法律である。それに依ると、精神病又は精神薄弱の理由で收容せられて居る者に對し、收容所の監督局が

斷種の可否を決定することとなつて居る。

二六 ミシシッピ州 千九百二十八年四月二十六日に法律が作られ、遺傳性の精神病白癡、癡愚、精神薄弱、癲癇病者に對して斷種が爲されることとなつて居る。

二七 ウェストヴァージニア州 千九百二十九年三月五日に斷種立法が實現せられた。

この法律では、遺傳的精神病者、白癡、癡愚、精神薄弱者及び癲癇病者を收容するところの收容所の長が、假釋放又は釋放の候補者につき申請したところに基いて、公共保健委員會が決定を爲して斷種が行はれるのである。

二八 アリゾナ州 アリゾナ州では、千九百二十九年三月九日に法律が制定せられた。遺傳性の精神病、白癡、癡愚、精神薄弱に因り收容せられた者につき、州立收容所の長が申請を爲し、これに基き州醫學的診査委員會が斷種の可否を決定することとなつて居る。

二九 ヴァーモント州 この州では、千九百三十一年三月一日に法律が出来た。遺傳性の白癡、癡愚、精神薄弱者、精神病者に對し、收容の有無に關係なく、斷種が爲される。

三〇 オクラハマ州 ここでは、千九百三十一年四月二十二日に斷種法が作られた。遺傳性の精神病、白癡、癡愚、精神薄弱、癲癇病に因り收容せられた者が、釋放の場合に、優生學的及び豫防的理由に依つて斷種せられることとなつて居る。

以上が大體、アメリカ合衆國の斷種立法の歴史について、ランドマンの報告したところに依る概観である。今、合衆國の現行の斷種法について、斷種の對象、方法、目的及び其の他の點から之を

分類して見ると次の如くである(六)。先づ第一に、斷種の對象については、確定的犯人を對象として規定せる法律が一、白癡が一八、癡愚が一六、強姦犯人が七、精神病者が一八、精神薄弱者が三二、癲癇病者が一八、道德的變質者が七、常習犯人が六、性的倒錯者が七、道德的缺陷者であつて三犯の累犯者が二、遺傳的犯人が二、遺傳性精神病者が七、性的犯罪の再犯者、無期刑者、遺傳的精神的缺陷者、微毒性患者、不治の慢性的マニヤ、癡呆、變質者、犯罪人、ソドミスト、反自然的犯罪者、精神的疾患者が各一となつて居る。次に、斷種の方法については、方法は特定しないが最も安全有效なる方法と規定せる法律が二、輸精管切除、輸卵管切除又は更に適當なる方法と規定して居るもの四、方法を制限しないもの一、輸精管切除又は oophorectomy と爲して居るもの一、去勢を禁止せるもの六、輸精管切除又は輸卵管切除とせるもの一、三、輸精管切除、輸卵管切除又は oophorectomy と定め居るものが一、輸精管切除、輸卵管切除又は更に人道的な方法と爲して居るものが一、となつて居る。又、斷種の目的については、國家經濟を目的とするものが一、優生學的見地が三、二、豫防が二、五、刑罰として爲されるものが二、となつて居る。最後に、斷種を強制的なものとなすか又は任意的のものとなすかについては、任意的斷種を規定せる法律が四、強制的斷種法が二、四、任意且つ強制とせられるものが六、本人又は其の代理人の承諾を必要とするものが四となつて居る。これが、アメリカ合衆國における斷種立法の現状である。

(K) Landman, Human sterilization, Appendix D, E, F, H. et. Eugenics Number of the Birth Control

Review, 1:33, vol. XVII, no. 4, p. 86.

然らば、ヨーロッパ大陸その他の事情は如何であらうか。(この章未完)

行刑に於ける懲罰(一)

——特に少年犯罪者に就ての調査——

近藤 貞次

- 一、調査の目的
- 二、調査の方法
- 三、調査の結果

一、調査の目的

マツキーヴァー氏は言はれた。「社會を或る段階に押へつけ、さうして、これが社會の典型である、完全な形である、眞の特徴であり、規範である、標準であると云ふ分析的の考へ方の裏をかくものは生活である。即、常に其の制度を破壊しつゝ、創造するものは生活である」(註一)也。即、人間が生活々動を營んで居る限り、社會は進歩し發展する。かくして社會は人間の生活々動の中から發展してゆくものではあるが、此の自己の中から開けてゆく發展の爲に、人間は又、いろいろの問題に逢着

する。即、反射運動も本能活動の如き先天的活動様式並びに、其等の先天的活動様式を基礎としてそれ迄に獲得された後天的の活動様式のみによつては、生活を圓滑に行ふことが出来なくなる。斯う云ふ問題に逢着した場合、人間は、發展せる形の生活を圓滑に營むことが出来る様な活動様式を欲求する。即、問題解決の方法をもこめる。茲に於て、意識的、無意識的に新しい活動様式が獲得される。斯様にして新しい活動様式が獲得され、當面せる問題が解決されてゆく過程を、一般的に、學習と言ふのである。(註二) 一旦學習された活動様式に對しては、人間の精神の中に、其の活動に對する傾向が残存し貯へられ、生活衝動の動きに應じて開發せられる。其の貯へられた傾向の上に更に新たな活動様式が學習せられ、それが社會の發展と共に繰返され、かくして新しい

活動が次から次へと學習されてゆく。

此の新しい活動様式の學習に就いて、此處に特に取り上げて考察して見度い問題がある。新しい活動様式の學習と云ふことは、要するに、生得的の形とは別な、今迄とは別な活動様式を學習することである。此の事は、人間が本來、或はそれ迄有して居る活動傾向を破壊して別の活動傾向を形成すること、或は、今迄に無かつた活動様式をつくりあげることの意味する。既に所有して居る傾向に従て、活動する場合には、その活動は自然的に、圓滑に展開されるが、これを破壊する際には心的抵抗がある。又、今迄に無い活動傾向をつくるには或種の強制を要することがある。従來の傾向に基く行動を禁止したり、或は従來の傾向に反する行動を行はしめること云ふことは、共に、無理なしに圓滑に行はれる、即、人間が自然に向つてゆく活動ではない。さう云ふ時、人間の精神は抗爭状態に置かれる。此の抗爭状態を克服し、氣の向かなす (natürliche Neigung の無す) 行動をなさしめる爲には特別の手段が必要である。例へば、レヴィン教授は此の特別の手段として三つの方法のあることを教へられた。一つは賞であり、他の一つは罰であり、残る一つは事そのことに眞の興味を起させることである(註三)。

即、此の考へによると、新しい活動様式の學習に際し、自然的の欲求の無い行動をなさしめる手段であると云ふ所に、賞罰の一般的意義が認められることになつて居る。今、わたくしは、斯う云ふ考へに従て、此の種の意味に於ける懲罰のこゝを、特に行刑に關係づけて考察して見度と思ふ。

註一 R. M. Maciver, The Elements of Social Science, 3rd ed, 1926, p.89

註二 學習の一般的意味を斯う云ふ風にとすることは既に諸學者の教へられる所である。青木誠四郎氏『教育の過程』(岩波『教育科學講座』)、小野島右左雄氏『最近心理學論』上巻、三三〇頁

註三 K.Lewin Die psychologische Situation bei Lohn u. Strafe, 1931

行刑は一つの教育であると主張されて居る。(わたくしがこれから述べようとするのは刑の應報論を主張される人にとつては意味をなさないものであらう。) 所謂刑罰は法文化された罰であつてその本質に於ては法文化されて居ない罰と異なる所がないと見ることが出来るかと思ふ。若し斯う考へることが許されるとしたら、所謂刑罰なるものにも、先に述べた、賞罰の一般的意義を認めよい筈ではあるまいか。さうして刑の教育的意義はいろいろの方面から論じ得ると思ふけれども、刑を、自然

的欲求を有しない行動をなさしめる爲の一つの手段と云ふ風に考へることによつて、その教育的意義を認めることも一つの見方として許され得ないであらうか。刑も矢張り社會生活を圓滑ならしめる爲に一つの分業を果して居るからである。

刑務所内には監獄法の定むる特別の罰がある。曰く重屏禁、曰く輕屏禁等々。わたくしは、よく、例へば懲役刑に處し、その上に更に重屏禁や輕屏禁などを加へることは、罰を二重に加へるものであるとの言葉を聞くことがある。成程、法律の條文を概念的に考へると、さう云ふ解釋もつき相である。又、懲役、重屏禁、輕屏禁、運動の停止等々と、個々の刑、個々の罰を一つ一つ別々に表面的に見てゆくと、罰が二重にも三重にも與へられて居る様に見えるでもあらう。斯かる皮相な見方は、單なる皮相な見方として特に注意する必要が無い様にも思はれるが、必ずしもさうとのみは言はれない様である。思ふに、刑罰を應報的に考へて、刑罰を受ける人間を問題にせず、刑罰そのものに意味を求めて刑罰を見れば、例へば懲役と重屏禁との關係は、罰が二重に與へられて居る形になつて見えるからである。併し、刑罰を教育的の意味に於て見、刑罰を受ける人間を問題にし、罰の人間に對

する作用、即、犯罪者の不正規的活動様式を正規的な活動様式につくり直すことから考へれば、重屏禁、輕屏禁等々の罰は、懲役刑の上に更につけ加へたものと見らるべきではなく、懲役と云ふ刑の特殊化されたもの、これを遂行する上の補助手段、技術と見らるべきであらうと思はれるのである。少くとも心理學の立場をとり、罰を受ける人間そのもの、ことを考へれば、かく考へざるを得ないものである。何となれば、例へば懲役刑を受けて居る者に、運動停止の罰が加へられたとすれば、其者に對し、此等の懲役並びに運動の停止は、條文に書かれて居る如く、然かく概念の重り合ひとして作用せず、懲役と運動の停止とは全體として具體的の罰を形づくり、直接働きかけて來るからである。(註)。

(註) 刑罰を右の様な意味にとつてこれを執行し、それを效果あらしむる爲には、刑罰を與へる者も與へられる者も共に、教育刑の觀念を所有して居らねばならず、さうしてこの爲には、教育刑の主張が社會に浸潤しなければならず、適當な社會政策の實施せらるゝことを必要とすることであるが、そのことを論ずることは此の論文の範圍外である。

わたくしは、今、懲罰は自然的欲求の無い行動をなさしめる爲の手段、技術であると説いたのであるが、此の

懲罰が懲罰として、夫々の個人の欲求する行動を禁止し、氣の向かない行動をなさしめる作用を遂行し得る爲には、懲罰にこれ等のことをなさしめるだけの事實的の力がなければならぬ。所で、此の事實的の力は、所謂懲罰と呼ばれる性質が、その懲罰を受ける夫々の個人に實現せられる時始めて發生するもので、懲罰を與へる者の側から、前以て豫測し得るものではない。さうして、懲罰を懲罰たらしめる性質は、すべての個人に同一に實現せられない。又、同一の個人にあつても場合によつて一樣に實現せられない。例へば、體罰が効果を有し得るのは、體罰が何を意味し、體罰によつて苦痛の生ずるものであることを知つて居ると云ふことが豫定されて居る。故に體罰の經驗のある者となし、體罰に對する態度が異なり、又、體罰に對してあまり多くの經驗を有し、而も、その體罰の與へ方が出鱈目であり、無計畫的である場合には、さう云ふ體罰を受ける者にとつては、體罰は只一時の苦痛を與へるものに過ぎず、何等精神的に考へ方の轉向をもたらさないであらう。又、懲罰として或る行動を禁止する場合、其者の現に欲求して居る行動を拒絶する時始めて、欲求の拒絶が懲罰になり得るので、其者の欲求して居ないものを禁止しても、其者は何等痛痒を感じ

じないであらう。更に、此の場合、禁止する行動が當該個人の欲求して居るものか否かが問題であると同時に、又、何人によつて禁止されて居る行動かと云ふことも問題になる。例へば、刑務所では刑務官の拒絶、禁止が、すべての收容者に同様に効果あるものと假定されて懲罰が與へられる。勿論、かゝる假定は或る收容者に於ては事實であらう。併し、他の收容者、例へば、刑務官の禁止よりは「仲間」の禁止の方に意識の向つて居る收容者に於ては、右の假定は裏切られることになる。又、イデオロギーを背景として罰が加へられる場合には、罰はイデオロギーへの反抗を意味するもの、道徳上の低落を意味するものとして與へられる。さうして、イデオロギーへの反抗と指摘され、道徳上の低落と宣言せられることは、其者が社會的に淘汰され、排斥されることを暗示するもので、此の暗示こそはイデオロギーによる罰の據つて立つ足場である。而して、かゝる足場が崩れない爲には、即、イデオロギーを背景とする懲罰が効果を有し得る爲には、其の懲罰を受ける者が、そのイデオロギーを信奉し、而も、最後迄それを信奉し續けて居るものでなければならぬ。「或る女生徒は女教師に罰として小さい暗い部屋に獨りいれられたが、而も、ほがらかであつた。

即、此の女生徒は、罰を、女教師が豫期した様に、「道徳的」にとらないで、冗談に曲けてしまったのである。『これはレヴィン教授が引用された例である。さうして此の事實を、教授は、イデオロギーの革命、乃至、價値の價値づけの改變と言はれて居る（註）。斯う見て來ると、懲罰を與へる者によつて豫期され、假定された通りの結果が、懲罰を受ける者に、常に、見られるとは言はれないかと思ふ。即、懲罰は與へる者の手にある時は未だ假定的、非現實的なもので、それを受ける者が、何等かの意味で受け入れた時、始めて、事實的な、現實的なものになる。これが、私共心理學の立場に於て、假定的な非現實的な懲罰と、事實的な現實的な懲罰が區別せられる所以である。さうして、氣の向かない行動をなさしめる際に、實際に人間を押し動かす力を有するものは、事實的懲罰である。所で、此の事實的懲罰は、意識が如何なる方向に向つて居るかによつて定まるものであり、此の意識の方向を規定する要素の主なるものとしては、環境、事態、賞罰相互の關係、他の手段の存否、意識構造である。（假定的賞罰と事實的賞罰との區別は、心理學では、比較的最近になつて言はれたものであるが、充分認められて居る。併し未だ、他の分野では了解が少ないのではないかと思ふ。又

事實的賞罰を問題にすると、私共は、收容者を個別的に處遇すると云ふ主張を支持せざるを得なくなる。勿論、個別的なるもの、背後にある一般的なるものを無視するわけではないが。

註 K. Lewin, Die psychologische Situation bei Lohn u. Strafe S. 29—30

右に述べた様な考へから、わたくしは、事實的懲罰を受刑者に就ても知る必要があると思つた。此處に報告する調査は其の目的の爲の一つの試みとして、川越少年刑務所に於てなされたものである。更に知り得た事實は更に報告することにして、一先づ、調査に一句切りをつけて之を報告し、大方の叱正を仰がうと思ふ次第である。

二 調査の方法

調査は大體次の二つの部分から成つて居る。
一、懲罰についての調査。監獄法に定めてある懲罰を豫め印刷してある用紙（1）を示し、
『君は此處の懲罰に色々あることを知つて居るだらう。それは此の用紙に書いてある通りだね。所で、萬一、君が

用紙 (1)

懲 罰	順 位
叱責	
賞遇ノ三月以内ノ停止	
賞遇ノ廢止	
文書圖書ノ閱讀ノ三月以内ノ停止	
運動ノ五日以内ノ停止	
作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削	
二月以内ノ輕屏禁	
七日以内ノ重屏禁	

理由

懲罰を受ける様な事があつたとしたら、どの懲罰が最も身にこたえ、嫌であり、困ると思ふか。最も身にこたえ、嫌であり、困ると思ふ懲罰の所に1と書き、その次に身にこたえ、嫌であり、困ると思ふものに2とつけ、次々に345……と書き込んで下さい』と教示し、品等を行はせ、その品等を行ふ間の態度を観察し、被驗受刑者の反問に答へ、品等を終れば、何故さう云ふ風に品等したかと云ふ理由をもとめた。勿論、一人一人別々に行つた。同一の検査は一人の受刑者について二回行はれるのであるが、第一回と第二回の間は一週間乃至一〇日間の間を

用紙 (2)

處 罰 割 合	順 位
100	
90	
80	
65	
50	
35	
20	
10	

理由

置いてあり、勿論、第一回の際に、『今一度やらせる』と云ふ様なことは全然言つてない。此の調査は昭和七年の十月に行はれたものである。検査された受刑者は入所後一年乃至二年を経過したものであつて、調査者と顔馴染である。無記名であるが、調査者にはどの答案が誰のものであるかは、個人検査であるのでよくわかつて居る。併し、被驗者の名譽の爲め本名は絶対に秘す。
二、處罰率の調査。先づ用紙（2）を示し、

『工場の擔當によつて、或る擔當は犯則行爲は必ずとりあげて處罰の手續きをとり、即、一〇〇回の犯則行爲があれば、一〇〇回悉く處罰の手續きをとり、或る擔當は、例へば、一〇〇回の犯則行爲の中、九〇回とか、八〇回乃至一〇回しか處罰の手續きをとらない。若し自由に選ぶことが出來るとしたら、君は今話した者のうち、どう

云ふ取扱ひをする擔當の居る工場に第一に行き度いと思ふか。此の用紙に一〇〇と書いてあるのは一〇〇回悉く處罰の手續きをとると云ふ意味で、以下の九〇、八〇……もさう云ふ心算で書いてある。そこで、一〇〇回悉くとりあげる様な擔當が最もよいと思つたら其の欄に1と記入し、以下自分の希望の順に従つて234……と書き込んで下さい」と教示を與へて記入させ、記入の終るのを待つて、その記入の理由を聞いた。此等のことはすべて『懲罰についての調査』の場合と同様である。

處罰率に就ての調査も、懲罰についての調査も共に品等法によつた。品等法によつて得られた結果の處理は、從來多く、量的、統計的になされたが、このことは、決して品等法の結果の處理は必ず量的、統計的であることを意味しない。品等法の結果も質的に處理し得る。此の點、わたくしは、聊か考慮をめぐらした心算である。

三 調査の結果

1、懲罰についての調査の結果
 始め五五名について調査したのであるが、第二回目の調査が終らないうちに出所した者があり、第二回目の調査に應ずることを肯んじなかつた者があつて、結局利用

し得る結果を提供した者は四七名になつた。先づ、懲罰に就いての調査の結果をまとめて見ると第一表の如くである。

第一表

懲罰	答ノ分配							
	1	2	3	4	5	6	7	8
賞遇三月以内ノ停止		14	1	64	47	42	2212	107
賞遇ノ廢止	21	1	36	28	910	1510	99	63
揮動ノ五日以内ノ停止		2	129	67	1210	64	35	810
作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削		12	105	911	58	711	64	96
叱責	38	3	57	74	34	104	36	1315
文書圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止	44	74	915	99	127	23	44	1
二月以内ノ輕屏禁	89	2826	31	43	11	3	6	1
七日以内ノ重屏禁	2824	810	63	32	2	3	1	4

細字ハ第一回、太字ハ第二回ノ結果（以下コレニ準ズ）

此の表から何が言はれるかと云ふことを考へる前に、表そのもの、信頼度に就いて若干の考慮を拂つて置き度

いと思ふ。

細字は第一回の調査の結果を示し、太字は第二回目の調査の結果を示して居る。二回行つたのは、第一回目の調査の結果が果して信頼し得るものかどうかを知る爲めであつた。今、此の兩結果の數字を比較して見ると、局部的には數字の分配の喰ひ違つて居る所はあるが、大體の傾向を見て行くことにすると、第一回の結果は、必ずしも信頼し得ないものでないことが知られる。これを更に正確に言ふと次の如くである。調査を受けた四七名の中、第一回の調査の結果と第二回

第二表

	實數	%
第一回=第二回	5	11
第一回と第二回大	34	72
第一回≠第二回	8	17

のそれと全然同じものが五名（一〇%）、逆に全然違つて居るものが八名（一七%）、多少の差はあるが大體同じと云ふものが三四名（七二%）、即、第二表の通りである。此の結果のうち、第一回と第二回が全然合つて居ない八名については、第一回の結果が全然出鱈目であつたと見るべきであり、従

つて、此等の者の結果は全然信頼出來ないものと見るべきであらうか。此の二回の結果の全然合つて居ない者を

一人一人調べて見ると、先づ、その中の二名は、品等の際無理に考へすぎて、自分の本當の考へに従つて卒直に品等しなかつた者である。即、此の二人の者は智能は普通であるが意志力弱く、刑務所と云ふ特殊の環境中にあつて役人に迎合しようとして居る者——特に、一人は、早く出所し度いと云ふ希望を述べて居る——である。斯う云ふ傾向を持つて居る所から、此の二人は、品等の際、自分の懲罰に對する考へなり、印象なりに従はないで、實驗者がかゝる調査を行ふ理由が奈邊にあるかを忖度して推量的に行ひ、推量である限り、其時其時で品等に動搖を來すことは考へ得られることである。（彼等が迎合する傾向を有する者であることは、彼等の日頃の行動を觀察して知る事が出來、品等も、實驗者 意中を忖度して推量的に行つたことは、調査を受けて居る時の態度で知ることが出來た。迎合する傾向を有する者であると云ふ様なことは、此處では、品等の結果そのものからは知り得ず、寧ろ、品等を行ふ前後の行動から知られて居る。一般に、調査の直接の結果より、調査の前後、調査と調査の間等に、比較的大切な資料が提供されることがある。）他の三名は其の生活史を見ると犯罪經歷長く、入所後も成績悪く、懲罰を受けて居る者で、懲罰を受けた體驗は

あるが、刑務所に對する一般的の嫌惡特に強く、調査に際しても、半ば反抗的の態度をとり、調査を受けることに對して全く誠意を缺いて居た者である。又、他の二名は智能も劣り、内向的な憤りをなし、反抗的と云ふよりは愚痴の多い者で、さう云ふ所から、又、先の三名と同様、調査に對して誠意を示さなかつた者である。最後の一人も矢張り、調査に誠意を持たなかつた者ではあるが、此者は、智能は普通に近く、常に内に蟠つて居る獸的の悪性は少く、輕燥にして興奮し易く、簡単に反抗して事を起すと云ふ種類の者である。入所後、この傾向が禍して喧嘩した爲に懲罰を與へられて居る(註)。

註 これらの八名のうち五名は、處罰率についての調査に於ても、第一回と第二回の結果が全然合つて居ない。而して處罰率についての調査に於て、第一回と第二回の結果が全然合つて居ない者は九名である。序に、此の九名について述べて置かう。九名のうち五名は今述べた通りであるから残る四名について述べなければならぬ。所で、此の四名を見ると、懲罰についての調査の結果に於て、第一回と第二回の合はない者に於て見られたと同じことが見られる様である。即ち四名の中の二名は、處罰率についての自己の考へに基いて品等せず、調査者の意中を忖度して、これが調査者の求めて居るものであると推量し、それに從て品等して居る。根底の無い感じに基く推量であるので、その感じは、其時其時で動搖し易いのである。その二名の中の一

外し、他方併し、特例として考究の價值あるものであるから、他の者と別に特に扱ふ必要があらうかと思ふ。始め他の者に就いて考へ、次に特別の者について考へることとする。他の者に就いて考へる爲に、先づ、第一表の中から、特例の一二名を除いて三五名となし、それらの者について表をつくつて見る。それが第三表(次號掲載)である。

註 特例の一二名中、處罰率と懲罰についての兩調査に於て共に第一回と第二回の結果の合はない者は五名であつて、他の七名に於ては、處罰率についての調査に於てか、懲罰についての調査に於てか第一回と第二回が全然等しいか或は大體合つて居る。併し、これ等の者の中には、前の調査の結果を憶起することに努力してそれに成功したと見られる者、即ち、第一回と第二回の合致が全然記憶によると見なされる者があり、而も、全体の品等の際の態度が、前述の通りであるので、たとへ、二回の結果が一致して居ても疑問を挟む餘地があるであらう。そこで、これらは、出来るだけ結果の正確を期する爲除くことにする。

以上、わたくしは、第一回と第二回の結果が合つて居るか否かによつて、調査の結果の信頼度を論じたのであるが、勿論、このことのみが信頼度を決定する標準ではない。すでにこのことについても、結果そのもの、みについで信頼度を論ぜず、その者の生活史、犯罪経歴、心理

方は、智能普通に近く、犯罪経歴が長くて、役人と接觸する機会を多く持つた者である。此者が、品等の理由として擧げた所は、形式的には極めて殊勝らしく、品等そのものの理由としては極めて不自然のものである。即ち、處罰率についての調査に對し、第一回の結果は、一〇〇の犯則に對して一〇〇回悉く處罰の手續きをとることを最も好むとなし、理由として「正直に致しますから」と言ひ、第二回に於ては、第一回の場合とは逆に、一〇〇回の犯則の中、一〇〇回だけ處罰の手續きをとると云ふ取扱ひ方が最も好いとなし、理由として「悪いことをしませんから」と言つて居る。他の一方は、某中學校を中途退學した者で、不良中學生の仲間の雰圍氣に包まれて遊びの度をすごし、犯罪をなすに至つた者であり、人間が社會生活にはいる前に當然なさなければならぬ鍛錬が足りなかつた者である。従つて意志弱く、簡単に周圍の者に迎合する。勿論、仲間にも迎合する。而も他方、役人にも迎合する。さうして、此の者が役人に迎合することは父や親戚の者が社會的に相當の活躍をして居ることによつて特に強められて居ると思はれる。残りの二名は嫌々に調査に應じた者の類である。一人は智能も低く、長い間浮浪生活を送つて、落付いて物事をやることの出来ない者である。今一人も、落付きとか健實味に缺け、遊び好きで、而も、幼にして母を失つて氣持ちが荒んで居り、今は、父が彼の犯罪を苦にして自殺した所から益々荒んだ氣持ちになつて居る者である。

以上述べた八名、並びに右の註に於て特に述べた四名は、調査の結果そのものは右に述べた様な次第で信頼し兼ねるものであるから(註) この十二名を第一表から除

學的特性調査を受ける時の態度、行動から論じたことであつた。これらのことを考へ合はせて信じ得ないと斷定したのであつた。そこで、第一回の結果と第二回のそれとが合つて居る場合でも、それを信する迄には、若干の考慮を必要とすることである。次に、其の考慮の標準になるもの、主なるものを列挙して見よう。(一)品等を行ふ際の技術的問題として、先づ、記憶と云ふ要素が考へられなければならない。品等が比較的單純に行ひ得る處罰率に於て、二回の結果の合つて居る者の數が、さうでない懲罰についての調査に於けるそれらの者の數より多いと云ふこと、第二回に品等をする際の被験者の態度を観察するに前回に如何に品等したかを思出すことに努め、而も、思出すことに成功した者が若干名あつたことを考へると、記憶の要素の存在して居るであらうことが考へられる。然らば、第一回と第二回の品等の仕方の合ふ合はなさを全然、記憶のよし悪しに歸してしまふことが出来るであらうか。併し、第一回と第二回の間には一週間乃至一〇日間の間隔が置いてあり、第一回の際に第二回を行ふと云ふ様なことを豫告して置かなかつたと云ふ注意が拂はれて居り、合つて居る者の中には智能の低い、記憶の悪い者があり、合つて居ない者の中にも、智能の高い

記憶のよい者があり、且つ、合つて居る居ないと云ふことが其者の品等する時の態度などにも關係あることが知られる以上、記憶の要素一つを以て事を決めることは單純、早計であらう。(二) 誠意を以て調査を受け、眞面目に品等を行ったか否か、又、懲罰について一定の意見なり體驗を有せず、持つて居てもそれに基かず、其時其時の感で品等を行ったか否か。このことは先に特例について述べた時詳しく書いて置いた筈である。このことは可成り品等の結果を左右する様に思はれる。(三) 懲罰に就いての考へなり、體驗を問はれて、それに對して如何に答へ、如何なる態度に出るか、其者の生活經歷現在の生活環境、時々刻々の事態——これらの諸要素が夫々の個人の精神の動く方向を規定する重要な條件であると云ふ意味に於て——に依存する所が大きい。即、波瀾、曲折の多い複雑な生活經歷を辿り、刑務所と云ふ特殊の環境に居り、調査と云ふ特別の事態内に於ける受刑者の返答が、果して、どこ迄眞の事實的懲罰について述べて居るか、調査の結果そのものを云々する前に、一考する必要がある。このことも、先に、特例について述べた時、少しく觸れて置いた。

結果の信頼をする時に、常に、上記の考慮を拂ひなが

ら、次に、第三表について、少年犯罪者の事實的懲罰の一面を探つて見よう。

プロシヤの歸休^{エルフアップ}体制廢止

プロシヤに累進制の布かれてより、第三級の受刑者には一ヶ月二週間、第二級のものには一ヶ月一週間の歸休 (Erlaubbung) が許され、日曜及び祭日には、平服の刑務官に引率されて、受刑者も通常服で刑務所附近を散歩することができたのであるが、今度ナチス (Nazis) が政權を握るに至つて、刑罰を正しいものとすると同時にきびしくするといふ主義を取つたので、歸休制は新しい主義と相副はないものとして、プロシヤの司法大臣は最近この制度を廢止するに至つたのである。

行刑實務の尊さ體驗

鍵山俊治

行刑教化の理想は受刑者自らが客觀的の價値を愛好して、常にその獲得に努め更にそれを創造せんとする態度即ち自力的改善の心を養成することにある。これが爲には受刑者は客觀的價値の体得が必要であり、創造的態度の養成が緊要である。時所、所縁に關せず普遍的に妥當なる客觀的價値を追求して、更に新生の我れたらんに努むるは人間生命の本質的欲求であつて、この心的作用を助成すること自體が眞の行刑教化であらねばならぬ。即ち我等は行刑過程の流れの中にあつて、一面に過去の思潮を理解し他面にはよりよい思潮を創造することによつてのみ、自己を向上せしむると共に行刑教化の進展を圖ることが出来るものと思ふ。蓋し行刑思潮の流れを汲まずしては、眞の行刑教化の理念は理解し得ぬからである。

斯くの如き見地より我等は現代の行刑を直視し、社會

現象を緯とし經として、以つて切實なる現實的進展を受刑者達の行刑生活にとり入れてやりたい。それは受刑者一般が自己の全生命をかけて對象そのものを把握せんとする態度の育成と、體驗を必要とするからである。私をして行刑實務の尊き體驗を茲に語らしめるのも、そうした氣分を一般行刑界に助長して欲しいからなので、前置きは先づこれ位とし體驗の一片を誌上に捧げよう。

一、復興の意氣

想ひ起す十年前關東大震火災に依つて現出された、阿鼻叫喚の修羅の巷に血漿を浴びた身を焦土の上に起したお蔭で、横濱の復興をも東京の復興をも目の邊りに見ることが出来たのみならず、更に身に餘る數々の光榮に感激しつゝ、現に感謝と奉仕の生活を營まして頂いてゐることを、朝な夕なに歡喜してゐる。

私は當時横濱刑務所に於て犠牲となられた幾多春秋に富む、僚友數名と收容者四十有餘名の精魂に對しては、如何に避くべからざる天災とは云へ、誠に愛惜の情うたゝ禁ぜざるものがある。爾來春風秋雨、十星霜今や燦然として復興の礎石固く、文化の恩恵洽く亘り、回天の偉業全く完成す、在天の靈また以て瞑すべきか。

回顧すれば、彼の横濱根岸の廢墟の姿そのまゝの刑務所構内に、而も名のみなる淺葱色木綿を以てせる天幕張の裡で、死線を越えた職員並に家族が、玄米の握り飯に澤菴、さてはドロツブにキヤラメル、或は手拭、越中褌等々、千葉刑務所よりの決死的船行便になる心盡しの配給品に、涙しつゝ味つた感激のシーンなど、今まざうかぶ思ひ出である。

わけでも椎名所長の嚴肅にして、壯絶悲壯を極めたる在所者一千五百餘名に對する監獄法第二十二條の收容者解放の、あの告示こそは我刑務界の史的事實として、永久に横濱のみが持つ唯一の誇りであり、同時に我等の誇りとして永久に輝くであらう、「勝てば官軍負ければこれ賊」の論旨は、當時正木書記官をして刑政誌上その事象を如實に描寫して頂いたこと程、左様に有意義なることであつた。

に身も心も浮き足立ながら、海軍當局の配慮により横濱警備に出動する驅逐艦に便乗を許されて歸途に就いた、私は、メインマストの上に駆け上つて四方の眺望を恣にした、人も寶も一切を滅亡に導いたあの怖しい天災をも知らぬげに房總の連山は、脈々として秋紅葉の新装をまとい、はては白砂青松千變限りなき海岸線の屈曲、平坦々たる無邊際之青海原、神の技ごとの美しさを讃仰しつゝ、歸應復命を終へたのである。

戒嚴令下の濱の夜は、沈々として更くるも燈火だになく、人馬草木寂として音なきの境、流星のひらめきは一人凄寥を深める、ひつきりなしに襲來する餘震と、跳梁する流言と蜚語に怖へつゝ、生死の淵に呻吟する街の姿は、凄惨さながらの餓鬼地獄道の暗である。月は沖天に輝けきも、物資缺乏の巷は殺氣に充ちて、人心の不安は極限を越えてゐる、斯くて一日と暮れ一日と明る焦熱地獄の眞只中に、明日をも知らぬ露の身を、分け合うた一盛り粗飯に支へながらも、復興の意氣と相互扶助の至誠に燃えて、配給米の受領や、漂流汽艇の捕獲利用、收容者の軍艦移送、バラツク官舎や收容場の急設、被告のトラツク護送等々、名實ともに多事多難の中に我等のよき刑務所を復興したのである。この間全收容者もよく

私への指令である、横須賀海軍への糧食の懇請それは生死巖頭にさすらふ群魔の頓息と、職員家族一同の生命を左右する鐵鍵であつた。重責を負ふ身はその使命を自覺しつゝ、單身灰燼の嵐に咽びながら、朽ち震ふ焦熱の地を線路傳ひに、龜裂する道、崩壊する土砂へ、幾度か襲ひかゝる危さに、戦く心に鞭ちつゝ、漸く迎る黄昏れの横須賀鎮守府假設天幕の裡には、またゝく蠟燭の光に司令長官、參謀長、高級副官等が身じろぎもせず卓子を圍む威容に踏ひつゝも、正視出來ぬ刑務所の慘狀を思うては意を決し官名偽稱も時には方便機略只斷の一字あるのみ、具さに窮狀を訴へ、熱淚滂沱思はずも肥前忠吉の刀柄を精一杯に握り締めてゐたものである。至誠神に通ずとか椎名所長の知友伊藤海軍主計大佐の斡旋と、時の法務部長の心からなる御同情とにより、高級幹部會議の採納を得るや、直ちに其夜戒嚴司令部宛「横濱刑務所囚徒一千五百餘名一粒の米もなし救援の爲外米貳百袋至急配給あれ」と無線電信を以て、発信せられし旨を知らされしは翌朝であつた、その時の私は文字通り手の舞ひ足の踏む所を知らず、歡喜雀躍感謝の頭を無暗矢鱈に下げ廻つたものである。

斯くて救援の手段は講ぜられ、死より解放された喜び

謹慎し、沈着事に臨み復興の意氣に専進し、震災のシヨツクに依つて培養せられた、相互愛のうるはしき信念はより深く扶育せられ、全く我見我執を捨て、血ににじむ働きを續けたのである。彼の裁判所の死體發掘作業の如き、炎天烈日の下灼けつく焦土の上に營々辛苦、二旬に餘る力闘は關係者をして感激措く能はざらしめ、これが戒護の任に當る日に焼けた眞黒々の職員達の、端嚴な容姿と態度とは正に戦場の勇士そのまゝのものであつた。この復興と建設に奉仕した職員、始め收容者達の功績こそ、刑務界稀に見る空前の勳しであり、友愛互讓の燦たる至情は、永遠に行刑史上不滅の光を放つであらう。茲に恭しく私は佛天の恩寵に歡喜勇躍、十年の長生を感謝すると共に、當時横濱在職の先輩並に同僚の御健康を祈願し、複雑多岐なる現下の世相を顧み、刑務界將來の動向を凝視しつゝ、追憶を久しくするものである。

二、銃後の意氣

奉天地方に於ける一大爆音に、行き詰れる國運打開の神勅を感得してより、滿蒙に中支に皇軍神兵の實を擧げ皇國は津々浦々に至る迄神靈の發動を祈願し、更生の機

起り修養の道開け上下一致義勇奉公の赤誠天地に充ち、
 國難打開祖國愛の高潮いや高き折突如として、巢鴨刑務
 所作業部に對する軍部當局よりの、彈藥箱相當數量の最
 短期間製作委託の指令に接するや、事態の急迫は佐藤所
 長の英斷を促し、作業時間の延長實行となり、斷然立つ
 て就業者一同に、時局の重大と軍需品製作の使命を告示
 し、秒速的の作業遂行を命じたのであるが、就業者達の
 緊張した心よりの叫びは異口同音に「日本人です皇國の
 爲に誓つてやり遂げます」と云ふ美しい純真な聲であつ
 た。あゝこの精氣、この意氣、警へ身は法の侵犯者とし
 て、陽に天日を仰ぐ能はずとは云へ、一朝國事に遵する
 の精神に至つては、何等遜色をも認め得ぬのである、脈
 脈として流れる大和男の子の傳統の血漿に、何等の變り
 があらう「日本人です誓つて」てふ雄叫の心は祖國愛の
 熱血でなくて何であらう。然るに彼等を改善不能と呼び
 累犯くみすべからずと唱へたる不明の痴は唾して餘りが
 ある。

左手に夜食の握飯を右手にハンマーを打振る火の出る様
 な、作業の展開持續は力の限り根かぎり、時の経過につ
 れ加速度的に進展する、工場と作業部間になされる、三
 十分毎の連絡通信は註文數量に對する完成への進度を、
 息づまるばかりの緊張の裡に刻々と表示して来る、作業
 擔當台に身働きもせず立ち盡して、督勵する佐藤所長の
 指導と相俟つて、決意に燃ゆる就業者達の整調せる態度
 こそは、うれしくもまた涙ぐまじき極みであつた。
 斯くて完成せられた製品は、翌午前八時を期してエン
 チンの音も高らかに數台のトラックに積載輸送の途に就
 いた。私はうすら曇りの朝の靈氣に打たれ、驀地に走り
 行く車を、完成への喜びと就業者達の粉骨碎身の働きの
 心からなる感謝を表しつゝ見守つたことである。
 仄聞するに、彼の彈藥箱はその儘直ちに横須賀軍港に
 廻送せられ、最も正確實に公約の時刻迄に到着したが、
 時しも上海の戰雲は愈々急を告げ爲に發港時が急に繰り
 上げられ、既に我が忠勇の戰艦は舳艫相銜んで征途に上
 つた後だつた。それとばかり時を移さず彈藥箱は驅逐艦
 に搭載せられ、海波を蹴立て、主力艦を追ひ遠州灘の波
 上、艦の進行を繼續しつゝ、目にもとまぬらぬ神技を以
 て本艦に積み替へられ、完全に輸送任務を遂行したそう

だ。

越えて二月我海軍は威風堂々上海の天地を壓し東亞永
 遠の平和、全人類福祉の爲に砲撃の火蓋を切り、世界戰
 史にその武勳を輝かし、海陸相携へて皇軍神兵の實を舉
 げたのであるが、就中大和櫻花と讃へられし、陸戰隊の
 輝く武勳のその影に、無くては濟まぬその彈藥箱こそは
 銃後の意氣に忍従の働きを捧げし、巢鴨刑務所職員並に
 收容者全般の心の意氣地よ動しよ、「日本人です皇國の
 爲に誓つて」とけなげなる至情こそ電波ならねど、野越
 え山越えて、朔風凍る中支の戰場第一線の勇士等と、草
 を褥の語り草、靜中動の心境を皇道布施の本分に、邁進
 せしめたことを切に確信するものである。爾來刑務作業
 に對する軍部の認識を、より鮮明に、より確實ならしめ
 たまゝ發展の過程にありし官用主義の確立に拍車を加
 へ、司法當局をして畫期的作業動員の計畫に、作業統制
 にまで漸次展開し擴大したのである。

あゝ銃後の意氣もて、投じた小さき石よ、されど作り
 なす波のあとの大ききことよ。

以上二件は刑務所に於ける社會現象の最も著明なる反
 映として、私の體驗を物語るものであるが、此の事實よ
 り歸納し類推して、我が行刑の方途に見逃し得ざる一觀

點の存在を、了察して頂くことを得ば、最も欣幸とする
 所である。

惟ふに行刑に於ける犯人改善に關する諸種の方法考案
 は既に、識者の知悉せられる所であつて、今更申し立て
 る程のことではないが、兎に角受刑者の自力的改善を求
 むることに一つの重點を置き、これを基調として行刑進
 化がありとするならば、私は「受刑者は嚴肅正しく且つ
 人らしく處遇せらるべし其の名譽心を尊重し且つ涵養す
 べし」と云ふ、ドイツ行刑法案の一句に共鳴するもので
 ある。私の刑務生活二十年間の活きた體驗は、この二つ
 の社會現象の波によつて、最高潮時を刻し、渺茫として
 涯なき行刑思潮に棹しつゝ、流れ流れて教へ導かれ、受
 刑者に對する自力的改善の徹底に努力し、貢獻せんこと
 を念じて俟まぬものである。

(終)

エルマイラ感化院に於ける教育計畫の豫備報告 (承前)

一九三三年二月ニューヨーク州議會に提出せられ
たる刑務所管理及建築調査委員會特殊報告

三、教師の新技术訓練

學課教授のプログラムを編成するについて監督者(教育指導主任)の遭遇した第三のしかも最後の一般的問題は現在ある教師職員を如何にして新教授法に適するやうにするかといふことであつた。どんな教育の方法もその成功はそれを使用する教師の技能に依存する。教師はその人格的熱誠の中に、生徒の興味を燃へ上らせ、生徒の尊敬と忠實を集め、それと共に生徒を課業に對し密接に協力させる何物かを持たなければならぬ。新教育計畫に與へられた金額が少ないから、現教師職員を援けるために教師を外部から備ふことは出来ない。その上さういふことをしても、この教育計畫が中絶した後に、後を續ける資金がないだらうから、結局こんなやり方は不經濟となる。かくて問題は現職員を、永久的基礎に於いて仕事が出来るとやうに訓練することになる。教師の中には最近入つて來た此の教育思想、教育方法に素早く歩調を合せ

得た者もあるが、甘くゆかずに困難してゐる者もある。この必要に應ずる爲に院内教職員訓練科が設置された。この科は毎週四日一時間づつ院の精神病學係官、心理學係官、教育監督者、教育指導主任の監督指導の下に行はれ、なほ他の組織に關係して居る教育者の援助を受けてゐる。この訓練科が成功してゐるかどうかは、出席を特に求められた人数はそれより少かつたのに教師、守衛、事務員の出席が平均四十人乃至四十五人もあつたといふ事實によつて幾分測ることが出来るだらう。其外に出席許可を求めながら、院の監視がそれが爲に弱められてはいけないからといふので却下されたものが多數あつた。この訓練は、新教育計畫に關して生ずる教育上の諸問題に對する特別な洞察力を職員心に自然と植ゑ込む目的の下に、二十五乃至三十時間の講義をする計畫になつて居る。講義の約半分は教育計畫監督者(指導主任)によつてなされ、残りは院職員中の重要な人々によつて分擔

されてゐる。

職業訓練のプログラム

エルマイラ感化院の職業訓練狀況は、此の教育計畫の實施される以前の狀況は概略次の如くであつた。即ち、約二十四の職業が各特別指導方針に沿うて組織され、熟練せる民間指導者に監督せられた。各少年は初めは簡単な過程を教へられるが、その修練の進むにつれてより完全な生産を基礎として教へられた。然し多くの場合、その特殊な作業場に於ける進路の最後の結果としての生産物は、さして有用なものでもなければ、又外部社會がこの職業に望む特殊様式の熟練を要するものでもなかつた。更に教室での形式的學課教育と作業場に於ける訓練の必要とを結合する何らの企てもなかつた。作業教師はその教へる職業について才能と熟練を持つては居るが、教育方法の訓練は至つて少い。その結果職業指導には非常に多くの無用な形式化と無益な努力が行はれて居た。更に作業教師は指導時間後に戒護の職務で著しい責任を負はされて居た。多くの場合院維持の仕事を管理する爲に受持授業から離れなければならなかつた。その結果教師と生徒との密接な接觸は作業場の或るものに於ては殆んど

不可能であつた。又しばしば、教へられる訓練は時代遅れの職業であつた。

新職業訓練プログラムは既に与えられたか

以上の結果、教育計畫監督者(指導主任)は三つの手本作業場即ち機械工場、板金工場、大工作業場を新組織の基礎の上に立てた。この三つの作業場作業教師は目下各個人別に一の新しい教授の仕方を教はりつゝある。作業場では各職業の仕事の細部分析を行ふやうにして、目下この分析を廻つて研究方針が發展せられつゝある。教師が生徒指導にもつと時間を持ち得るやうに、彼に課された臨時の責任から解放してやるやうに努められつゝある。普通學課中の關係科目、即ち數學、綴字法、衛生、理科其他と作業教育との間の結合はしつかりと固められた。この改造が完成された曉にはこれ等三つの作業場は他の作業場の組織改正の手本として役立つであらう。今日では上述の作業場の改革は甘く進行中である。この教育計畫と結合して特殊な型の二人の指導者を任用することはすでに注目されて居る。即ち一は教育心理官、これは醫學的分類研究によつてなされた特殊な個性研究の知識を教師に與へる爲である。次に圖書係、圖書

室の舊式な組織を改めて参照検索に便利なやうに之を新式にすることは新しい職業訓練計畫に對して肝要な事である。我々は今第三種の指導者即ち製圖家の事を考慮しようとして居る。既に一人の有能な製圖教師、實地製圖法、橋梁、各種機械設計について廣い知識を有し、教授技術に就いて優れたる知識を有する製圖教師が採用され、製圖室は整備され、授業は目下行はれつゝある。この教師は職業監督の助手の役も勤めることにならう。即ち従來は職業監督は細々した仕事のために作業監督上の注意を奪はれがちであつたが、今後は製圖教師がかかる細々した仕事の若干を引受けて職業監督の負擔を救ふことにならう。

目下機械作業場の生徒達は毎週半日の製圖を與へられて居る。製圖者となるに十分な能力と意向のある少年達は將來は訓練時間の全部を製圖科で訓練されることにならう。

職業に於ける効果ある訓練を導く他の源泉はエルマイラ感化院の如き所に於ては手近な所にある。先づ院維持の爲になさるべき多くの仕事がいづれでもあるし、院舎建築もかなりある。この方は時々特別費用で行はれてゐるものだが、只今ではこの種の仕事の量は恐らく頂點に達

して居る。といふのは全院が再建築されつゝあるからである。従來は維持の仕事は少年達にやらせる例になつてゐるが、十分な指導も教育も行はれてゐない。その主目的はその仕事をなし終へるといふことに存したものでなく、個性と仕事の關係は少しも考慮せられなかつた。その結果かゝる維持の爲の仕事は、指導は行はれず、往々興味もなく、屢々非効果的であつた。又こんな遣方で貴重な時間も喪失せられた。少年は大部分十八ヶ月より以上院にゐることはなくこの期間は少年に何らかの職業を完全に教へ込むには全く短かすぎて居る。それで時間といふことは、作業中にその職業について徹底的訓練を與へる上に非常に重要な事である。更にこれはエルマイラ感化院の如き所では慣例的になされたのであるが、職業の可能性を持つては考へられなかつた多くの職務がある。例へば職員食堂である。少年達は給仕人に用ひられ、その仕事をば非效果的に、適切な監督もなしにやるのである。新教育計畫の下に於ては、かゝる少年達は退院の後には給仕人として職を得ることが出来るやうに食事給仕を訓練されるであらう。又例へば理髪、料理、門番等の如き多くの類似の計畫がある。かゝる仕事に熟練した者は院の外で需要のあるものであり、通常の頭の少年ならこ

の需要に十分應じ得るものである。

作業場及教室に於ける少年の組分け

職業訓練の爲に少年を各工場に割當てる手續は次のやうに發展せられ、實行されて居る。入院最初の一週間は入院者に課せられる問題の全範圍の觀念を持ち得るやうに、入院者を職業作業場の巡觀に連れて歩く。これは全院の全般的巡觀の一部である。それから少年の職業を定める爲に、彼にその選ぶ所を表明させる。この選擇は少年の最後の組分けに非常に重要である。といふのは少年はその選擇を熱心に考へるものと豫期せられるからである。次に少年は醫學的分類實施研究で試験されるのであるが、それは特殊職業能力検査の爲である。これ等の心理學的検査の大部分は競争中なされた實際の軍隊試験に基づいて居る。懲治局に關する限りこの検査はその始めをシンシン刑務所に於ける刑務作業と關聯して居る。かやうに職業を收容者に選擇させる問題は刑務所の手續ではむしろ新しい事であるが、それは數年の間全國多くの主要作業場で十分成功的に運用せられて來たものである。職業訓練の爲の少年の組分けに於ける第三の照合として、職業監督者或はその代理者が慎重な面接をする。

この面接はあつて、しかも少年固有の能力並びにその抱負を遂げしむることに努めなければならぬ。かうして三段階の審査によつて職業が決定された後或期間少年の組分けが正確になされたか否かを見る爲に監督者によつて考査される。右に述べた手續は、職業監督者の面接を除けば、いづれもエルマイラ感化院に於ては全く新しい過程であつて、新教育計畫の一部である。少年達は出來る限り「生きた」職業に就かしめられ、作業場教育は出来るだけ、院の維持に關して實際に使用される事物を作るやうにする。この實驗はなほ、將來熟練の教師の監督の下に一つの一般的作業場を建設する計畫を含んでゐる。そして少年は最後の職業決定をする前に先づこの教師に就いて幾つかの職業をやつてみることにするのであるが、只今の所では資金がないから、計畫のこの方面を發展させることは不可能である。なほエルマイラ感化院に於いては目下職業便覽を編纂中である。この便覽は入院と同時に與へられるであらう。かくして少年は自由に種々な職業を注意深く考へる機會を持つことにならう。

職業相談

管理上從來は作業場は職業主任の直接の監督の下にあり、職業主任は感化院長及び院長補に直接責任を持つた。かゝる組織は感化院防壁内のすべての活動を實際的に包括する所の教育プログラムとの密接な連繫を許容するものではない。従つて専任の教育主任が院長補の地位で任用さるべきであり、學課教育も職業指導も、娯樂及教育計畫の關聯する各部門と共にその下に監督さるべきである。かゝる指導監督を経れば現在の職制の下では不可能な種々な活動間の適當な相關關係がもたらされ得るだらう。この報告の關係して居る教育計畫の指導主任は一時的に任用されたのであるが、彼は確かに今述べた院長補のそれと同じ職能を果しつゝある。院の教育事業の種々な領域に於ける彼の奉仕は注目すべき變化をすでもたらし、殊にこれまで全く縁のない別種の仕事と考へられてゐたものに關して注目すべき變化をもたらしした。例へば醫學的分類實地研究は教育監督者の努力を通して學課と直接結び付いた。同様な結合が作業場にもなされようとして居る。かゝる職業顧問と院長補との職能の結合よりも尙重要なものは、職業の選擇、學課に於ける組分けを決定する特殊な場合にその重要な忠告を與へる能力である。或少年達は普通の指導者によつては解決され得ない特殊な問題を持ち、従つて賢明な頭腦、眞の相談者を必要とするやうに考へられる。院長は通常かゝる機能を果し得るが、特別な専門的知識の要求される場合には職業顧問を用ふべきである。

一般的價值を持つ話題

プロヂェクトメソッドの持つ性格訓練の價值に關してその幾分はすでにこの報告で述べられた。共同社會に對するその責任感を感化院入院者に覺醒せしめる事の望ましい事は強調された。この方法以外に入院者の共同意識の發達を獲得する手段の使用は教育者の自由である。之が爲の最善の方法の一は院以外の人又は組織の奉仕を得る事である。エルマイラに女子専門學校があり、自動車で一時間の所にコーネル大學のある事が、一般的興味の話題に關する連續講義に之等學校の或職員を利用する事を可能にする。又組織的労働や手工業者やの代表者に協力して貰へば、一つの新しい促進的基礎の發展を助ける。この基礎によつて院の職業訓練は、教科書や形式的訓練を補足し得る經驗家の興味を呼ぶといふ利益を持つてあらう。學校の講義は出来るだけ今日の話題の一般大勢に從つてなされ、全院生の其問題に關する讀書の興味を一

層發展させ、且圖書館參考書利用の嗜好を發達せしめるであらう。これ迄は資金の缺乏の爲にこの方面を發達せしめる事は不可能であつた。聽く價值のある講演は或報酬なくしては得られない。州全般的に、犯罪に對する教育家達の興味は深く廣く行き亘つて居るが、然し或報酬なしに奉仕したいといふ人は殆んどない。院外の人々をして感化院教育プログラムに助力せしめると、院生殊に云はゞ院風に染まぬ院生の心に、新鮮な人格を觸れさせるといふ附帶的價值がある。退屈な長い時に變化を與へる爲に院生の心を勵ます人格者を連續的に院につれて來れば、門扉を開放して閉ざされた部屋に新鮮な清風を注入するのと殆ど同じ効果があらう。

價值ある第二の根源は活動寫眞や幻燈の利用である。特に活動寫眞は院で行はれつゝある實際的過程と關聯する一般話題と連絡して選ばなければならぬ。例へば鑄造作業場で訓練を受けてる級には鐵鑄の採掘、鋸鑄鑪への運搬、鑄塊の型造、更には鐵鋼の種々な型の處置、そして最後に商品となつた生産物等の活動寫眞が提供せられる。このやうにして彼等はその作業に加へて鐵の話に就いてのより廣大な寫眞的背景を大體知る事が出來よう。パン工場で働く者は小麦の生長、收穫、製粉所への

運搬方法、最後に需要者に配布される仕方の活動寫眞を見る利益を持ち、かくて感化院のパン焼場で一塊のパンを作るに至つた時には小麦の話に關する一般的背景を持つことになる。これはこゝで教へられつゝあるどの職業でも實際に行はれ得るものである。各特殊職業の一般背景を畫くに當つて含まれなければならぬ原則は、過失者に共同社會意識を形成するといふ事である。このやうな寫眞は一の職業を修得せしめるに缺くべからざる背景であるとは考へられない。といふのは種々な型の職業にはかゝる寫眞を未だ見たこともなくして熟練せる多くの職工があるからである。然し過失ある少年は常に自分をば共同社會を越へ、それから離れて考へて居り、共同社會に對するその關係に就いての眺望を失つて居る。上述の視覺的援助は彼の觀點のこの改造に何か奉仕するであらう。

この外に、院生全部に對して全般的に價值を有する活動寫眞がある。これは政廳、旅行談、地理、動植物等の如き問題に關聯する。計畫の現在段階では極度に特殊化された問題、例へば化學、物理學等に興味を高めようとする企ては得策だとは考へられない。なぜなればこれ等は活動寫眞の方面では比較的に新しい觀念だからであ

る。かゝる活動寫眞を得る爲の資金は依然缺けて居るが、近き將來この計畫は寫眞提供の近代的、新しい方法で援助せられるであらうといふことは期待せられるのである。

幻燈は教室の授業と連絡する時特に價值がある。幻燈は映寫全体が當話題の十分な展開を許容するやうに配列される。この十分な展開といふ事は、出來事の連續を急速になす活動寫眞の唯一回の觀覽では不可能である。幻燈は教師によつて講義を通じて形式的に示されるよりはむしろ出來得るだけ、教室に於ける各生徒の批評熟考に供せられるであらう。云ひ換へると、此處で再び個々の院生は彼自身で考へるやうに要求せられる。プログラムのこの部分は何らの困難もなく實行されつゝある。といふのも廣大な範圍の非常に價值ある幻燈が州の教育局から借り得ることによつて間に合ひ、しかも運搬以外になんらの負擔も要らぬからである。

慰安事業

慰安は十分熟考せられた教育プログラムに於ては決定的な地位を持つて居る。不幸にして時間並びに資金の缺乏は只今の教育計畫と關聯して居る適當な慰安プログラ

作された教程を持つて作業して居る。そして大体所謂プロゼクトメソッドに基づいてなされて居る。

五、教育計畫の職業的部分は三つの慎重に選擇された作業場、手本として設けられた作業場を中心として發達せられつゝある。又單に作業教師ばかりではなく尙學課教師及この教育計畫に關係のある監視職員の訓練課程は數ヶ月間持たれた。この訓練授業は院の現在職員がこの計畫そのものが中止された後に於てやつて行き得るやうに彼等を上達せしめるのに役立つ。たゞ二三の特殊専門的教師が附加的に用ひられたが、それは今の所では教師の爲に生徒の個人的研究の準備を與へる學校心理學者一人、今日の不十分な圖書館制度の全体的改造の爲の圖書係一人及作業訓練科の製圖家一人である。

六、勸告は職業顧問に對してなされる。即ち職業顧問は院長補として、「教育的」なる名稱の下に來るすべての種々な事業に關連して十分な權能を持つて活動すべきである。現在の教育監督指導主任は臨時的にこの資格で奉仕して居る。

七、一般興味の話題は活動寫眞、幻燈によつて廣く發展せられて居るが、それによつて院生はその従事して居る主場作業或はその教室で行はれてゐる學課作業に關す

ムの發展を許さない。努力は全て教育計畫の學課及職業方面の發達に拂はれて居るが、遠からざる將來に於て教育計畫の他の方面を補足するに至る所の適當な休養案が發展せられるであらう。

總括と勸告

一、刑務所管理及建築調査委員會主催の下に教育に關する實驗的計畫がエルマイラ感化院で行はれたのであるが、それはこの感化院の教育過程が新式にもたらされ、永久的基礎の上に置かれんが爲である。望ましい事は、そこから導かれる手本が州の他の所にも同様役立つであらう事である。

二、教育過程の主要方針は大衆的處遇よりもむしろ個人的訓練のそれである。各院生はそれに特殊な必要を持ち、慎重に研究され、極度に發達せらるべき所の能力を持つ差別ある人格と考へられる。

三、只今では教育計畫の中で學課及職業の方面に努力が集中されて居る。然し將來に於ては慰安事業も同様に考慮せられるであらう。

四、學課教授課程は三つの部類即ち高等科、中等科、豫備科に分けられて居る。三つの内高等科は十分よく精

る特殊な活動的知識を得る事が出来る。

八、目下の目的に於てはこの事業は實驗的なものであるが、やがてそれは永久的なものとなり、懲治局全般に亘つてその教育手續に活氣を與へる先驅者となるであらう。かくしてこの實驗は來るべき長い將來の爲に刑務行政上に意味深く、遠大な效果を持つてであらうといふことが期待せられるのである。

◎人心劇公開

千葉縣歸生會は廣く寄附金を募集すると同時に司法保護思想宣傳の爲め縣廳、裁判所、檢事局、市町村長その他各團體の後援を得て去る六月廿三日より八月一日まで四十日間に亘り縣下廿七箇所に於て人心劇を公開し、多大の收益を擧ぐると共に保護思想宣傳の效果を收むることが出來た。

The Causes of Crime
 —————
 Dr. Nathaniel Cantor

犯罪の原因 (特にアメリカに於ける) (完)

ニューヨーク州バッファロー市
 バッファロー大學教授

ドクター・ナサニエル・キャンター

此頃、アメリカで公にせらるゝ犯罪の原因に關する著書の多くは、無批判な讀者に、實際は然うでもないのに犯罪の根源について許多のことが知られてゐるといふ印象を與へるのである。犯罪の原因となるものは、學校のづる休み、家庭の背景、學校の仕つけの悪いこと、人家の稠密雜聚、ホームの破壊、ギャング、近隣の狀況、遊技娛樂設備の缺如、刑事司法制度の不備、經濟狀態、銃器の容易に手に入ること、プロベーション(保護觀察)、パロール(假釋放)及び一般行刑制度の無能といふようなことに發見さるゝのである、とは、多くの學者が幾度

か説いた所である。此等のファクター(要因)の一つか又は幾箇か、それとも總てが一緒になつて、犯人の生活を形作つていく上に重大な意義を有つてゐるといふことは理解される。それは解かつてゐるが、しかし、どうしてかゝる要素が實際に彼等の生活の中に入り込んでくるか、また、どういふ風に此等のファクターが相結びついでゐるか、といふことになる、未だ嘗つて吾人を首肯せしむるほどに十分に事實上證據立てられたことはないのである。今、説明の便宜のために、上記の犯罪の原因と看做されたファクターの二三を撰み、諸家の説く所を

檢討してみよう。

宗教が少年の犯罪についてどんな役割を演じてゐるか、このアメリカで著名なるプロベーション・オフィサー(保護觀察司)たるニューヨークのクーリー(E. J. Cooley)は、「少年の性格を樹立するに是非なくてはならない力は宗教とチャーチの感化である」と曰つてゐるが、然るに、有名なサイキエトリスト(精神病學者)で、嘗つてニューヨークの精神衛生學會(Mental Hygiene Association)の國際會議にサウエート・ロシアの委員として參列したサルキンド博士(Dr. A. B. Salkind)は、「精神衛生を完ふする根本的の原則は、吾人の信ずる所によれば、教育から宗教を徹底的に引き離してしまふことである。特に宗教にばかりこり固まるのは、外部からの諸の感化作用を弱め、人間の生活についての現實的な見解の發達を妨げるのである。成程、宗教についての關心は人の内省の力を強めはするが、偏狭な信仰を以て批判力に代へてしまふことによつて、箇人の精神の健全なスタビリティ(安定度)を全くくつがへすことになるのである」と説いてゐる。

オハヨー州の福利局 (Department of Welfare) の心理課の主任心理學者たるマーセル博士(Dr. George

Rex Mursell) は、其著「犯罪に於ける心理的要因としての宗教訓練の研究」なる一文の終りで、「大體からみて、宗教的訓練と犯罪との間には別に大して目に立つた關係は存してはゐない、ミ結論を下した方が安全らしい。たとへ、一人の人間をして犯罪を行はしむるにいつてどんな原因があつたとしても、それは、色々なテストによつて分明であるが、決して宗教的訓練や智識といふようなものではないのである。」と云つてゐる。

とにかく、宗教上の訓練とか信仰が犯罪防止の助けとなるものか、ならないものかといふことを明示するような信頼するに足る證據と見るべきものは存してゐないのである。實の處、我々は、先づ第一に、宗教と犯罪といふ二つの語の意義を慎重に定めるべきで、進んでは、妥當な結論を下さうと思ふ前に、宗教に關した人の習慣の中で、どういふものが現に或る犯罪と關聯してゐるものか、その點をもつと一層精確に知る必要があるのである。

クリミナルは「メンタリー(心理的)に全くノーマル(正常)でないとか、普通の人間とは異つてゐるとか、といふことは今迄に幾度か説かれた所である。しかし、犯罪に於ける精神の耗弱といふことの關係についても、諸家の所謂「科學的」な結論は區々として定まらないので

ある。一群の學者（ゴツダード、ヘレン・ヒル、グリユツク、ルード、アンダーズン等）は、犯罪者ならざる普通の人間よりも犯罪者の方に精神耗弱者が多いと主張し、他の一群（アードラト、ヘリー、ブロンナー等）は、精神耗弱者の割合は二つのクラスに於て殆んど同等であると断じ、更らに第三のグループ（ストーン、ウエーバー、ギルホード及びマーチソン等）は、クリミナルの中には精神耗弱者の割合は少ないと断言してゐるのである。

精神耗弱の問題は、まあこの位にして、今度は、犯罪經歷に於ける一つのフアクター（要因）としての其者の居住他の近隣の状態といふことを考へてみよう。シカゴの少年犯罪研究所（Institute for Juvenile Research）では、居住地の近隣の悪化が或る意味で犯罪と結びついてゐるといふ事實を示す色々な研究を發表してゐるのである。クリツホード・シヨウは、シカゴの中央なる商業地のループ（Loop）に接續してゐる地區に非常に多數の犯罪者の居住してゐる事實を發見して、このループから輻射する線に傍ふて、一平方哩内の男子少年犯罪の割合を調べたが、この割合は市のはづれに近づくに従つて漸次減少して、ループに接する地區では三七であつたものが、市のはづれに近い處では一より以下になつてしまふ

のである。同様の結果は、合衆國の多くの大きな都市でも確かめられたのである。

しかし、不幸にして犯罪に於ける一つのフアクターとしての近隣状態といふものは、其事實は明白に存してゐるのであるが、どうも其因果關係の道筋ははつきりしないのである。近隣といふ意味がもつと丁寧に解剖されなければならぬのである。特殊のフアクターの多くの異つた種類からして人口の雑聚、娛樂機關の不備、「悪い」仲間、貧窮等といふ近隣なるものの組立が出来上つて來るのだが、肝心なのは、統計上の單位としての色々のフアクターの犯罪に作用する其筋道で、これが明かに示されるまでは、如何にして近隣といふものが少年の生活行動に影響するかといふことは確かにはわからないのである。少年犯罪研究所の仕事や之に似た幾多の努力は、調査の範圍を狭めて行くといふ點で、先驅的な努力として稱揚すべきではあるが、それ以上に大した價值は受取れないのである。

實際、箇人と社會的で經濟的な生活機構との間の動的な相關作用といふものは、殆んど手のつけようもない程に複雑を極めてゐるので、ために、上に述べたような數々のフアクターから犯罪現象の「法則」を見出さうとす

る努力を殆んど不可能であるようにさへ思はせるのである。とはいへ、この事は必ずしも吾人の努力を妨げるものではないのである。却て、困難と面倒との多いため、犯罪の因果關係についての結論の性質の試験的であるのを知つてゐるために、更らに一層得られた調査の結果を尊重したいと思ふのである。

犯罪の原因について今迄行はれてゐる幾多の重要な調査が、積極的に具體的な結論を下すことを避けてゐるのは、特記せなければならぬのである。ニューヨーク州のクライム・コムミッション（犯罪調査委員）は、一九三〇年に行つた調査で、其報告書の「犯罪と社會」なる一章で、「吾人は一箇の定まつた單位とすべき犯罪の原因といふものを發見しなかつたのである。従つて、一箇の定まつた豫防方法をも提案することはできない」と述べてゐるのである。

(二)

恐らく、犯罪の原因に關する智識の現在の混沌たる有様の中で、唯一の最も重要な事實は、問題をこれ／＼と具體的に定めて研究する其方法の缺如してゐることであらう。一箇の問題が明かにはつきり把握されたといふ

ことは、已に半分は其問題が解決されたにも等しいのである。已に幾度か曰はれたように、一箇のタイプ（型）としての犯罪者なるものは存在してゐるものではなく、漠然と概念としての犯罪なるものも存在してはゐないのである。唯だ犯人の色々なクラスに色々異つた種類の犯罪が行はれるといふだけである。若し、問題が、何故に或る種の人間が或る特殊の種類を犯すのであるかといふことを發見するに在るならば、行はれた犯罪の種類と犯人との關係を知るために、其特定の個人の生活の背景が解剖されなければならぬのである。其本人の今迄の履歴は出來得る限り精密に調査され且つ批判的に説明されなければならぬのである。

しかし、何人たりとも、犯罪と犯人との研究に眞面目に志したものでなければ、人間の犯罪行動の原因となる特殊のアンテシードント（前件）となるものを見出すことの如何に難きかを知つてゐる筈である。自分の考へでは、指を折つて數へ得るほどの年月の將來には、科學上のシステムに少しなりとも似た一つのシステムに犯罪の原因に關する研究をまとめ上げるどころか、それに近い處までこぎつけることさへ、全く覺束かかないと思ふのである。我々の希望し豫期し得ることは、せい／＼、固より確定

的とはいかないが、相當信を置くに足る事實材料で間違ひのなからうと思へる臆測に効力を賦せしめることだらうと思ふ。社會に於ける男女の行動は、斷えず變化し相互に感應作用する有機體と其環境との結果である所の複雑を極めた習慣のシステムで作り上げられるのである。習慣といふものは或る外部から働きかける力に動かされて生ずるもので、習慣が出来上ると、今度は、其習慣が其後の簡人の行動を決定していくのであつて、而してまた、環境の影響は更らに次なる行動の原因となつて行くのである。かゝる動的な變化して已まない相關々係を分解し説明していかうといふのが、極めて遠い隔たつたものではあるが、嚴に批判的な態度を持して動かないクリミノロヂストの目的なのである。人間の行動は、たとへそれを計算することはできないまでも、少くとも批判的解剖を受けつけないものではないのである。

(三)

で、特殊の犯罪に對して之を決定する特殊の原因を求めることの極めて困難であつて、殆んど不可能とさへ思はれるのは、右の通りであるが、之に反して、我々は、人を犯罪行動に導いていく社會の一般的なコンディショ

ンをかもし出す要因となるものは何であらうか、と考へてみて、其要因を尋ね求めることはできるのである。かうなると、問題は今は變つて來るのである。興味を中心となるものは、特殊の犯罪を行はんとする個人の意圖の上には存しないのである。犯人たる個人の動機は、單に社會的にして經濟的な環境の中に生きてゐる個人によつて作り上げられた複雑な習慣の中心點をなすにすぎないのである。

特にアメリカには限らないが、犯罪の遂行は根本に於て其文明の經濟的の基礎に存するのであるといふ結論に、誰れもが到達することは、恐らく免かれまい所だらうと、自分には考へられるのである。アメリカに行はれる犯罪の性質を見ても、明かにこの事實が反映されてゐるのである。窃盜、夜盜、強盜、文書偽造並びに彼のギヤングの「ラケツテイーリング」(racketeering)——恐喝業)から生ずる種々の犯罪は、悉くマネーを得んがために行はるのである。アメリカでは、身分地位とか成功とかいふことは、其人の所有する富の多少で決せらるゝのである。我々アメリカ人の尊重してゐる價值の大部分は經濟的のファクターで決定せらるゝのである。私有財産の權利はアメリカの文明の犯かすべからざる原則

の一つとなつてゐるのである。我がアメリカの各州の刑法典の何れなりと一つを取つて手に任せてひもといたものは、刑法が主として私有財産制の防衛を目的としてゐるものであることを容易に看取することができよう。

一六二〇年十二月、彼のピルグリム・ファーザーズ(英國に於ける宗教上の迫害を避けて最初にアメリカに逃がれた新教徒)がメーフラワー號で大西洋を航して、今のマサチュセツツ州のプリマウスに上陸し、初めて永久のセツルメントを占めた日以来、アメリカは一個夢想の黄金郷として、歐洲人の飽くなき搾取慾の目標となつたのである。豊饒な土地は涯なく廣がつてゐる。天然の資源は無限である。新たに發見せられたる(一四九二年)大陸は、あらゆる人間の假借する所なき欲望の跳梁するに任せて、悠久の姿を横へてゐたのである。かくして、「メルディング・ポット」(坩堝)の中に自然と出来上つた若々しいユウナイテッド・ステイツ(合衆國)が、デモクラシーの大旗を掲げたことは極めて自然なことで、實の處、デモクラシーなるものは、其なまましい露骨な姿で看れば、個人の欲望(特に所有欲)をヂヤステイファイして、これを組織化せんとする政治上の一制度にすぎないからである。合衆國の憲法には、「人々各自其能力に従つ

て幸福を求めるのは人間自然の權利である」と、ちやんと書いてある。バイブルを抱いて幸福にひたるのも、ピストルを振り廻して幸福を獲得するのも、人々各自の權利だといふことになるのかもしれない。

初期のファーマー時代が過ぎて(ワシントンは大農場主であつた)、十九世紀に入つて工業熱の熾烈となると共に、アメリカ人の自然征服慾は更らに猛烈として燃え上つたのである。十九世紀の中頃から始まつた彼の謂ふ所の「西部征服」(The Conquest of the West)の歴史を讀みするものは、人間の欲望の如何に猛烈残忍で、慾望の赴く所、どんな罪惡でも行はれざるなしといふむごい事實をまさ／＼と目にして、恐ろしいといふよりも、「フロンテイヤー・ライフ」(Frontier Life——邊疆生活)、富と幸福とを夢みて、彼の「カヴァード・ワーゴン」(幌馬車)で山を越へ野をさまようて、樂土を求めて移り住んでいつた開拓者の生活——其當時の秩序の立たなかつた社會では、取引は結局腕づくで、弱肉強食の事實を面りに看みてゐる人々にとつては、ビヂネスはすべて當時の語で曰ふ「ピストル・オン・ゼ・ヒツプ・ビヂネス」("pistol on the hip business") だ、「ピストルを腰に

して「かゝらなければ、何の商賣もできなかつたのである。かういふ生活は決して遠い昔の物語ではないのである。まだ、百年とはたつてゐないのである。今日、「アメリカン・ローレスネス」(“American Lawlessness”)と曰はれて、ギヤングの横行は言ふも更なり、一般に法律を無視する弊風の特にアメリカに甚しきものあるの事實の指摘されて、識者の慨歎する所となつてゐるのも、固より色々な事情はからまつてゐるが、彼の無秩序な「フロンティア・ライフ」の我勝ちの亂暴な氣習の今日に傳つて容易に抜くべからざるものありとも考へられないことはないのである。

首を回らして、他の時と處とを異にせる多くの文明に一瞥を與へてみても、其文明から生れた犯罪の性質と内容とが其特殊の社會の成立の根本的な組織要件で決定せられてゐることが分明になるのである。西歐の文明の埒外に在る諸民族の間には、宗教的な儀式とか、傳統習慣とかいふものに關する違犯の行爲が特に重大犯罪と視られて、我々西歐人から見ると殆んど不可解と思はれるほど、特に甚だしく忌まれ惡まれてゐるのである。かゝる文化を有つてゐる民族の間には、經濟上の制度は大した意義は有つてゐないのである。經濟的活動が最も

重大な意義を有つてゐる西歐の文明に知られてゐる特殊の犯罪は、此等のノン・ユウローピアン(ヨーロッパ以外)の文明では、大した意義は有つてはゐないのである。しかし、歐州の文明を受け繼いだ我がアメリカのステート(州)の刑法は大部分私有權の侵犯を規定する條文から出來上つてゐるのである。是に於てか、若し重大な犯罪の性質内容が社會の成立組織にヴァイタル(根本的)であるものによつて決定せらるゝものとしたら、射利のための犯罪は我がアメリカの經濟制度から生れた一つのフアンクション(機能)といつても可いのである。

(四)

多くの犯罪研究家は、自ら犯罪防止のプランを立てることかできると信じてゐるらしい。ステリリゼーション(斷種)に關する法律は、悪い遺傳のために社會的生活に不適當な人間の出生を防ぐことができようとか、一層嚴重な兩親の監視とか、學校に於ける監督指導の改良とか、學校と裁判所並びに社會事業團體との聯絡を密にするとか、少年審判所の改良並びに少年犯人處遇の改良とか、年齢によりて少年犯人の處遇を更らに特殊化するとか、少年のために運動娛樂の機關を増設し改良するとか、宗

教上の訓練に親しませるとか、等々。かういふ色々なプログラムで犯罪生活の邪路へ踏み込むことから少年を救ふことができると思つてゐるらしい。しかし、よく考へてみると、先づ第一に、此等の犯罪防止の色々な手段方は未だ嘗つて一點の疑ひを容れない程確實なものと事實上證明せられたことはなかつたのである。趣旨は固より結構であるが、此等のプログラムは精々の處不充分な與件に基いて組み立てられてゐるにすぎないのである。犯罪の原因が更らに一層明瞭に理解さるゝまでは、犯罪生活に向はしむるような要素を、幸ひにもうまいチャンスを得たにしても、よくこれを免除して、由て以て社會をして正しいコースに向はせるといふような基本的な智識は決して得られないのである。しかし、更らにまた、悲しむべきことは、たとへ智識が得られたにしても、智識だけでは犯罪といふ社會的害惡を矯正することの難いことであつて、これがまた極めて重要な意義を有つてゐる事實なのである。

これは自分の臆測だが、犯罪の原因についてもつと精細な智識が得らるゝことになれば、我々の有つてゐる經濟組織が犯罪を發生せしむるファクターの基礎である、といふことが一層分明になつてくるだらうと思ふのであ

る。不幸な家庭生活、夫婦別居、離婚、第一線に於ける婦人の職業戰、榮養不良、疾病、住宅難、失業よりする放浪窮乏、法律の無視、——すべて是れ我が國の經濟上の延ては社會的の節制の欠けた混亂状態の症候にすぎないものなのである。

斷えずスビード・アップされて來た我がアメリカの産業生活の膨脹發展に伴ふ目に立つて著しい缺點は、一切の産業がビッグ・ビジネス(大企業團)によつてコントロール(左右)せらるゝことである。大規模の、しかも一毫の假借する所のないイクスプロイテーション(搾取)は日を追ふて益々甚しくなつて來たのである。昔日のフロンティア・ライフのピストルで行はれた掠奪は、茲に新たなマスクをつけて、組織化された搾取となつて現はれて來たのである。イクスプロイト(搾取)するものとせらるゝもの——せらるゝものは、此の立派な御手本を面りにみせつけられて、今度は自分の番だとばかりに、手段を撰まず、どうにでもして自ら代つてイクスプロイター(搾取者)たらんと努めるのである。

我がアメリカ人の根本的の價値とする所のは、ダラーで決定せられるのである。ヨーロッパの人間だつて、富を渴望してゐる點では、固よりアメリカ人と撰ぶ

所はない。しかし、ヨーロッパには、永く傳つて來てゐる文化から生れた社會的傳統が存してゐて、アメリカの社會に於けるが如く搾取者と被搾取者との直面したせつばつまつた生活とはちがつて、自ら其間に精神的の餘裕といふようなものが生じて來て、生活を比較的に堪え易い樂なものとしてくれるのである。しかも、アメリカに比して彼等の生活標準は低く、従つて期待し企求する所のものもアメリカ人に比べては少なくともあり小さくもある勘定である。我がアメリカで萬人に等しく許されてゐるような致富のオツポーチユニテイス(機會)は、彼等歐洲人には拒まれて居り、然らざれば全く知られてゐないので、彼等は自分の微々たる役割に甘んじて、アメリカ人のやうな色々な形式で金びらきつて他に誇示するといふやうなやり方でなく、他の別な方法で世人に持てはやされようとするのである。之に反して、「傳統のない國」(Land without tradition)と呼ばれるがさつた新開地のやうなアメリカでは、大部分のアメリカ人は、ひたすらに「人目につき易い金錢の浪費」(“conspicuous waste”)で世人の稱讚を博さうとするのである。藝術とか、學問とか、文學とか、純真な清い交遊關係とか、サロンに於ける意味の饒かな會話とか、情緒の細かな感

受性といふようなものは、大部分のアメリカ人にとつては風馬牛で、何等社會的稱讚を得るための手段とはならないのである。原則だけで實際には屢々拒まれてゐるが、彼の誰れもが口にするアメリカ市民の取りも直さずアメリカの勞働者の平等といふことも、正義の觀念から出でたといふよりも、むしろ只だ「ハイヤー・クラス」(上流社會)に割り込もうとして、ひたすらに競奔して已まない努力を扶くる口實として役立つにすぎないのである。うまく成功して金を作らうとするアムピション(野心)は、ミッドル・クラス(中流階級)と貧乏人の骨の髄にまで喰ひ入つてゐるのである。しかし、なさないことには、工業も商業も大會社の左右する所となつてゐるので、勝手氣まゝの統制をやられて、其結果、幾百萬の失業者を出すことになり、更らにそれに幾層倍の人間が貧に泣くことになつて、前きの黄金色の望みは一朝にして烟の如く消えてしまふのである。で、いくら眞面目に働いても正道では金はできないので、終には、不正な手口の「ラケット」(恐喝業)、それまでなくとも、窃かに「手づる」(“pull”)を求め、邪しまな「庇護」(“protection”)を受けて、甘い汁にありつかうとするのである。「うまくやる」(“to make good”)とか、「やつ、

ける」(“to get away with it”)手腕を有つてゐるものは、商業界は勿論、醫學工藝其他の専門學術界に在つてすら、たとへどんな怪しげな手段を用ひても、成功の暁には、決して其人の疵にはならないのである。法律や秩序を無視することになるのも、全く、かういふ成功第一のたくらみに伴ふ自然の結果なのである。

(五)

犯罪の背景をなすものは、固より茲に説いた所のものよりはもつと複雑なものである。自分は、たゞ、最も重要なファクターの一つであると信じたものを示したにすぎないのである。自分は、アメリカに於ける犯罪の根本的な原因は、我が社會の特殊の經濟上の組織に存してゐるものであるといふことを、固く信ずるものである。直接には、失業延いては窮乏の場合に於けるが如く、また間接には、悪質な環境とか法律の無視といふやうな場合にも、經濟上のファクターが最も重大な意義のある役割を演じてゐるのである。嘗つてフーバー大統領の下に任命せられた、法律の實施効力の調査に關する國民委員(National Commission on Law Observance and Enforcement)の一人たりしヘンリー・アンダーズン

(Henry W. Anderson)氏が、「この委員の重要な分科たる犯罪の原因に關する調査委員の意見と一致する能はざるため」、犯罪の原因に關する自己の反對報告を提出したことは、この場合特記すべきであつて、今、自分の結論を強める助けとして、アンダーズン氏の主たる結論と對案の一つを引用する。

「急激に變化してゐる我がアメリカの社會的、政治的並びに經濟的生活に秩序的に順應さして行くために、我が社會的、政治的、法律的並びに經濟的のシステム(制度)の原理と構造とを、更らに改めて徹底的に検討しなければならぬ。而して、かゝる目的を以て、我が社會状態に既に已に適應してゐない憲法上並びに法律上の制限は除去されなければならない。而して、以上の組織制度の機構には、社會の秩序と背馳しない限り、出來得るだけ大きな屈伸性が與へられなければならない。かゝる使命を果たすことの困難なのは知れきつてゐるが、しかし、社會の正義を維持していくためには、是非共必要で、犯罪の瀰蔓も只だ其の症候の一つたるにすぎない大きな社會的不安をかもし出すコンディション(事情)の除かるべく、而して、他の國民の發達の特色となつてゐた革命といふ兇暴な社會動亂の危険の避けらるべきであるとす

るならば、この使命は是非果されなければならぬのである。」と、アンダーソンは結んでゐるのである。

犯罪防止の色々なプログラムは只だ側面からの攻撃であるにすぎない。たとへそれが成功するに於てからが、うまくいつて、精々、僅かのボーイスやガールズが犯罪生活から救はれ得るにすぎないのであつて、しかも、すぐ其後から、お代りが出てくるのである。大きを財産犯の頻發と組織あるギャングの活動を防止するには、自分の信ずる所アメリカの社會の經濟組織に根本的な革正を如へることが必要で、こゝまで行かないことには、どんな犯罪防止の手段方法も十分とはいへないのである。

Journal of Criminal Law and Criminology,
March-April, 1933.

答刑の復活

英國でも、最近、兇暴犯が激増して來たので、とう／＼久しく廢されてゐた俗に「キャット」と稱せられてゐる九條鞭 (cat-o'-nine tails) (九本の結びたまのある革紐をつけた鞭) を再び取り上げて、答刑を加へることになつた。これは、アメリカ流のクライム・メソッド(方法)の輸入を防せがうとするためだと曰れてゐる。最近の「タイムズ」紙は、二十才になる二人の若者が、英國での最初のものとして云はれる、アメリカ式のショットガン(霰弾銃)による強盜犯のために、ロンドンのオールド・ベリー市の刑事裁判所で、一人は五年の懲役とキャットの十八回のストローク(鞭打)に、他の一人は四年の懲役と十二回のストロークを言ひ渡されたと報じてゐる。今迄も、判事は場合により自由裁量でキャットを言ひ渡す権限は有つてゐたものではあるが、久しくこの刑罰は錯いて用ひられなかつたものである。

Literary Digest, August 5, 1933

海外時報

ラツケツト征伐の十字軍

アメリカの禁酒廢止運動の急先鋒で、「十字軍士」(Crusaders)の名で知られてゐたアメリカの國民的青年團體は、今度、更らに新しいアメリカ全土にわたる國民的運動を開始したのである。禁酒法撤廢の四年に亘る彼等の倦まず撓まざる運動の結果、アメリカの各ステートは相次いで廢止法案を裁可することになつたので、此等の元氣な青年達は、更らに其砲火をラツケツトに向けると至つたのである (racket — 酒の密賣賭博賣笑の如き不正の營業は固より、普通の正業に従事するものすらも暴力を以て威嚇して一種の税の如き形で金錢を徵發する横暴惡辣なるやり口を「ラツケツト」といふのであつて、今では組織化された立派なビジネスとまでなつてゐるのである。このラツケツトの元締をやつてゐるのがラツケテイアー (racketeer) で、幾百幾千のギャングスタ一 (gangster—子分) を手足の如く働かして堂々と悪事を行つてゐるのである。例のキャボネはこのラツケテイ

ア一のキングだつたのである。何故堂々とのさばつてゐられるかといへば、其都市での有力な「ポリテイシアン」(政黨員)に賄賂を使つて所謂「プロテクシテン」(庇護)を受けてゐるからで、アメリカでは、都市の警察は市政を左右する黨派の重立つた「ポリテイシアン」の隨使に任せられてゐるのは、皆様御存じの通りである。禁酒反對のドライブ(運動)に示した熱心と勇氣とを以て、彼等はラツケテイアーやギャングスターや腐敗したポリテイシアンをやつ／＼けて、禁酒法のアフターマス(餘燼)をクリーン、アツプ(一掃)するべく奮ひ起つたのである。

全國を通して百二十五萬に余る二十一歳から四十五歳までの青年の團體の勢力でバック(後援)されて、今やクラツセーダース(十字軍士)は、更らに進んで十六歳から二十一歳までの、青ざめたのではなく、燃ゆる「赤い血」のアメリカの男女學生 (red-blooded American boys and girls) を新たに創設されたデユニアー・デイビチオン(少年部)に編入するべく勸説に是れ力めてゐるのである。アンチ・ラツケツト・ドライブ(ラツケツト撲滅運動)の戰闘開始の一齊射撃は、去六月二日、ニューヨーク市のカネーギー・ホールに於ける十字軍士の大會で猛烈に打

ち出されたのである。クラツセーダースの司令官フレッド・デー・クラックを初め幾人かの戦士は起つて、新しい十字軍の已むべからざる國民的運動たることを力説して聴衆を感奮せしめたのである。全國のラヂオ・オーディエンス（聴取者）も、これに動かされて、寄附と聲援とを惜しまないと申込むものが相次いだのであつた。

クラツセーダースは説くのである。ラツケットは數限りなくある。今や、撲滅されなければならない時が來たのである。プロヒビション（禁酒法實施）は、過ぐる十二年間に、我が合衆國に勿驚三百四十億ドルより少からざる損害をかけてゐるのであつて、この中の可なり澤山の額が何かしらの形でラツケツテイアーの懐へ入つてゐるのである。

彼等は曰ふ、夫ればかりではない。プロヒビションは酒の密賣に關するラツケット以外に、數百種の別なラツケットを生ぜしめた主たる原因となつてゐるのである、アメリカの公衆は、年々幾十億ドルにも達するラツケツト・トル（Cricket toll）——ラツケットでしぼり取られる（金）を負はされてゐるのである。これがどんな大きな額に上つてゐるか、誰れも知るものはないのである。

クラツセーダースは、今迄に知られてゐるこのトルの

んだのである。アメリカの市民は、余りに長く、食料品や洗濯賃や、建築費や、運送料や、ギヤレーヂ使用料や、保険料金の形で重いラツケット税を拂つて來たのである。

ラツケットの今日の如く猖獗するに至つたのは、果して何人の責任であるか、今日のこの厄介な現象の九五パーセントは端的にポリテイカル・ラツケツテイアー（巧みに政治上の勢力を利用して「庇護」金をまき上げるポリテイシアン）の責めに歸するのである。と、クラツセーダースは信じてゐるのであつて、彼等の戈を向けんとする所は正に茲處に在るのである。

司令官クラック氏の言ふ所によれば、クラツセーダースはブートレッツガー（酒の密造密賣人）やギヤングスターに對して直接に戦ひを開始しようとするのではない。ギヤングスターの慣用手段を用ひてギヤングスターと戦はんとするものではない。彼等は直に害惡の根源たる國民の政治の府に逼まらんとするのである。

「忌むべきラツケットのこの國より一掃され得る以前に先づ、ポリテイカル・ラツケツテイアー（此内には禁酒法支持者が大分ある）悪政黨屋並びに私利を營む官公吏共を合衆國政府、州政府並びに各都市の市役所から逐ひ拂

氣味の悪いほどの見積り高に注意を促してゐるのである。子供までひつくるめてシカゴの各市民は、この惡むべき犯罪援助のために、一年四十五ドルを支拂つてゐるのであつて、一億三千六百萬ドルに上るのである。ニューヨークでは、一年三億乃至五億ドルがラツケツト・トルとして比較的小さなクリミナルの團體の手に落ちてゐるのである。數百種にも及ぶこの不正なぼろいビジネスにたづさはつてゐるものは殆んど五百萬人に達してゐると曰はれてゐるのであつて、之を見てもラツケットが如何に猛烈に國民の喉首をしめつけてゐるかゞ分明かるのである。今度、漸く三・ニパーセントのピーアが法律で許されることになつて、幾分か形勢を緩和はしたが、進んであらゆる形のラツケットを芟除するには決死の戦ひが必要である。とは、クラツセーダースの齊しく認めてゐる所なのである。

幼兒略取、爆彈の投下、ウインドウの破壊、運轉士小商人に對する毆打、ミルクへの毒物投入等、二三の例にすぎないが、ラツケツテイアーの慣用の威嚇手段は、斷然終止せなければならぬ。ポリテイシアン其他の腐敗した官吏に支拂はれる「プロテクション・マネー」運上金も終止させなければならぬ。と、クラツセーダースは叫

つて、之に代ふるに正直な市民の代表者を以てしなければならぬ。と、ニューヨーク市の大會席上で、司令官のクラック氏は叫んでゐる。氏は、更らに、力をこめて、

「國を愛するアメリカ人が相集つて、有力な團體を組織するのでなければ、天下何物も箇の大事を仕遂げることができないのである。邪を惡み正しきに與みするシテイズンの同志のいやが上にも多きを加ふるに至つて、初めてグラフダー（收賄官吏）を公職より逐ふことができるのである。」

クラツセーダースは元來プロヒビションの弊害を除かんとするために組織されたのである。若しこの弊害を除かずば我々の運動を援助したアメリカのシテイズンに背くものである。我黨の規約には、「クラツセーダースの一番大きな仕事は、禁酒法のなくなつた時に始まるだらう」といふ語がある。我等はこの誓ひを守らなければならぬ」と演べてゐる。

このクラツセーダースなる團體は、一九二九年オハヨー州のクリーブランド市で、大學の學生や若い實業家の間に突如として組織せられたもので、禁酒法を晒つて其撤廢を主張する一種のインテリ團體であつたが、其の調査と探究と並びに大がかりの宣傳とで、アメリカに於ける

撤廢運動の第一線に立つに至つたのである。
 クラツセーダースの司令官 (Commander in Chief) なるクラーク氏は今年四十二歳のビヂネス・マンで、この運動のため、ラヂオ演説やら、會議やら、討論やら、席の温まる日もなく、果ては政治にまで没頭するようになり、終に利益の多い精油業を打ち棄て、この新しい勇ましい團體のため己れの全時間を捧げるに至つたのである。

Literary Digest, July 7, 1933

故渡部典獄の遺骨埋葬

前横濱刑務所長典獄故渡部新平氏の本葬は八月六日の日曜日午後四時を以て故人の郷里たる岡山縣上道郡財田村大字米田に於て佛式に依り舉行された。導師は故人の檀那寺山本院の住職、明法院義光常新居士の新しい位牌と遺骨とは遺族の人達に護られ、同地方多數の人々も會葬し盛大であつた。岡山刑務所幹部職員また最終の御別れに參列した。

第二回 行刑座談會記

出席者 (順序不同)

行刑局長	塩野季彦	春秋會員	飯島藤作
保護課長	秋山要	同	森元祐
司法書記官	正木亮	同	大原公平
同	東邦彦	同	富樫源治
司法衛生官	芥川信	同	福村太三郎
春秋會員	原胤昭	同	小松數馬
同	芋川正義	同	向島鉄之助
同	香川又二郎	同	岡辰造
同	藤澤正啓	同	印南於菟吉
同	寺崎勝治	刑務協會	伊藤忠次郎
同	兒島三郎	同	大原虎夫

鹽野 第二回の春秋會座談會を開くことになりましたが、みなさ

ん御達者の中にみっちり昔話を承つておいて、「刑政」にも載せて現

時及將來の刑務官の参考にもいたしたいと思ひます。所で御話は隨機觸發で、當座即興のところ却つて妙味の存するものですから、話題いよ／＼ゆたかに、差出口いよ／＼多きことが望ましい次第であります。そこで話題は、例によつて正木君から一つ口火々切つていただきます。

正木 この前の座談會は大へん好評でしたが、今回は藤澤先生の外に原先生の御出席を願ふことになりましたが、申すまでもなく兩先生はわが刑務界の先達で申さば私共は話の山に分け入つたやうなものです。話題といつても多端で、刑務の全部に亘ることはとても出来なないことですから、取り敢えず、原先生から先生の北海道時代の御經驗談を承りたいと存じます。先

日科三十三犯土井久吉の「再生」といふ懺悔録を読みました。其中に、當時——といふのは明治十八九年頃でせうか——釧路刑務所では、看守などいはいゆるサツマツボウが多く、唯でさへ手荒い連中なの、囚人などもずるぶん亂暴に取扱つたものらしく、一寸した犯則をやつたり、反抗などすると容赦なくぶち斬つてしまつた、それで囚人たちは巡官の袖にすがつて、中央に訴へたので、典獄以下みな裁判へ廻つた、といふやうなことが書いてありました。が、原先生はたしかその當時北海道にゐらしたんですね。

す。當時の釧路監獄の有様などいふものは、それは／＼想像以上のもので、この世のこと、は思へぬ程むごたらしいものでした。何と申しませうか、今日からいへば全く隔世の感を禁じ得ない次第でございます。釧路が北海道の中でも特にひどかつたといふわけは、あそここの山は硫黄山で、山に終日働きに出される囚人たちは、濛々と立ちこむる硫黄の氣にむされて、歸つて來るとみな病人になつてしまひます。そして數日後にはゴロ／＼と死んでしまひます。とても眞正面に見てゐられるものではありません。そんなわけで囚人だちも、山へ行くのは死に、行くやうなものだと思ふので、どうかして途中で逃走しようと企むんですがそれもかれ等としては無理のない

こととせう。ところが山へ上るその途中といふのが又まことに嶮阻な崖道で、足元の悪いことこの上なしです。その間を例の硫黄の氣にむされて、とても背負ひきれない程の重いものを背負はされて、ウン／＼言ひながら、一足々々に足場をはかつて下りて來るのですから、ふと足をすべらして尻餅をつく、或は小石に躓いてひつくりかへる、などは毎度のことですが、重いものを身體にゆはへてゐるのですから、急には起き上げれない、といつたわけで、少しまご／＼でもしてゐると、それ逃走するんだらう、といふので、踏む、蹴る、なぐる、果てはその場を立たせず斬り殺してしまふといふ實情です。何せ當時の看守といふのが、鹿兒島出の若い連中で、大ていは

二十前のものなんです。面白半分囚人を虐待したもんです。副典獄は川畑といふ人で、やはり鹿兒島出身です。斬り殺した死體は、長い棒に縛りつけて、これを外圍の外に突き出して、人の眼につくやうにしたものです。なぶり殺しにした果てがこれなんです。それから、その残酷なことは御話以上です。何しろ當時は懲戒主義といふやつで、政府の方針がそれなんです、そのため特に若い荒氣な看守を送つたんですから、仕方がありません。しかもさうした無残な目にあつた囚人たちはといふと、何れも私が兵庫の假留監で、北海道に移すつもりで、土地に土着して將來の運命を開拓するといふつもりで行つてくれと呉々も訓戒してやつた人々なんです。その人

々がさうした目にあつて、犬にも劣る無残な屍を北海道の山奥に曝してしまふんです。それを目撃した私は、この人だちは嘸私を怨んでゐるだらうと、良心がとがめて、胸が痛いやうでした。

正木 囚人が硫黄山で働くのを止めたのは安田善次郎の經營に移つてからだと聞きましたが、さうですか。

原 さうです。最初は山田慎といふ人が山の持主でした。安田の手に移つてから鐵道を敷いて硫黄を運搬するやうになりました。

正木 釧路監獄はシベツチャにあつたんですね。

原 え、シベツチャに本監があつたのです。

正木 後では町中にあるやうに見えましたが、當時は町とどれ位離

れてゐたんでせう。

印南 一里以上あつたらうな。

原 いや、むしろ町つゞきでした。シベツチャはもと／＼監獄のあるために開けたやうなものです。

正木 北海道のキリスト教誨は原先生が最初だつたんですか。

原 さうです。私が最初でした。元來私は兵庫假留監の教誨師として入つたんです。教誨師と申しても、私はキリスト教の方で、何の資格もないものでしたから、名義は雇といふことになつてゐましたが、事實は今の教誨師で、しかもその教誨師といふのが兵庫假留監では私がたつた一人でした。

正木 先生は兵庫假留監から北海道の方へ行かれたんですか。

原 さうです。御承知のやうに、兵庫假留監は、各地方の重罪囚を東

北、北海道へ移送するために一種の足溜りとして、一時そこに假留してゐたのですが、假留といつても、随つて送れば随つて集つて来る、といふわけで、二百や三百の囚人はいつも溜つてゐました。で私はそれ等の連中の教誨師として入つたわけなんです、重罪囚だけに、兇暴な手合が多くて、教誨にもなか／＼骨が折れました。それに今日のやうに召集教誨をするといふ設備もありませんので私が監房の廊下の外に突立つて、監房内の囚人に達して教誨するといふやうな始末でした。監房は十二監房一棟で、それが幾棟も／＼も多少の間隔をおいて算木型に並んでゐました。しかしこの建築は、從來の十字型の建築に比べて——廣島監獄の火災などから、十字型の

弊なども知つて——新式のものだつたのです。この新式建築は多分兵庫假留監が最初のものでした。せう。後では、私も考へて、看守所の側に小さな三疊敷程の教誨堂のやうなものをつくつて、そこで個人教誨をはじめましたが、これは相當効果があつたやうでした。で、御話は前後しますが、假留監に集つて来た囚人が、二百なり三百なり、相當分量に達しますとこれを船に積んで、小菅、宮城その他の東北、主としては北海道の集治監に送るので。ところが當時の北海道といへば、前に申し上げたやうに、たゞに監内の取扱ひが残虐を極めたばかりでなく、熊狼の巢窟のやうに思はれてゐたのです。否、事實が熊狼の巢窟だつたのです。明治十四年に北海道に開

拓使が設けられて間もないことなので、北海道を代表するものは、荒野と荆棘と猛獸とだけだつたのです。その北海道へやられるといふのですから、先づ向ふへ行けば役人になぶり殺しにされるか、熊に喰ひ殺されるか、二つに一つの生命と囚人だちはみな思ひ込んでゐたので、どうかして途中で逃走しようとする、その監視が又なかなか大へんたつたのです。押送の看守なども、ほんの二人か三人の少數のもので、言はゞ役人の方でも生命がけだつたでせう。途中で大騒動が持ち上つたこともありましたが。私は假留監にゐて、北海道の實情なども耳にしておりましたし、囚人たちがまことに氣の毒であると思つて、内務省に話して——假留監は國庫支辨で内務省の

管轄になつてゐました。地方の監獄は多く地方費支辨でした——押送の三度目の船に乗つて北海道へわたりました。行つて見ると、釧路などは、前に申すやうに、聞きしにまさる殘忍さで、これはどうかしななければならぬ、と深くも考へたのですが、名物の熊にも二回程脅かされました。

鹽野 昔は全く殘酷なことをしたもんだね。

原 役人の頭が今とはちがつてゐたんですね。教育刑などといふことは、みぢんも頭になかつたんでせう。殘酷なのは北海道ばかりではありません。私が假留監にゐますとき四國から山陰山陽地方の監獄を巡回したことがあります、何れも囚人を犬猫のやうに取扱つてゐましたが、私はとても正視出来

ぬやうな殘虐な光景を徳島と岩國とで二度見ました。徳島の方は、これは囚人が反獄——「押し出し」といふやつですね、——をやつたので、その意趣返しといふわけで、特に殘酷にやつて退けたのでせうが、例の五寸角の牢格子の目から双手を外面へ突き出させ、これを横のヌキに引つかけて、ギリ／＼と荒縄で縛りつける、脚は地につかず、宙に浮いてゐるのです。そして外方へ突き出てゐる手首と掌に又荒縄を巻きつけて、其端を下へ垂らし、それに水桶をゆはひつけるのです。水桶の重みで、繩はグイ／＼と堅くなり、手首は千切れさうになり、痛みで總身がうづきます。しかもそれを五日も一週間もつゞけるといふのですから、繩

の跡がくさつて、とう／＼その

囚人は、五指共腐れ落ちてしまひました。そんなのが三人ゐましたが、一人は手首が殆んどなくなつてしまひました。林壽五郎といつて「押し出し」仲間では巨魁株でしたが、それでも獄中で信仰の道に入つて、明治三十年の恩赦で出獄後は、不自由な身ながら、一心と必要とから、いろ／＼工夫して提灯屋をやつたり、義太夫本を書いたりして、糊口の方法をつけ、先年没なりました。もう一つ岩國で見たのは、工場などを見てまはる中、何處からか悲鳴の聲が漏れて来るので、私は案内人の拒むのを振り切つて、その工場へ闖入して見ると、一人の青年が、手足を脊中のところで一つに括し付けられ、丸で放し龜のやうな格好で、

梁からブラリと吊り下げられ、そ

の上、看手からピシヤリ／＼とぶちのめされてゐるのです。何れこの青年も、遠からず死ぬのであらう、と思ひながら、私はその光景に眼を閉づるやうにして出て来たのでしたが、當時はかやうなことが、平氣で行はれたのでした。私は又鳥取へ行つて見て、監獄の言ひやうもなく不完全なのを見て、時の鳥取知事山田信道氏（この人はたしか後に警視總監にもなつたかと記憶してゐます）の自宅を訪問して、是非監獄を改良しなければならぬ、といふことを述べましたところ、知事は、多分豪放な人だつたのでせう、聞き終ると、煙草盆を一つポンとはたいて「何だい、お前は、その若い身空で監獄の改良だなんて、……監獄なんて社會の末葉だ、はッ／＼、何

のこつたい！」と豪傑笑ひで事もなげに吹き飛ばしてしまつたのです。悪人は、ウンといぢめつけてやるのが當り前じやないか、といふのが當時の多くの役人の考だつたのです。第一當局の方針からして懲戒主義といふのですから――。

正木 虎次郎といふのが、シベツチャカにゐましたね。

原 おました。後に網走へ行きましたが、假出獄になるについて私の方で引き上げたのです。

正木 あの男はバイブルを食べたといふじやありませんか。恐しく熱烈なクリスチャンになつたもんですね。

村の婦人が困つたといふやうなことはなかつたですか。

原 それは大ありでした。逃走しては附近の民家を脅かすので、土地の人はずゐぶん迷惑した様子でした。尤も民家といつても、極く少数なものでしたが。――で、少しでも逃走しやうな様子が見えろとすぐぶち殺してしまつたのです。しかしこれは釧路監獄だけのものではなく、前に申すやうに内務省の方針がさうだつたのです。釧路は硫黄山でしたが、空知は炭山でした。懲戒主義は何處でも徹底的に行はれてゐました。それが、今日の感化主義へと變遷して來た跡を顧みて見ますと、まことに今昔の感に堪えません。

正木 監獄の内で幽霊の出た話はないでせうか。昔は昔で只今の

御話しのやうに、残酷な殺し方をやつたし、それでなくとも、死刑執行といふことがありますから。――

藤澤 ありませんね。私は覺えがありません。

正木 どなたかないでせうか。幽霊が出ないまでも、うなされるとか何とか、囚人としても、殺人なんかやつては良心の呵責もありませうし、夜うなされるといふこともありさうに思へますが。

秋山 私が市谷にゐるとき一度ありました。淺草の四人殺しでね、子供も殺してゐる。此犯人が良心の呵責から日夜非常に煩悶して寝入つたかと思ふとすぐうなされる、それが夜毎につゞいた。一日も早く死刑にしてくれ／＼と嘆願してゐたが、いよ／＼死刑執行といふ日には、喜色満面といふ体で、仕

損じないやうにと、自分で自分の首に繩をしつかとかけて、落ち込んで行つた。何の反射作用もなく死顔にも、心の安らかさが浮いてゐました。あんなのを見ると、人間性は善なり、といひたいですね。

藤澤 とにかくいよ／＼死刑の執行となると、みな思ひの外に神妙なものです。私は在職中百七名の死刑執行に立會ひましたが、死際にあばれたといふのはたつた一人です。△△といふ男で、久留米の時分の経験です。何でも夜の明け方で、私が監房へ行つて、いよいよ今日がお分れの日である、何か言ひたいことはないか、といふと△△は、「何ッ！」と言ひさま、いきなり突つ立ち上り、私へ襲ひかかつて咽喉をしめつけようとするのです。「この期に及んで見苦し

い何のことかッ！」と私は叱咤して身を引く、ト附添ひのものが突嗟の氣轉で、ポンプでさア／＼水をぶつかける、△△は便器を取つてこれを拒ぐ、といふわけで、大へんなさわぎになつたのですが、とう／＼手取足取りしてやつと格子の外へ引きづり出し、擔ぐやうにして死刑台まで持つて行きました。私はこんなことではならぬと深くもその時感じました。△△は酒好きで、酒を飲ましてくれと日頃からせがんでゐましたが、酒はやれぬ、とはねつけてゐたのが不平だつたのかもしれない。その外は、どの死刑囚もみな音なしのもので、自分が悪いことをしたのだから、死刑になるのが當然だといふ覺悟が見えてゐました。

印南 藤澤さんの御話のやうにい

よ／＼死刑ときまると大ていは覺悟をきめるらしいが、しかし中には薄ッ氣味の悪いことをいふやつがゐるよ。函館での話したが、姦通して、本夫殺しか何かで、いよ／＼死刑ときまつた。いはゆる姦夫姦婦が首を揃へて絞首台に上つて段取りなんだが、その時さ、女の方が——さう、四十がらみの中婆さんだつたが、僕の方をドロツと見てさ「私もとう／＼行くのかね！」とほざいたもんだ。その聲がまた陰にこもつてね、僕も思はず、ぞツとしたよ、黙つて死んでくれ、ばい、のにさ。寢醒が悪いつたらありアしない。

大原

イヤその御話でいろ／＼思ひ出しますが、死刑執行についてはすゝぶん笑ひもならない悲喜劇がありますよ。私は在職中二十八

人の死刑執行に立會ひましたが、その一つ、長崎での出来事ですがこれがどうしたはずみかやり損ひましてね。囚人を絞首台に上げて首に繩をかける、トその途端にストンと身體が落ち込んで、はずみ食つて額を傷けるやら、尻を打つつけるやら、でも情勢でトント／＼と穴へ落つこつて行つたんですが、イヤとてもむごたらしいもんでしたよ。その時の看守といふのが、もう何人ものものを手がけてゐて、殆んと専門的の熟練家だつたんですが、時の拍子といふものは仕方のないもんですなア。すると或日のこと、その看守が私のとこへ来て、首しめ役だけはどうか御免を蒙らしてくれといふんです。私が、「そりア成程氣持のいゝ役目ではあるまいが、何

も自分が人殺しをするといふわけではなし、御上の仕事をつとめるといふだけのことだ。それに一人やるのも十人やるのも同じこと、先日のやうなことは萬が一つにもないことなんだから、引續いてやつてくれ」といふと、「イヤ御言葉ですが、それには譯があるんです」といつてその看守の語り出すところによると、何でも近頃、夕方になると、何處からともなく一疋の猫が、台所へ入り込んで来てそこへチョココンと坐つてドロ／＼と家の中を見まはす。そして時々右の前肢をチヨイと上げては、招き猫といった形をする。細君はそれを見る度に怖毛をふるつて、あゝ良人は首しめ役をしてゐるもんだから、死刑になつたものゝ魂が猫に憑入つて、怨みをいひに來

るのだ、ミても恐ろしくつて、もうぢツとしちやゐられない。だから、どうか首しめ役だけはやめてもらい、それが出来ないなら離縁をして下さい、といつて夫に迫るんださうです。聞いて見ると全く笑ひもならない悲喜劇なんですが私は、御上の命令ですることなんだから何も怨みをうける筋はない細君は女のことだし、神経もあるんだから、よく君から譯を言ひきかして、今後も引續いてやつてくれ、といろ／＼まア慰めて、もと／＼通りやらせることにしたんですが、離縁話まで持上るんでは騒動ですよ。もう一つは函館の御話ですが、あそこに死刑囚が二人残つてゐて、二人を一度に片づけてしまつたことがあるんです。するとその夜の十時頃でした。死刑執

行所の方に當つて、「きヤツ」といふ悲鳴が聞えるので、何事だらうと、戒護のものが現場へ駆けつけて見ると、死刑執行所の數十間手前のところに、一人の看守が卒倒してゐる。早速手當をして、息を吹きかへさせて段々様子を訊くとその看守が巡回してゐると、マリ程の青い火の玉が二つ何處からともなく轉がり出して来て、その看守の一間程先きのところを、丁度その看守を案内でもするやうに、コロ／＼とところがつて行く。看守は、はツと思はず立ちすくんだが、恐いもの見たさで、ぢツと瞳を据えると、火の玉はそれに構はずコロコロ轉がつて行つて、死刑執行所の中へ入るかを見ると、ふと消えてしまつた。看守は夢心地にそれを眼に入れたが、そのまゝ氣が遠

くなつて、そこへ倒れてしまつたのでした。それからこれも長崎の話ですが、強姦致死の死刑囚、なか／＼のしたゝかものなんです。こいつがいよ／＼絞首臺に上るといふとき、私の方へ吃と凄じ眼を向けて、「待てツ、言ふことがある」といふんです。「何か？」といふと「オレを死刑すると、アナタはあとで後悔するぞツ」と眼をかつとむくのです。「大かた生命を助けて貰ひたいといふのだらうが、わたしはその手は喰はない」といふと、「よしツ、覚えてゐろ！人間に魂があるものか、ないものか、今夜のうらにきつと思ひ知らしてやるぞツ」と來たので、私は「ほうさうか、その時は君、どうかあの世のもやうを聞かしてくれよ」ときつく言ひ放つてやつたんですが、立

會の検事や書記などは青くなつて
ましたよ。すると翌日のことです。
その死刑執行の記事が新聞に出た
ので、出入の魚屋が御用聞きに來
たとき、聲をひそめて、「奥さん
昨日はこれがあつたさうですな」
と自分の手で首を押へて見せたも
んです。あんまりうれしい格好じ
やないんですが、どうでせう、その
夜もふけて、かれこれ十二時とい
ふときです。下女部屋から、けた
たましい聲で、「奥さん、出まし
たア」と叫び立てるじやありま
せんか。すると家内までが、「ア
ナタ、出たさうですよ、何か
出ましたさうですよ」と青くなつ
て私の許へ飛んで來るので、私は
下女を叱りつけ、どうしても寝ら
れないといふから、妻と一緒に寝
させたといふさわざだつたんで

す。どうも死刑執行といふものは、
役人や家族のもの、神経を刺激し
ますね。私の経験では、死刑囚に
對しては、所長などがあまり氣休
めをいつてはいかと思ひます。
さればといつて不意打もいけませ
ん。不意打にすると、一寸待つて
下さい、お念佛を唱へるからとか
何とかいつて寸刻でも引きのばさ
うとする。一々きいてゝは切りが
ないので。やはり、死刑執行の
日には、朝七時頃呼び出して、今
日あたりあるが覺悟はよいか、と
いふやうなことで、よく因果をふ
くめ、この世の御分れに茶菓子で
も出してやる、すると大ていはそ
れを食へ終つて、更に水をくれの、
湯をくれの、といつて、それで堪
能もし、覺悟もついで、素直に刑
場へひかれて行きます。どうも昔

流の斬首も無論いけません、絞
首といふやつも感心しませんね。
米國流のデンキなんてどんなも
んでせう。
正木 デンキはあとが見られな
い。色がすつかり變つて凄惨な感
じがします。それで反對論が多い
のです。
寺崎 ガスはどうかしら。――
正木 ガスは本人に知らせずにや
らなければならぬ。それでだまし打
ちにするからといふので、マクド
ナルド氏などは反對してます。宗
教家は大きい反對のやうです。
印南 何かいゝ方法はないものか
ね。死刑廢止論の出るのも無理は
ないね。
正木 徳川時代には、首を斬る前
に、教誨をして、線香を立て、南
無阿彌陀佛を唱へさせた、なんて

いふ話も一寸聞きました、そん
なことがあつたんですか。
原 そんなことはないと思ひます。
私の實見したのでは、囚人を土壇
場に据えて目かくしをし、足を押
へて、首打役が一刀の下にすばり
とやる、途端に足の親指をぐツと
引くと、血しぶきと一緒に首が穴
の中へ落ち込む、といふ工合にな
つてゐました。

正木 子母澤寛の小説の中にあつ
たんですが、いよゝ斬首といふ
とき、乞食坊主がそこへやつて來
て、むしろの上にローソクを並べ
立て、見物に集つて來た群集に、
罪障消滅のため一本づゝ買つてく
れ、といふやうなことが書いてあ
りました、事實そんなことがあ
つたんでせうか。
原 私は存じません。

鹽野 それは小説家の空想だら
う。
正木 しかしいかにも有りさうな
ことですからね。

印南 そう思ひつきじやあるね。
藤澤 死刑の執行方法は、昔は各
藩でみな違つてゐました。今から
一寸考へると、昔は無茶に囚人を
斬つたやうにも思はれますが、
必ずしもさうしたものではありません、
現に會津などは、一々藩主の許可
が要るし、相當念入りに考へてや
つたものです。それに小藩では死
刑を行へぬことになつてゐまし
た。

富樫 先刻函館で人玉が出たとい
ふ御話がありました、函館刑務
所の炊事場の邊はもとゝ戌辰戦
争當時の死體が多く埋つてゐたと
ころなので、燐火がよく出まし

た。人玉といふのも大方それでせ
うが、全くあの邊は晝でも薄氣味
が悪く、夜にでもなれば鬼氣人に
迫るといつた陰惨な場所です。夜
がふけてあの邊を巡回する看守な
ど、とても怖毛をふるつたもので
す。
印南 函館の死刑所はとてますご
いとこだ。
正木 牢名主といふのは明治にな
つてもあつたんでせうか。
藤澤 明治にはなかつたと思ひま
す。

正木 牢名主に代るものが何かあ
りましたか。
藤澤 傳告者、誘工者といふのが
ありました。つまり役づきです。
役人に評判のいゝやうなものにな
るのです。囚人の中では多少頭の
働くやうな手合ですね。藤森とい

ふ男がゐましてね。もとは士族で江藤新平の亂に關係した男ですが貧乏の末が賊を働いて、監獄に入つて來たんですが、放免になるときは「もう來ません」といふくせに四度までも入つて來た。二度目三度目などは何とも思はず、又來ました、といった調子で刑務所を家のやうに思つてゐました。しかし小利口な男なので、傳告者、誘工者として使つてましたが、四度目には丁度明治十五年の改正刑法で、四犯は科程が五割ましになる、それで米を搗かせるんですが一日平均一俵、時として一俵半も搗かせると夜就寝時間まで働きつゞけです。錠鎖を足に巻きつけてやるんですからたまつたものではありません。看守が提灯をかざして見張つてゐるといふさわぎなん

です。

印南 監獄を家のやうに思ひ出しては仕末が悪いね。

藤澤 行刑は何としても役人と宗教家が協力一致してやらなければならぬと思ひます。宗教家といつても教誨師ばかりではなく、民間の坊さん方が働きかけて來なければなりません。私は釋放者があると、そのものゝ擅家寺へ手紙を出して、寺からそのものゝ家へ出向いて行つて、よく説教してもらふやうに頼んだりしました。かつて京都の本山へその趣旨を言ひ送つてやつたところ、本山でも大へん賛成してくれました。私は佐賀でこれを實行して相當の效果をおさめました。すると宮崎ですぐそれを眞似して、やはり效果があつたやうです。全くいかに刑を行ふ

べきかといふことは古今の大問題で、「無刑録」などを見るといふやうに、教化の意味のことが書いてある。千年前から、今日の教育刑の説はあつたのです。しかし「石川や濱の眞砂……」で、いつになつても悪いことをするものは絶えない。まるで、何百年何千年と良民と悪人とがいたちごつこを繰り返してゐるやうなものです。考へて見ると、行刑といふことは全く六ヶしい問題です。私は市谷に十五年在職しましたが一年に一萬人平均に入つて來る、だから私は市谷だけでも十五年間には十五萬人といふ大ぜいのものをとにかく手がけたわけです。この大ぜいだから、今でも外出の途中などでよく見知越しのものに出つくはします。孫娘などを連れてゐるときは冗談半分

に「おぢいさんと歩くときは氣をつけなければならぬぞ」といつて笑ふことですが、十五萬人の正道に立返つてゐるものが何人位ゐませうか。私の経験によりますと改心すると否とは四十といふ年齢が切り目のやうです。泥棒も、足を洗ふならば四十が見切時のやうです。年齢が意見をするのでせうね。四十を越すと後生氣も出ませうし、第一悪事を働く氣力がなくなりません。四十を越して監獄に入つて來るのは大てい、娑婆では食ふ道のない無能力者です。しかし悪事の中でも詐欺と賭博だけは年をとつても止まぬやうです。人間の性の奥に深く巢食つてゐるものがあるのでせうね。私が在職中手かけたものは殆んど無數にあります、その中でも手に負へないと

思つたものが十八人あります。私は「悪」といふものゝ本質を研究するやうな意味で、今日までこの十八人の身の成行と運命の落ち行く先とを陰ながら見詰めて來ましたが、勿論どうなつたか判らぬものもあります、その中で田中ひもとといふ婆さんは、もうすつかり改心して、念佛三昧にふけつてゐます。先日も長い手紙を寄越しましたが、朝夕佛に仕へて、罪業消滅を祈つてゐるとのことです。このひもとといふ女は一代記でも書いたらさぞ面白からうと思ふ程數々の悪事を重ねた女ですが、今はそんなに殊勝な女になつてしまひました。

正木 ゼーバツハの書いたものを見ると、東京監獄では、藥湯を立てると、男囚が入浴した後に女囚

を入浴させたものらしいですね。ゼーバツハは、それはひどくよくないことだといふやうに言つてます。

藤澤 長崎でも、男風呂に女を入れたことがあります。

正木 みなさんの御在職中、囚人のつけた渾名といつたものを御披露願ひたいですね。

印南 さア。――

藤澤 これは渾名ではありませんが、丸山作樂といふ男が、國事犯で鍛冶橋監獄に入つて來たことがあります。明治三四年から七八年にかけてのことです。元來丸山は神道流の勤王家なので、囚人にいろいろ御説法をする傍、獄内に祝詞じみた言葉をやらせてしまつたのです。もう一時は朝夕の挨拶から話までそれで持ち切りでした。

例へば「お早う」といふところを「朝眼能々眞幸開止申須一といひ差入ものがあると」「種々乃穀物多爾贈利賜利辱奈美申須」とやり、又新入があると、「此乃園乃中奈流今來乃人波栃木縣乃御民某御疑乃事爾豆如斯被召込止聞久君等諸々惠憐美引與止乞祈申須」といつた調子です。

印南 面白いことがはやつたもんだね。一體教誨といふのはいつ頃からやつたもんだらう。

原 舊幕時代には佃島の足寄場で心學講話を、毎月一六の日に開講したものです。傳馬町の方は未決でしたから、教誨はやりませんでした。八丁堀の私の家の隣りに清水といふ道話の先生がゐましたがその人などが主として佃島の講話

を受持つてゐました。

正木 監獄で豆草履を作るのは昔からやつたことですか。

藤澤 あゝ、あの玩具用のですか。あれはすの分ふるくからやりました。

原 菓のしんで囚人が閑にあかせてつくるのです。上品で、精巧なものでした。おまじないになるといふので、花柳界などにはうけたものでした。

寺崎 新橋へでも持つて行くと一足五圓位に賣れたさうです。

鹽野 それでは座談會はこれ位にして食事に行つることにいたしませう。みなさん、いろいろ有り難うございました。

(於目黒雅紋園)



第五回行刑醫務練習生修了式

第五回行刑醫務練習生修了式は七月二十九日(土)午後三時より刑務協會樓上に於て開催、鹽野練習所長を始め、正木、船津兩書記官、芥川衛生官、吉田、岡部、谷内の各刑務所長、平川、窪田、寺岡、大草、高田の各講師、森口典獄補、伊藤、大原刑務協會主事等列席の上、伊藤主事の開會の辭に次ぎ鹽野所長より卒業生に對し修業證書を授與し、左の訓示をなした。

炎暑の折柄諸君は一同健康で、滞りなく今回の醫務講習を終へ、本日修業式を舉行するに至りましたことは、私の諸君と共に大に欣幸とするところであります、と同時に諸君に對して最も熱心に御指導と御聲援とを賜つた講師諸先生に對し深甚なる、感謝を捧ぐる次第であります。

諸君は本年三月を以て學生々活を切上げ、更に進んで職業生活を選択せらるゝにつき、國家の行刑事業に従事いたさるゝこと、なつたわけでありすが國家の事業に携はるゝことは即ち官吏として出發するといふことであります。ところで諸君も御承知の如くに、國家の官吏には特別の義務があります。國家の臣民として負擔すべき一般的義務の外に、官吏としての身分に伴ふ特別の義務を負はなければならぬのであります。それは法規的には官吏服務規律に規定されてありますが、要するに官吏は、人民の儀表として、秉公至誠の心を以て國家に奉仕し、常にその体面を保持することに心がけねばならぬといふのがその根本精神となつてゐるのであります。ですから一度官吏となつた以上、從來の學生々活に有り勝ちのやうな自由放恣な生活は到底許され

ないことであつて、坐臥行住、官吏としての地位に省み、その品格を傷げざるやうに、素行上に十分なる注意を要する次第であります。明治の初年に於ては、官吏は事實上人民の儀表たることを以て自ら任じ、又それだけの品格と体面とを保つてゐたのであります。その後民間側にも多數の識者が輩出するにつれて、官吏のみが必ずしも人民の儀表であるとはいへなくなつたことは事實であります。勿論民間側にも多數の識者を有するに至つたことは國家の、ために慶賀すべきことではあります。しかしそれだからといつて、官吏がその名譽ある地位から下り下つて、道を民間側の識者に譲らなければならぬといふ理窟は少ないばかりでなく、むしろその民間側の識者にも負けないやうに益々自己の指導的立場を尊重し、國家奉公の模範を示すことの努力と自負とを一日も忘れてはならぬのであります。殊に國家の行刑は、人間の心と

いふものを対象として、これを誘導しこれを啓發してやらうとする一種の精神的事業でありますから、他の國家事務と比べて、一段とこの心掛けが必要となつて來るのであります。

諸君が今後、國家の官吏、刑務所の職員として行刑のことに従事いたさるゝについては、先づ第一に、行刑の目的は果して那邊にありや、といふことを深くも心に銘してかゝらねばならぬのであります。成程諸君が、日常直接に擔當いたさるゝことは、刑務所の醫務衛生に關する事務であります。しかしながらその醫務衛生に關する事務といふのも、結局は廣き意味に於ての行刑事務の一部にすぎないのであります。言ひかへれば諸君は、醫務衛生の事務を通じて、國家の行刑事務に参加し貢獻しなければならぬ責任を擔つてゐるのであります。諸君が受刑者の疾病を治療することは、たゞにかれ等の肉體のみではなく、行刑の根本目的たる

受刑者の心の治療、即ち刑務所本來の機能の一部を擔當してゐることになるのであります。それゆゑ諸君にして、かりにも行刑本來の目的に反するやうな考を有ち、又さうした言行があつたならば、たとへ疾病治療の技術に於ては申分がないとしても、行刑官吏として職責を完全に盡したとはいへないのであります。自己の擔當する事務は醫務衛生のことであるから、疾病を治療し、衛生に注意してさへみればそれで能事終るゝ、といふやうな考を諸君が有つたならばそれは非常な間違ひであるといふことを知らねばならぬのであります。すでに専門的の技術を卒業してゐらるゝ諸君に對して、この一ヶ月間の日子を費し特に行刑に關する講習を開いた趣旨は全くこの點に存するのであります。従つて、同じ疾病を治療するについても、相手が受刑者といふ特別の人々である以上、普通の病人に對するよりも、又一段と取扱

を具して上司に申出でらるれば、當局に於ても又適當の處置を考慮することに各かならぬのであります。場合によつてはざるぶん醫務設備等も擴張いたすのでありませうが、しかし土臺の經費に一應の制限の存することをよく御承知おき願ひたいのであります。當局としては、諸君の研究のために經費を惜しむといふやうな意思は毛頭ないのであります。

ひに注意を要すること、なるのであります。それでなくては病人といふものは氣難かしいものである上に、神經の立つてゐる受刑者を相手とすることであるから、ざる分やりにくいことであらうと想像いたさるゝのであります。が、しかし作業とか教誨とかの方面で折角反省しかつてゐる受刑者が、たゞ疾病の治療を受くるに際し、技術者の聊かの言行に反感を抱いて、再び元の邪道へ逆戻りするといふやうなことがあつては、甚だ遺憾の次第でありすし、又さうした實例も從來間々あつたことでもありますから、その點々も御戒心あつて、ひとりかれ等の肉體の病ばかりでなく、心の病をも治してやらうとまでの深い心情を以て、各自の職務に當られんことを特に希望いたします。

連絡協調をはかつて、事務運用の圓滑を期すると同時に、常に刑務所長の統率に従ひ、その命令に忠實でなければなりません。或は諸君の立場として、又は技術者としての能力を十分發揮するために、所内の醫務の設備や、治療室その他の器具類、藥品等に關し、満足しかねる點があるでありませうし、又研究材料や、新藥品の使用等についての無理からぬ御希望も幾多出て來ることかもしれません。勿論當局としても、出來得る限りは、それ等の不備を除き、希望を容れたいのではあります。が、しかし御承知の通り、豫算に制限のあることでもありますから、一々諸君の思ふ通りにも參りかねる場合もあるのであります。さうした場合、諸君としては、所長の裁量に従ひ、豫算の範圍内に於て、出來得るかぎり各自の能力を發揮していただくより外ないのであります。が、しかし實際に必要欲くべからざるものであるならば、その理由

を具して上司に申出でらるれば、當局に於ても又適當の處置を考慮することに各かならぬのであります。場合によつてはざるぶん醫務設備等も擴張いたすのでありませうが、しかし土臺の經費に一應の制限の存することをよく御承知おき願ひたいのであります。當局としては、諸君の研究のために經費を惜しむといふやうな意思は毛頭ないのであります。

ませう。しかしながらとにかく一定の収入を得て、生活だけは事を缺かぬこととありますから、その心の弛みからや、もすれば職務上に怠慢を來しやうい傾向があるのであります。例へば、働いても働かなくとも収入にかはりはないのであるから、成るべく勞をおしまふといつた考になつたり、又自己の収入に顧みて、これ位働けばそれでよからう、といふやうな念慮を起す場合も必ずしもなくはないのであります。

一旦かうした考がおきると、たゞ一時を糊塗し、眼前を彌縫することのみに日を送つて、職務に對する熱意も興味も失ひ、果ては職務上に缺陷を來すのみならず、折角學習した自己の技能までも退歩さしてしまふといふやうな例が往々にしてあるのであります。これはたしかに俸給生活をするものゝ一面の弊害であります。この弊害から自己を防がないかぎり、官吏としても個人としても、向上發展は到底期待し得ら

更に一言御注意申上ぐべきは、諸君は官吏として俸給生活をいたさるゝのであります。が、御承知のやうに俸給生活といふものは、何人も十分といふわけにはまゐりかねるにしても、とにかく生活上の安全だけは保障されてあるのであります。勿論月々の収入はきまつてゐることとありますから、他の獨立經營の場合、即ち諸君ならば、醫院を開業するとか、病院を經營するとかいふやうな場合と比較して、最初下級の際には、生計も相當苦しいこととあり

一旦かうした考がおきると、たゞ一時を糊塗し、眼前を彌縫することのみに日を送つて、職務に對する熱意も興味も失ひ、果ては職務上に缺陷を來すのみならず、折角學習した自己の技能までも退歩さしてしまふといふやうな例が往々にしてあるのであります。これはたしかに俸給生活をするものゝ一面の弊害であります。この弊害から自己を防がないかぎり、官吏としても個人としても、向上發展は到底期待し得ら

れないのであります。俸給の多寡といふことは、生活の程度を支配することでありますから、勿論これを念頭におかないわけには行きますまいが、それのみに拘泥して、肝腎の職務を忽にするやうなことがあつては、官吏として行刑の貢献者といへないばかりでなくむしろ進んで、行刑の妨害者、行刑の破壊者といはなければならぬのであります。これに反して、必ずしも俸給の多寡のみに拘泥せず、忠實に熱心に職務に努力しさえすれば、漸次に昇給して、高級官吏ともなり得るのであります。しかし現時の昇給制度では、躍進を許さずその間相當の年月を要するのであります。しかし誠實と努力の結果は必ず酬らるゝ、日があるのであります。諸君は未だ俸給の味をよく知られぬ人々のみであるから、右一言の婆言をつらねた次第であります。

申すまでもなく行刑のことは受刑者の改過遷善といふことが根本目的であ

りますが諸君の仕事は、一見その目的とは直接の関係がないやうにも思はれますが、しかし又考へやうによつては諸君の仕事こそその目的を達成するために最も好い機会ともいへるのであります。といふのは、凡そ疾病程人間に苦痛を與へるものはありません。病氣にかゝつた時は、どんな人間でも多少氣が弱くなります。この氣の弱くなつた時こそ最も心の素直になつたときで改心悔悟を促すべき絶好の潮時であります。病んで親兄弟とも離れ、刑務所の病監にひとり淋しく横つてゐるときたまゝ所長その他の職員の見舞等をうけてもかれ等は非常に感動し、飄然として善心に立ち返るといふやうなことも屢々あることであります。況んや自己の疾病を看とつてくれる醫師からいろゝと親切な取扱ひや慰問をうけお蔭で病氣が全快したといふやうなことにでもなれば、かれ等としては心からその厚意を深謝し、それが改過遷善

の機縁ともなるのであります。それで醫師といふものは、普通の社會に於ても病人に對して親切丁寧でなければならぬといふのが一般通念になつてゐるのであります。それが刑務所の醫師がたまゝ官吏たるの故を以て、反對にはゆる役人風を吹かせて、病人の取扱ひに對し遺憾な點が生ずるやうなことがあつては、結果は反對となり、行刑の目的は遂げられないのであります。教誨堂に於ては悔悟の狀に在つたものが、醫務室に入つて心を轉へず、といふやうな例は、前述の如く往々見受けることでありますから、その點深く戒心しなければならぬのであります。例へば、この病氣は格別のことはないと思つても脈も取らねば、聴診器も當て、見ぬとなると、受刑者の身として、受刑者だから冷淡なのであるといふひがみを起します。その場合、聴診器をあてる必要が少しもなければ、その理由をよく説明してやるやうにし

なければならぬ。又この病氣は放つておいても治るとの見透しがつき、又事實さうであつても、やはり手當を加へ藥品を與へてやらなければ、受刑者としては餘りうれしくは受取らない、といふことにもなるのであります。かやうなわけで、醫療のことは半ば精神的のものであるが、殊に受刑者に於てはこれが甚だしいのであります。受刑者は、常に自分は自由を奪はれてゐる身だから、といふ一種の偏見を有つてゐるものでありますから、世間の習慣とちがふ態度に出られると、とかくにひがみを生じやすい、そしてそれが行刑上に悪影響を有つことになるのでありますから、或は腹の立つやうな場合があります。あるかもしれませぬが、行刑官吏としての重責に鑑み、十分なる反省と自覺とを以て、各自の職務に従事されんことを希望いたす次第であります。

務上の設備なりが、區々になつてをり又事情も多少ちがつてをりますから、細い點は、各自が赴任された後、所長から詳細のことを聞いて、夫々の事務を擔當さるゝやうに御願ひいたします。たゞこゝでは、行刑官吏としての自覺と自負とを失ふことなく、又受刑者を相手とすることありますから、その言語、態度等にも一層の注意を拂つて、各自の職務に當られ、それを通じて行刑の大目的に参加しようとの覺悟と努力とを御忘れないうやうにと一言御注意申上げて、諸君の前途のはなむけといたした次第であります。

次で關川練習生總代は左の答辭をなし、伊藤主事の挨拶にて午後三時半閉式した。

答 辭

局長閣下ニハ殊ニ懇篤ナル御訓辭ヲ賜リ感謝ノ至リニ堪ヘマセヌ願ハスレハ四月私達ハ學生々活ヲ卒ルヤ直チニ御採用ニナリマシタ當時ハ行刑等ニ關シテハ全ク知ル所ガナカツタノデアリマスガ在京各刑務所ニ於テ醫務主任ヲ始メ諸先生ノ一ヶ月半ニ亘ル御親切ナル御指導ニヨリ行刑醫務ノ實際ヲ始メテウカガヒ知ルコトガ出來タノデアリマス次テ命ニ依リ約二ヶ月ノ間帝大傳研等ニ於テ各教授ノ格別ノ御指導ニヨリ内科或ハ外科臨床ノ實際ヲ攷々トシテ研鑽シテ參リマシタ七月五日ヨリハ協會講堂ニ於テ行刑刑法ニ該博深遠ナル御造詣ヲ有セラル、講師諸先生ノ折柄ノ酷暑ヲモ御厭ヒナク御熱心ナル御講義ニヨリマシテ今ヤ表在的デアリマスガ其何タルヤ會得シ行刑醫務ヲ遂行スル上ニ有效ナル浮標ヲ得タノデアリマス扱テ各任地ニツカントスルノデアリマスガ諸先生ノ御教訓ヲ緯トシ既得智識ヲ經トシテ先輩諸先生

ノ御指導ニ從ヒ研究怠リナクバ大過ナク職責ヲ果シ得ルモノト存ジマス是レ實ニ御列席ノ諸先生方ノ賜ト深ク深ク感謝スル次第デアリマス私達ハ正シキニ從ヒ研鑽ヲカサネ以テ理想ノ行刑醫務ノ發現ニ精進スル覺悟デアリマス聊カ蕪辭ヲ述ベテ答辭トシマス。

昭和八年七月二十九日

行刑醫務講習生總代
關川 東平

尙ほ第五回行刑醫務講習生は左の諸氏である。

- 關川 東平
- 伊 藤 忠
- 林 田 秀
- 佐 藤 重則
- 有 馬 力
- 坂 本 賢三
- 藤 森 亮介
- 西 田 捷美
- 島 田 正雄

- 松岡 功
- 西尾 利次
- 黒田 常三郎
- 堀 田 連
- 鈴木 信雄
- 吉 田 好英
- 水 越 通
- 向 島 淑

受刑者の建てるナチスの記念塔

ロシヤの受刑者は白海とバルチック海との間に見事運河を切り開いたので、ソヴェト連中の鼻を高くからしめてゐるが、今度ドイツでは、ナチスが天下を取つた記念に、嘗つて世界大戦の初めに當つて、英獨海軍の戦を交へた北海のヘリゴランドの要塞の跡に「自由の塔」を建てることになつて、この島の名もヒットラー島と改められる筈であるが、この工事は一切受刑者にやらせることになつて、行刑の善い囚人が附近の刑務所からこの島へ移送せられることになつたのである。この塔は高さ七百フィートで、塔の頂上からは世界に於ける最大強力の光明がほと走り出るのである。

切 扱 帖 か ら

◇司法省明年度の 新規要求決定す

司法省昭和九年度豫算省議は廿一日午前から午後互に協議を遂げたる結果左の項目の豫算を決定、大蔵省へ廻附した。(單位圓)

- 一、樺太知取區裁判所及び供託局出張所新設費 二六、七〇〇
- 二、登記所新設費(五十ヶ所) 一、二六、二〇〇
- 三、福岡に借地借家調停法施行に關する職員費 若干
- 四、爲替相場變動に關する補助金 五、三〇〇
- 五、福岡少年審判所及び矯正院新設費 一〇一、五〇〇
- 六、東京少年審判所擴張に伴ひ埼玉千葉に同法施行の職員増員費 八、四〇〇
- 七、區裁判所十ヶ所腐朽に伴ふ改築費 七三六、七〇〇
- 八、東京區裁判所留置場改築費

九、神戸刑務所移築費 二一七、〇〇〇

思想對策及び教化、收容者激増に伴ふ刑務費等はこれに要する法案の起草を待つて追加計上する事となつた。(七・二二・國民)

◇ナチス反對者に死刑

バルチック海のリニエゲン島に休養中のドイツ無任所相ゲーリング氏は廿一日突如プロシヤ内相、同法相等を同島に招致し秘密會議を開いたが廿二日直ちにベルリンに歸還し更に閣員、地方長官、黨領首等の緊急會議を召集し重要協議を遂げた、右はゲーリング氏が近く閣議に提出せんとする政敵彈壓法案を審議したもので、該法案はあらゆるナチス反對者を死刑に處し以て徹底的に政敵を彈壓せんとするもので内容大略左の如きものである。

- 一、ナチス突撃隊檢事、警察官を殺害

◇不適正者の子孫絶滅

ナチス政府は近く社會的不適正者の子孫絶滅法を公布するに決した、同法の内容は左の通り

- 一、矯正の見込なき飲んだくれ、性的犯罪者、瘋癲病患者、その他子孫に遺傳する不治の業病患者は生殖の可能性を除去す
- 一、その方法は醫科大學の教授會議において多數決を以つて國民の福祉のため手術が必要なりと認められた場合強制的に生殖可能除去手術を施す
- 一、右の決定に對しては高等健康法院を設け異議の申立を受理せしむ

(七・二七・東日)

◇新刑法草案

來議會に提出されん

時代思潮と共に變化してます。深刻になり行く近代犯罪に適應するため我國の刑法は故江木法相時代にこれが改正を思ひ立ち直に改正準備草案を作成し、この草案を基礎として去る昭和二年六月十八日第一回起草委員會を司法省内に開いて以來毎週一回づゝ委員會を續開し、爾來約八年遂にこのほど全文三百六十餘條の起草を終り、目下留保條項の整理、各條章の按配などに各委員は汗みどろの有様であるが、新刑法は我國曠古の大法典であつて、總則第一章より十七章を以て終り、正文百五十三條、犯罪各論第一章より第四十五章に及び、條文二百十條章である。以上の如くにして起草委員會は一通り終了したので八月月上旬より暑中休暇に入り、九月五、十二兩日を以て條章の整理をなし、九月末か十月初旬を以て刑法改正委員總會を開くこととなり、總會終了後は該案を法制局に廻付して來議會に提案の豫定である。(八・一・福日)

◇ナチスの非道

囚人に及ぶ

ドイツ無任所相ゲーリング氏は現行法による囚人の待遇が優遇に過ぎるとなし極めて苛酷なる規則を實施するに決した。懲役の刑に處せられてゐる囚人には從來認められてゐた喫煙、讀書、映畫觀覽等の特權を剝奪し、その代りに薄暗い室の中に幽閉して單にパンと水だけを與ふることとし更に新しい刑務所規則に反するものは手足を鎖で繋いで身動きも出ぬやうにするといふ苛酷なものである。更に甚だしいのは殺人犯人の死刑執行に當つて從來ギロチンを使用してゐたのを今回の新規則では斧を以てするといふ往時の慘酷な方法を復活するといふことである。(八・五・讀賣)

◇露國政治囚大減刑

白海とバルチック海を繋ぐソヴエトの新設大運河は愈完成しその名もスターリン運河と命名されたがこの大運河の完成を記念しソヴエト聯邦中央執行委員會は同委員會令を以て同運河の工事に従事した多數政治囚の功績を認め大免減刑を行

ふと共にその功顯著なるものに對しては勳章を授與した、その内容左の通り

- 一、一万二千四百八十四名は完全に轉向し有用な社會主義者となつたものと認め釋放
- 一、五万九千五百十六名は運河建設に對する貢獻を認めそれ〴〵減刑
- 一、五百名は捕縛公判の事實一切を抹殺し完全にその市民權を復活せしむ
- 一、オー・ゲー・ペー・ウーに命じこれ等前科ある者のうちもつとも有能なる人々を學校に引取らしむ
- 一、今回の運河工事に従事した人々の内もつとも卓越せる労働者、技師並に指導者に對し各種の勳章を授與した
- 一、即ちオー・ゲー・ペー・ウー次長ヤゴグ氏以下建設工事各主任、技師長等にレンニシ章を授與、その中には嘗て反亂罪で處罰せられた工事主任補フレンケル氏、技師長補ウエルジビツスキー氏等をも含む
- 一、嘗て五ヶ年計畫妨害罪に問はれた技師長クルスタルフ氏以下二十三名及び四名の重罪囚は工事中その最善を盡した功により赤星章並に労働赤旗章を授與された(八・六・東朝)



◎不能

上田 小宮山生

世界的英雄彼のナポレオンは謂つた「豈余を妨ぐるアルプスあらむや、不能と謂ふ語は只愚人の辭書にあり」と眞に味ふべき金言ではある。人間須らく此の氣概なくてはならぬ、此の氣概の在るところ、此の勢の趣くところ即ち何物をも征服する、況むや進歩の近代に於てをや、不能の文字は自ら解消される譯である。

然るに世人動もすれば犯罪者の殊に累犯者の改善は不能であるなどと謂ふ。其根據や那邊にあるか、或は近時に於ける

犯罪者の續出に據るか、又は新聞紙の累犯者に對する針小棒大的非難攻撃記事掲載に因るか、之實に大人氣無いことであり、慨歎の極みと謂はなければならぬ。

見よ彼のナポレオンを、彼は伊國人の夢想だにせなかつたであらうところの彼のアルプスの嶺を克く越えたではないか。今より三十餘年前までは痴人の夢としか思はれざりし航空機の發達は幾多の犠牲を拂ひつゝも大西、太平の兩岸を遂に横斷し、ロボット相手の單身ポスト機は僅か七日九時間の新記録を以つて地球を一周して居る今日ではないか。

勿論それとこれとは多少趣きを異にする。雖も其意氣慷慨たるや又同一である。

然るに何ぞ、犯罪者の殊に累犯者の改善は不能であるなど、彼等と雖もか人の子である、自ら好むで罪を累ねると謂ふが如きことのあらう筈はない。若し假りに眞に一人の改善不能者ありとすれば、

そは犯罪者をして必ずや改善せしむると謂ふ意氣即ち精神が改善者に未だ缺けて居るか若しくは刑餘者に對する一般社會の執拗なる無理解に基因するに外ならぬと思ふのである。

我等の正木先生は嘗て刑政誌「第四十六卷第十二號卷頭言」上に述べられて居る。「……しかく教化主義の行刑の態を作り得たのに對して世人は何故に敘上の如く之に對してか、は酷評を下すのであらうか。之に對して私は敢て斷言することが出来ぬ。それは上述の如き教化主義の形態は出來てもその精神が脱け殻であるがためである。教化主義の行刑は形だけでは完成するものではない。其の形の全約に行き互る精神があつて始めて完成するものであつてそれなき行刑はサンプル行刑であつて本物の行刑ではない」と

又監獄法概論一六八頁に於て「行刑の有終の美を爲すものは釋放者の保護である。釋放者にして社會に顧みらるゝことなく嫌厭排斥せらるゝ時は彼等は竟に自

暴自棄に陥り再び犯罪を敢てせざるべからざるに到るのである」とと吾人は此處に大に着目せねばならぬ。

今や犯罪者の跳躍的增加の秋吾人はこれを只不景氣の産物として片付ておく譯には行かない。緊縮一番、竿頭一步を進めて教化主義の名に背かぬ充實せる精神を以つて犯罪者を改善し、合法的、社會的生活に入らしむると同時に此の國家非常時を利用して刑餘者に對する保護觀念を一般社會に鼓吹し共に手を携へて彼等を名實共に立派な改善者と爲さしめねばならぬ。

かくして初めて不能の文字は完全に消滅されるものである。昭和八、八、九

●偶感

滋賀 黒田 巖

理想と現實とは、とかく相添はぬ勝りだとは、往々耳にする言葉である。これに付いてわたくしは思ふ。進歩と

か發展とか、を考へない、言はば保守的な、退嬰的な人が、得てして斯う言ふことを口にしたがるものであることを。

勿論一點の道理をも掴み得ないものは理想で無くて空想であり、空想は憤しむ可きものである。この見地から、わたくしは今、わたくし自身の奉職してゐる行刑の實務界を眺めよう。

即ち學者の主張するところの行刑論が徒らに理想に趨り實行が不可能と認められる處が尠くない、とは實務家中間々云々されてゐるやに承る、わたくし自身としても斯ることを或る程度迄肯定する。乍然わたくしは、只だ難じ、只斷念めては居れないのである。何故ならば斯う

した結果が將來の行刑に行詰りを招致する危虞を抱くからである。

即ち、言ふ迄も無く今日の行刑は教化主義である。故に適當な教化の設備も施され、又施されつつある。ところが其結果は果して満足す可きものであると言ひ得るであらうか。

わたくしは、この原因が那邊に存在するであらうかに思ひ到るとき、その一つとして教化施設に對する精神の注入が不足してゐはせなかつたか、そして又これは即ち冒頭の如き觀念に幾分かが支配されたであらうことを認めるものである。

由來われわれ實務家は合法的に職責を遂行す可きではあるが、さりとして只だ單なるロボットであつては不可ない、其の法の眞髓を確り認識し、其定律の活用を努力してこそ、始めて行刑最終の目的に到達し得られるものであると信ずる。

今や將に受刑者の累進處遇法が具體的に現出しようとしてゐるの秋、われわれは舊の法衣を脱ぎ捨てて、新しい法衣を

着て、そしてこの衣に價値付ける可く努力をして、かりそめにも本法の理想に背馳するが如きことの無い様に覺悟をす可き必要があると思ふ。

●偶感片想

徳島 林 英雄

行刑は道徳的イリテラシーに對する戦ひである。受刑者に社會適應性を養成し社會的復歸をなさしめ、累犯を防止するを眼目とする。牧野博士は『國家と受刑者の關係は、國家は受刑者に對し、行刑権を有し、受刑者は國家に對して權利保護請求権を有してゐる。故に受刑者は法定の限界を維持すると共に、國家は、この權利を侵犯せざる義務がある』と。正

木氏は『監獄は、本來犯罪人の自由のみを剝奪する手段であつて、自由以外の權利、即ち生命、身体、財産等を剝奪する事は許すべきでない』と。行刑のアイデアと現實に觀る刑務所

内の、アドモスフェヤの矛盾に直面して、我々は、絶望すら感ずる。だが我々は、普通人の絶望とする所を出發點としてでも、歩んでゆかねばならぬ重責を背負つてゐるのだ。

我々が行刑道の苦闘に耐えかねて、理想への彼岸遠きを怖れて、絶望するとしたら、どうして受刑者の抱く絶望を、甦生への轉向とさす事が出来るだらうか。我々の人間的使命と、男性的事業を憶ひ人道主義的純熱が、社會正義を追求する時、刑務事業に就いて、胸の疚く様な戦慄的決心をかためさ、れる。行刑は刑務官吏の素質と共に進歩發展する。看守の素養の重ぜられぬ所には行刑への關心は閑却されてゐるといへる。

パターソンのいつた様に『單に社會の安全を視護るのみならず、囚人の市民生活を作りうる役人を作る』ことではなればならぬ。以後の『行刑』の事業は強靱な意思と力を生命とする純情な若い看守の統一意

識のもとに、やりとげて行かねばならぬだらう。

舊來の應報主義を蹴飛ばし、目的主義の確立による、教育刑を樹立せねばなるまい。

刑務官吏中には只、威嚇と壓迫のみを知り冷血無情、昔日の牢番の形骸を脱せざる、近代の行刑精神を三省せざるの感を抱かしめるが如き人、なきにしもあらずと聞く。

思ふに、彼等のフレツシユなる魂、温情を奪つたのは彼等自身の故ではなかつたのだらう。長期間の煩雜なる激務及びその時代に於ける誤謬の刑罰哲理の支配が彼等をして新鮮なる人間味を喪はしめたのであらう。凡そ適當なる休暇なくして人格の向上は到底望み得べきでない。

舊時代の監獄に於ては彼等は鞭を以て囚人を威嚇する事が最善の戒護方法なりと教へられ、彼等自身もそれを唯一の信条として暮した様に思はれる。鞭を排し『希望』を以て受刑者を教化する近代の

行刑のシステムには、彼等は取残されてゆく人々である。私は此處にも時運に逆行する、取残されたる寂しき人を視て同情に堪えぬ。彼等は今こそ、人間の魂や心持が形式や暴力で修正されるものでないといふ事を体得して太い溜息をついてゐる。

ビュリアな行刑理想に向つて、親愛なる全国の看守諸君よ、總起立して行刑眞理想への強行軍を興せ。

應報的威嚇的監獄形骸へ別離を陳べ、行刑即教育の基礎に立ち、爾誤れる刑罰哲理にシツカリと對抗して、莞爾として戦ひを宣言せねばなるまい。

●刑務官吏の懲罰事案に就て

豊多摩 村松萬壽治

行刑の目的は收容者を改過遷善せしめ善良なる社會人として、社會に復歸せしむる事である。此の目的を達する手段と

してはどうしても教育にまたねばならない。之を刑務教育と呼ぶ。而して此の刑務教育を生かして行くものは刑務官吏であるから、刑務教育の主體は刑務官吏でなければならぬ。従つて教育の客體は收容者といふことになる。而して受刑者については精密なる研究が重ねられ、非常なる進化の跡をのこしてゐるが行刑作用の主體である所の刑務官吏については誠に遺憾ながら吾々が最も不思議とする程關心が拂はれて居ない。之は如何なる理由に依るのであるか。それはあらゆる制度あらゆる技術の運用が刑務官吏の掌中にあると云ふことを看過した爲である。と考へる。即ち刑務官吏に對する認識の不足である。此の意味において刑務官吏の問題はもつと文献に残され、議論の中心とならなければならぬものであるといふことを深く考へる次第である。

由來行刑上より見て刑罰は教育でなければならぬと考へられる様になると、刑務官吏の使命と云ふものは從來の刑務

官吏の持つて居た職責とは異つた新鮮なものが躍動して居ることを、明かに認識することができるのである。もつと極端に云へば、文化の進展につれて刑務官吏に要求される所の諸々の要素が、全然置き換へられて了つたのである。行刑は威嚇なり——の目標が——行刑は教育なり——の目標に塗り潰された事によつてもうかがふことができる。然るに今日尙相當懲罰を受ける刑務官吏のあることは、原因が何れにあるともがいたんに堪えない次第である。昭和七年度の一覽をみると或は職員の一〇%が罰に付せられて居る。或は一八%が懲戒に處せられて居る。もとより之は職務上の義務の違反又は職務を怠りたる爲に科せられたものであらうから、刑務官吏は大いに反省し熱慮し將來の覺悟に及び地位の向上に努力せねばならない。唯此の問題について幹部刑務官諸君の御一考を煩し度いと思ふことは、刑務官吏の懲罰も亦改善作用であるから、處分の前に他の適當な方法で

處理し改善に導く手段の有無を慎重に考慮し、然る後懲罰に付しても遅くないといふ點である。端的に云ふと懲罰を從來の事務的形式的な情性のつながりから断ち切つて、之を新なる生氣と意義で洗ひ度いのである。(了)

●思想界の動向と我等の職能

甲府 村松榮造

國民思想の動向に對して我等は十分注意を拂ひ、所謂思想國難の現状を打開する事が極めて緊要である。共產主義思想が或は學徒に浸潤し、或は青年の各層に向つて地下運動が行はれて來た一事に對しては大いに警戒し之ら極左思想の驅逐に努めねばならぬ事は考へるまでもない國体を危くし國權を無視するが如き思想は我が國に容れられない事は云ふまでもないが依然左翼運動が行はれてゐる點に對して警察官憲の取締峻厳であるを要

するは勿論、一方出來得る限り思想的にも之を轉向せしめて穩健中正なる思想を持せしむる様努力する事が國家社會の健全なる發達を期する上に於て極めて必要緊切な問題であるといはねばならない。

飛ぶ鳥を射落す事の至難を嘆ずるよりは木に止まりたる時に矢を向ふるの賢明さは彼等を轉向せしめるに將亦落付くべき所に落付かしめる絶好機であり我等刑務官が不斷に把握すべき指導上唯一の機會であらねばならぬ。滿つれば缺くる様に一方にのみ偏したならば必ず破壊し爆發するの動機となるは必然である殊に思想問題の如きは一層其の感を深くするもので共產主義の如きは斷乎として之を排撃せしめ、かゝる方面に追ひやる所の社會上の缺陷……思想上の啓蒙運動の缺陷等をよりよく補足し助長し、よく思潮の推移を洞察し殊に人の心の動きを過眼せず彼等思想犯人をして専ら健實なる思想への轉向を達成せしめる力強き指導に全力を注いでこそ我等の職能が發揮せらる

ものである。

●刑政七月號卷頭言ヲ讀ミテ

高松 野口生

現今の行刑は極端な密行主義から公開へと進んでゐる。蓋し行刑は密行主義の原則に従はねばならぬ事は周知の事實であるが、行刑最終の美をなす所以は保護事業である、これを達成せんが爲めには能ふ限り行刑を公開して世の批判を受けつゝ世人の關心を捕へねばならぬからである。

故に兩者如何なる程度に折衷すべきや即ち行刑の社會化を如何に開展すべきかと言ふ難問題が起る。

正木先生は刑政七月號卷頭言に『獄中記事と監獄映畫と世道人心』と題されたのは畢り其の難問に對し倚るべき方法をはつきり教へ、且其の運用を誤るが如き、又世人の好奇心に絡まる弊風を嚴戒せら

れたに外あるまい。

思ふに監獄は社會の不淨場であり、落伍者の修養場である。随つて幾多の苦痛は免れない。然れ共今日の行刑の骨子は教育刑にあるが故に出來得る限り、監獄を改善し又彼等を優遇せねばならぬ。

然しこれを如何に改善し、優遇すると雖も、行刑の目的を没却するものでなく又不淨場なるが故に好んで入る者はない、得ない、正木先生の口吻を藉りて言へば若しこれありとせば既に修養を施すに値する不心得者である。故に如斯き行刑は長くも若生を相撫し賜ふ御懿徳と御稜威を偲び痛く感激裡に、彼等も國家の赤子なりと言ふ觀念の下に氣持よく働いてゐるのである。

聞く「今日の受刑者は大人敷なつたと畢竟教育刑の成果を結んだものなり」と誠に肯綮に中る事實である。

かの作業統制による軍需品製作の成績を見るに此の能率、収入に於ては勿論、教化上にも、戒護上にも豫期以上の好成績を挙げた、此の事は今更喋々辯ずる限りでないが、私は此の軍需品製作に於ける作業經營方法並に其の作業に就く受刑者の作業意欲の喚起、勞働喜悅の念、作業の能率、成績等何れも愛國の念より出づるの外なく又就業中彼等の心理状態等を公にして、受刑者と雖も國家觀念、祖國愛の如何に迷り出づるか世人に公開せられん事を望むと共に先生の稱ふる獄中記事と監獄映畫、所謂利益本意の操觚者や興業者等の所爲による公開の否なるをさとる。

又其の官職にあるものと雖も、其の公開は改善者を社會に嫁がしむる爲めの公開であらねばならぬから、監獄の状況を社會に於て談話する場合特に保護の爲め此れが公開を必要とする場合、更に又通信教誨に於ける場合の如きも其の是非を分別し、何れも行刑の社會化を無軌道に遂行して以て監獄に親しめる人々を作るが如きは否なる事も痛感する。

七月廿日稿

キッドナツピング(略取誘拐)に死刑

近來、アメリカに頻々として行はれるキッドナツピングは、國民をして憤激措く能はざらしめてゐるが、最近、カンサス州のカンサス・シティーのシテイ・マネーヂャー(市長の下に在りて市の財政並びに一切の事業計畫を指揮監督する公吏)のマツケロイ氏の娘のメリー・マツケロイをキッドナツピングしたウォルター・マツクギーなる犯人に死刑が言渡されたので、此種の犯罪を撲滅せんとする合衆國一般を擧つての運動は、更に一層の興味を喚起することとなつた。



海外異聞録

□アメリカと殺人

アメリカの殺人は過半銃殺であり、犯人はこの方法を最も容易で安全で便利だとしてゐる。毒殺とか撲殺、絞殺の如きは舊い時代の面倒な仕事だとしてゐる。だからアメリカの殺傷犯中六十六パーセントは火薬を用ひたもの、即ちピストル、機關銃、乃至は爆發物である。最近一年間合衆國に現はれる殺人犯人は實に一萬二千人を算してゐる。ホフマン博士の研究報告によれば、三十一市二千五百萬人の人口中、十萬人に十一人弱の割合に殺人犯人が存在する

といふ。これ等殺人犯人の多くは所謂殺人業者であつて、ギヤングとかガン・マンとか稱する連中である。それが主として移民で、その無教育が犯罪の動機をなすものとされてゐる。合衆國は現在學校職員に一年の給料として、二十三億の巨額を仕拂つてゐるが、この教育費にもか、はらず無智無耻なる殺人事件は年々増加する。アメリカの殺人は遊戯的で復讐的で、小悪魔的で、浪漫的である。彼等の行爲は兇暴無残だけれどヤンキイ式の煽情主義をもつてゐて興味たつぷりである。しかも近來は政治的色彩をさへ帯びて來た。

□馬を盗むべからず

カイロのことだが、競馬に使用する名馬を盗まれたので警察に依頼して檢べたが一方向に手懸りがなく、業をにやした警官と別當が斷念して引揚げようとするトタンに、或る建物の中から馬の特殊な嘶きが聞えた。別當の耳には直ぐにそれと判つた。馬の方でも長年手がけられた別當の聲をきいて思はず喜びの聲をあげたわけである。名馬は巧に隠されてあつたのだが、その計畫は全く失敗、馬は元の飼主へ盗人は早速刑務所へ。

□刑務所志願の泥的

米國ミネソタ州セント・ポールの一料理店で賊を働かうとして失敗したマメケのホルド・アップ君を捕へてみると、昨日まで野良稼ぎをしてゐたお百姓さんだ。何しろ農園で日に十六七時間働いても喰へぬから刑務所へ行きたさ

□氣狂及び犯罪の原 因は野性への復歸

のホールド・アップだと云ふ。五年間の懲役刑に「有難うございませう名判官さま」と嬉しさうに三拜したとは喜劇のみとは云はれない。

一狂人及犯罪人の多數は、人間の中に潜む古代の野蠻状態に歸らんとする傾向によるものである」とリンカーン時代の國務長官リキリアム・シーワードの孫シーワード博士は發表した。「原始人は理性よりも感情によつて行動した感情の赴くま、理性の聲を聞かざりて行動するものは野蠻状態に復歸せんとする者である。これが狂人並に犯罪者に非常な關係のあることを知るであらう。余の研究の結果に徴せば如何なる家系と雖もこれに狂人、犯罪者乃至精神虛弱者の血を混へざるものはない、

如何なる個人の体内にも皆古代原始状態に復歸せんとする傾向が等しく残されてゐる、故に各人は皆これを警戒せねばならない。

□フランスのロカド博士の探偵ぶり

フランスの有名な犯罪學者エドモンド・ロカド博士のリオンの研究室、助手が六七名、あつちこつちで試験管、顯微鏡、寫眞機、放射線機械などいぢつてゐる。書架には各國の言葉で記された警察寶鑑が並んで、彼自身の著述にかゝる半ダースばかりの書冊もまじつてゐる。折柄入口のドアが俄に開いて、刑事が一人の男を引きずる様にして入つて来た。「此奴は昨晚ジュリエット街で金庫を開けました。だが、こんなしらくししい嘘付つたらありません。自分では金庫なんか近づいたこ

ともなければ、また見ても分らないとほざくのです。ウンと油をしぼつて下さい」そこでロカド博士は強力

の電磁鐵を取り上げ、しばらくその男のズボン殊に膝のあたりを撫で廻してゐたが、最後に電流を切ると、磁器からピンの先程の些細な金屑がバラバラと白紙の上に落ちた。およそ茶匙一杯もあつたらう名探偵ロカドは、わざとガツカリした面持で頭を左右に振つて云つた、「油斷のない君等の商賣柄にしては、これはまた何といふ手ぬかりだ。金庫の蓋を開ける時、金屑が着物にかゝる位は分りさうなものぢやないか。こつちは御親切に持つて来てくれた粉末を分析して金庫の前のそれと引き較べて見るだけでよいのだ、こんな仕事は前掛でもしめてやるんだね」

サインをする。如才ない探偵にはそれが見出せるものだ」といふ警句を吐いたのはロカド博士である。

□死刑囚の大食

死刑臺に上される間際にはナンにも明喉は通らないといふのが普通だが、稀にはレコード破りがある。過般オシニング刑務所に收容されたウイリアム・ジャクソンと呼ぶネグロは謀殺罪で死刑を宣告され、電氣死刑臺に上されることになつたが、最後の望みは普通の三倍大きいピフテキを食へさして貰ふことであつた。彼はそれをペロリとやつて、更にポテトのフライを山盛り食べた後看守に導かれ悠然として死刑臺に向つたとは餘程食ひ意地の張つた男。

□裸の裸体禁止令は素足にも嚴罰

オーストリア政府は今回全

國民に對し裸體は今後絶對禁ずる旨を命令し、若しこれに違反するものは嚴罰に處すと警告した。そこで各都市の警察では劇場やキャバレーやナイト俱樂部等に警官を派して嚴重監視することになつた。しかも面白いことに若い一人者の警官だと、つひ女の裸體に見とれてふらくとする恐れがあるといふので、これを受持つた警官は年寄が妻帶者のみといふ程の嚴罰振りだ。尙この裸體といふのは必ずしも眞つ裸だけを意味せず、素足や胸や、腕をあらはに出すことも含まれてゐるといふのだ。

□徹底的な寢坊助者

ハワイ、ホノル、市のアーシー君生來の寢坊で、先達ても寢てゐる間に御自分の現在寢てゐたベッドが盜まれ、眼が覺めたら床の上に寢てゐたとは徹底した寢坊の大將だ。

選句所感

夕雨君の「水番」の句、一讀ある悲壯な感じを與へられる。實際旱魃にあつて水が不足し、みすく稻を枯らさねばならぬのは農村の死活問題である。だから何處の土地にも斯うした場合水噴嘩が起り易い。たとへ噴嘩をせぬまでも交替に夜を徹しての水番をする。そしてひでり續きの夜の月は色までが何となく赤味を帯びて熱っぽく見えるものだ。水番は少しの油斷も出来ない水番も所によつて多少の相違があり、川や堰の水をお互に警戒するのもあるが、所によつては田を警戒し、絶えず見廻らねば何時水を盗られるか油斷が出来ぬ。この句の場合はその後者と解することによつて情景躍如として来る。即ち然うした水番の人達があちこちに一人二人と影法師のやうに點々と動いてゐる上に、熱病にかつたやうな月が次第に更けて照つてゐるのである。この光景は小説的といふよりもむしろ劇的である。ある劇の緊張した一シーンを

毎月 集 刑政俳壇 題當季隨意 締切毎月十五日限 用紙官私製葉書

天	水番に大旱の月更けにけり	甲府	夕雨
地	蚊遣火の燃えて明るし馬屋前	福岡	紫陽
人	秋めくや雨に閉ぢたる夜の窓	豊多摩	晴風
秀逸	舟つなぐ大河口や雲の峰	福岡	守峰
	山の宿蚊やり焚く婢の詫び去りぬ	大邱	春葉
	新涼や山の温泉宿の人静か	二見ヶ岡	湖山生
	雨催ふ夕べや低き雁の聲	姫路	松月
	海見ゆる丘に人あり夏の月	大曲	刀羅象
佳作	虫鳴くや隣は遠き灯の明り	水戸	麗月
	日盛やどこまでつゞく煉瓦塀	飯田	有甫

見るやうな感じを起させる。そこが此の句の面白味であると思ふ。構圖が大きく句柄が荒削りであるが、それだけまた強い力を持つてゐる。其處から何か切迫した感じが壓して来る。

紫陽君の「蚊遣火」の句は、前句とは違つて、これは平和な夏の夕である。そして田舎によく見る情景である。何の巧みもなくさりとしたところ平板に墮ちようとしてゐるが、それでゐる尙捨てがたいところがある。それは人のために焚く蚊遣でなく馬に焚いてやる蚊遣であるところが、蚊遣としておもしろいからである。薄暗い馬屋の中に静かにゐる馬の眼が折々蚊遣の燃え立つ火を反映して光る。馬屋の中に怒りを生じて群れてゐた蚊が次第に逃げ出して行く。少し位の火ではなく、明るくあたりを照らす程の蚊遣火なのである。この句は下五の馬屋前で生きてゐるのである。これが假りに縁の先など、あつたのなら、既に常套陳腐として一顧の價値もないものである。

晴風君の「秋めくや」の句は、非常にデリケートなところに味が藏されてゐる。事柄は雨に夜の窓を閉ぢた、そして其處に何となき秋を感じたといふので、いかにも些細なことであるが、その感じに忍び寄つてゐる秋の思ひが首肯される。この句の生命は事柄の興味でなくその感じにあるのだ。いつもは明け放しにして風を呼ぼうとする窓であり、少し位吹き入る雨は涼しさには換へられないから開けておく、これが夏の氣持である。それを今は厭つて閉めたのである。そして窓外の雨の音をきき、また窓を閉めた部屋の中に既に落着く心持が生じてゐるのをわれと知つて、秋だなと思はずにはゐられなかつたのである。まことに繊細な感じに生きてゐるのである。

今年の夏は残暑になつても土用から引き續きに、少しの緩みもない暑さだつた。しかしいくら暑いと云つても風物すでに秋に入つてゐる。新涼九月がもう眼の前に迫つてゐる。暑いと頭が散漫になつてしまふので夏はいかぬが、さはやかな新秋と共に諸君の投句に秀作佳吟の多からむことを期待する。

篝火は川瀬に更けて踊りかな(鬼怒川)
遠來の友に西瓜を割りにつけり
噴水や蟹の子遊ぶ岩の肌
盆裁の竹にすゞしき夏の月
夕刊に音して落ちぬ火取虫
洞れ沼の藻草いきる、暑さかな
飛石を廻りてながし蟻の列
汐浴びに通る並木や蟬時雨
瓜番に出て行く父や蚊喰鳥
水口に虫札たてし青田かな
境内の杉の高さや蟬の聲
水打ちて灯を入れにけり庭燈籠
抱き上ぐる子の帽に來し蜻蛉かな
燈籠の灯の色涼し大廣間
鯉跳ねて水輪ひろがる月涼し
山門を入るや俄かに蟬時雨
朝霧に來迎拜むキャンブかな
夏瘦せぬ吾子の顔や天瓜粉
まゝ事のあとに残れり柿の花
蟬の啼く聲ばかりなる暑さかな
藤椅子に涼え心地よき裸かな

小菅 外
名古屋 春
千葉 古
福島 山
群馬 雨
千葉 山
千葉 想
宮崎 泰
新潟 山
新義州 露
青森 霞
北支 青
岩國 紫
旭川 對
水戸 小
大邱 養
大邱 盆
北支 雲
飯田 十
大曲 烟
姫路 英

親と子の裸並びて端居かな
海水着のカメラに入るや二三
川波に更けし火影や鵜飼舟
此の濱の松百態や風薫る
夕顔や風呂の火うつる垣の花
蟬時雨夕日に映ゆる一樹かな
客去りて片附けにけり扇風機
紫陽花に泥打ち上げてにはか雨
尾を引いて飛ぶ星のあり夜涼
炎天や黙々として水車ふむ
石の間につぶれてありぬ蟬の殻
青東風や湖面静けき山の影
行水の上に乗る夜更けや月の濱
醜に踊る夜更けや月の濱
夜涼の戸を練る音も更けにけり
空高く光るポブラヤ今朝の秋
高窓や湖風に染む蔦紅葉
大螢打ち落せしが流れけり
朝顔や籬越して咲く花あまた
七夕の竹賣る聲や朝まだき
晝の街ひつそりとして撒水車

横手 山
三重 宗
大曲 船
水戸 梅
松本 長
馬山 久
大曲 大
青森 愛
京城 雄
福岡 閑
金州 天
飯田 中
大曲 吞
岩國 錦
大曲 吞
盛岡 蓮
市谷 唾
福岡 碓
小菅 榎
福岡 瞳
春日 琴
福岡 日
春川 州

山 緑
風 里
田 峰
鴨 生
心 一
水 洲
洋 江
村 江
堂 村
房 堂
城 房
帆 城
松 帆
男 松



家庭の頁

「秋の山は薬の山」

野山のビクニツクのお土産に

残暑といつても街だけのこ
と、野山へ行けばもうすつ
り秋の進行形——秋の山がそ
のおほどかな胸襟を開いて人
の訪れを待ちうけてゐます。
で爽涼たる山ふところに分け
入つて、青い山氣を吸ひ吸ひ
纏麗な薬草を探るのもまた樂
しからずやです。しかも「秋
の山は薬の山」とてもいひた
いくらゐるんな薬草が生ひ
茂つてゐるんです。せつかく
實の山に入りながら手を空し
うして歸らないやうに。主な
秋の山の薬草は

◇ききやう 漢名は桔梗、桔
梗科に屬し秋の七草の一つで
根を薬用に供する。市場など
に販賣する皮むき桔梗根は朝
鮮から移入されたもの、效用
は「痰薬」として「ゼネガ」根の
代用に使ひられまた痰咳の妙
薬に半夏、陳皮、茯苓、桔梗を
等分(二匁)として煎じてのむ
◇をみなへし 漢名敗醬、敗
醬科に屬し、秋の七草の一つ
花は梢に黄色の小花を簇生す
る。用ひ方は根を取つて乾し
て用ひる。婦人産後の腹痛に
二匁、當歸一匁を煎じてのめ

ば血運をよくして癒ゆといふ
その他漢方醫は諸種の婦人病
に用ひてゐる。
◇くす 漢名は葛、荳科に屬
し秋の七草の一つ、多年生の
蔓草で至るところに繁茂する
花をとつて陰干となし粉末に
して白湯でのめば消毒の薬と
して有名だ。また生根を搗き
絞り汁を取つて服めば諸種の
中毒に效能がある。また根を
刻み乾して用ふれば漢法の葛
根湯の主薬となり發汗、清涼
及び解熱薬として特效がある
さらに寒中に根を取つて搗き
澱粉をとつて晒せば滋養葛粉
となり食用に供される。
◇ふぢはかま 漢名は蘭草と
いひ菊科に屬する秋の七草の
一つ、山野に自生し莖の高さ
三、四尺かすかに紅紫色を帯
ぶ、枝梢に淡紫紅色の小さい
筒状色を小頭状に綴る。香氣
のある草で陰干しとして煎服
すると(一日三匁、甘草小量)
月經不順によく惡血を去る妙

がある「また利尿の效もある。
◇たんきりまめ 漢名は鹿藿
といふ荳科植物、山野に生ず
る蔓草で他物に巻きからみ葉
はヤブマメに似て廣く花は淡
紫色の蝶形花冠をもち短い總
狀花序に排列する。果實は莢
で秋月には長、五、六分幅三
分くらゐに達し赤黒色を呈し
中に通常扁圓黒色の二子を含
んでゐる。種子は名のやうに
痰を去ることは妙效があり喘
息に種子三匁乃至五匁水二合
を約一合に煎じつめて朝夕二
回にのむ。また瘰癧や癰癤の
薬として漢醫に用ひられる。
◇やまあざみ 漢名大薊、菊
科に屬し山地に自生するノア
ザミに似て莖は長く大きい。
葉は長披針形の深裂羽状をな
し強剛で葉尖の刺はとて鋭
い秋月梢の上枝に紫紅色の花
を頭狀に綴る。根は太く香氣
をもつてゐる。根を搗つて乾
して用ひる。胃脚氣または腹
膜炎に一日五匁乃至七匁、水

三合を一合五匁ほどに煎じつ
めて食後に服むとよい。
◇あけび 漢名は通草、木通
科に屬し山野に自生する蔓草
で葉は楕圓形の小葉が五葉づ
つ、一所から掌狀に出る。秋に
至つて二寸餘の瓜のやうな果
實を結び熟すると裂開する。
それを食する。蔓は利尿薬と

して用ひられる。木通草を配
合した處方通草散は妊娠浮腫
などに卓效がある。通草八分
黄芩八分、白朮五分、木香五
分、檳榔子五分、紫蘇五分、枳
殼五分、茯苓五分、右一回の
量として水一合五匁を半分
煎じつめて一日二回食前にの
む。

カルシユームの話

人體にどのやうな働きをするものか

近頃醫療の方法として
カルシユーム療法を推奨
する人がすくなくないが
カルシユームは果して人
體に必要なものか、又必
要だとすれば如何なる働
きをなすがその多少は健
康に如何なる影響を及ぼ
すかについて食餌研究の
篠田義市博士のお話をき

カルシユームは人間の榮養
素の様に偉大なる効力を持つ
てゐるものではない。機關車
に例ふればボイラーにたく燃
料としての意味からはカルシ
ユームは殆んど問題にならな
い。しかし機關車が走るには
石炭以外に車の活動を圓滑に
する油が必要だ。カルシユーム

ムといふのはこの油の働きを
なすものである。だから榮養
分ではないが人體に欠くべか
らざるものである。たん白質
脂ばう分、野菜などの様な含
水炭素を主成分とする食糧品
等が人體の熱量の原料となる
のにカルシユームは熱量とし
てのはたしきはほとんどない
しかし色々な營養素といふ石
炭をたいて見ても機關車の活
動を圓滑にする機械油が欠乏
したら機關車は早く走れない
ばかりかぢきに故障が起つて
こはれる。言葉をかへていへ
ば如何に多く榮養分を多量に
食べて營養素を攝取してもカ
ルシユーム及びこれに類する
無機鹽類が不足すると生活機
能が圓滑に行はれないのであ
る。我々日本人は一般に植物
性の食物を余計に攝取する結
果カルシユーム分が外の鹽類
に比して少なすぎる特に加里
分が少なすぎる場合が非常に多

い。植物性の食品には加里分
がカルシユームに比して人體
の要求する比率以上に遙に過
剩すぎるからである。體內に
カリウムが過剰すぎる事は多
くの場合有害である。もちろ
ん一時的には治療の目的に加
里分をへらし寧ろカリウム
分を多量に與へて見る場合も
ないではない。元來カルシユ
ーム分がすくなくなると神經
や筋肉の興奮性が高まつてよ
くヒキツケ、ケイレン等を起
す事がある。又骨の發育をさ
またげる事は良く知られてゐ
るところである。結核性の疾
患にあつてはカルシユームの
すくなくない事はその病氣過程の
進行を助長する結果になる。
その反對に多量のカルシユーム
を與へる事は病勢を阻止し
その病患を硬化させる作用が
あるのである。殊に一般粘膜炎
のカタルといふ様なものを阻
止する作用がある。風をひき
やすかつたりカタル性の病氣

を起し易かつたり或は皮膚が
 ビランし易かつたりするしん
 濕性體質又はジンマシンを起
 しやすかつたりする性質の人
 にはカルシウムが有効であ
 る。體內にカルシウム分が
 比較的多いか或はこの反対に
 少ないといふ事は他の色々
 な薬の作用に影響を與へるも
 ので強心剤に使用するデキタ
 リスの様なものは體內に多量
 なカルシウム分が存在せぬ
 限り作用が現はれない。その
 他えう度、キニネ、その他
 色々な薬の作用に對してもカ
 ルシウムの多少は直接な影
 響をなすのである。

秋に蒔く

草花の樂しみ

作り方の御注意を

にも豊富にある。それに反し
 て獸肉 魚肉にはカルシウ
 ム分はすくないが骨つきの魚
 や骨ごとたべる小魚類だけに
 は骨の部分に多量のカルシウ
 ム分が含有されてゐる。
 最後に一言しておきたいの
 はカルシウム分はビタミン
 ン等と違つて調理によつて成
 分に異状を起すことがないか
 らその點は安心である。

二三お知らせ致しませう。
 種を蒔くにしても球根を植
 るにしても先づ第一に考へ
 なくてはならないのは土の良
 否です。こまかくてよく肥え
 てゐる土、排水のよい土、い
 つも必要だけ水を含んでゐる
 土等をよい土と云ひます。始
 めて花壇を作るのでしたら土
 をこまかくこなし、砂をまぜ
 て空氣が充分に通へるやうに
 し、又ごみの腐つてぼろぼろ
 になつたものを加へておくこ
 とも大變よいことです。肥料
 は普通の草花には油粕が一番
 いゝでせう。これを一坪に五
 合から一升位の分量で地面一
 面に振りまいて耕します。
 これですつかり土の用意が
 出来ましたから次ぎは種蒔で
 す。極くこまかい種でしたら
 蒔いた上から土をかけずに新
 開紙をかけておきます。普通
 の種の直径の二倍か三倍位種
 の上に土をかけるのが適當で
 す。蒔き方にはちらし蒔とい
 つてやたらに蒔いて置き發芽

してから間引くのと線にした
 がつて適當な間隔をあけて蒔
 くのとがあります。發芽して
 からは適當なだけ残して後は
 間引くのですがこの時素人は
 多く引き抜きます。これは隣
 のまで痛めることがあります
 からなるべく摘み切るやうに
 して下さい。又けし類、花見
 草、スキトピー等のやうに移
 植を嫌ふものがありますから
 よく注意しなくてはなりません。
 又極く弱いものは始めか
 ら花壇に蒔くと育てにくいも
 のです。ですから鉢とか箱とかに苗
 を仕立て、から花壇にうつす
 やうにします。最後に霜よけ
 のことです。これは寒さに對
 して秋蒔のものはわりと枯れ
 ることはめつたにありません
 が霜のために土がささがるの
 で水分を呼吸することが出來
 なくて枯れることが往々あり
 ます。ですからこの意味から霜防
 けには充分注意して下さい。

編輯餘録

□ 最近に於ける世界の三つの出来
 ごと。その一はイタリヤ、フアツシ
 ヨの刑法改正及び行刑の革新、その
 二はソヴェエト、ロシアに於ける國
 家的大建設事業に従事した囚人に對
 する特赦、その三はナチスの教育行
 刑に對する大弾壓である。

□ その三つの國が獨裁政治をし
 た點は形式こそ異れ結果は一であ
 る。しかし、文化事業に對する理解
 の點に付ては全く異るところがある
 のである。ロツコーの手になつた刑
 法にはフェリ案ほどの理想はない
 が、しかしそこにイタリヤ社會を防
 衛せんとする刑法の社會防衛主義に
 從來よりも數歩を進めた點、行刑教
 化を高らかに叫んで居る點に於てわ
 れらの尊ぶべき幾多が示される。

□ ロシヤが白海とバルチック海と
 をつなぐ大運河を作つてそれに從事
 した囚人に特赦を行つた。勞働を國
 是とする國が勞働の成果に對してバ

ードンを行ふことは教育的行刑の最
 高目的を遂行したものととしてそこ
 も亦學ぶべき一點のあることを忘る
 べきではない。

□ たゞ學ぶべからざる點を、わた
 くしはヒットラーの行刑對策だと思
 ふ。彼は今日の犯罪の最大原因を國
 民の道徳心の缺如だと考へて居るの
 である。しかし、道徳心の缺如せる
 奴は日本の有閑者の中にも大分居る
 が、しかし總ての國民に道徳心が缺
 如して居るといふ彼の考へ方は妄斷
 に過ぎる。彼は今の社會現象を忘れ
 て居る。教育行刑に彈壓を加へる前
 に何故に具體的な社會狀態の改善を
 はからぬのか。それを敢てせずして
 弱い囚人をいぢめる行刑政策を高調
 する彼は政策の前の偽善者である。

□ 長友木村教授が刑事政策の諸問
 題を發行された。刑事政策上の著述
 のないわが學界に與へられた唯一の
 文獻として又わが行刑、殊に僕自身
 の行刑論の糧として常に教育刑理論
 を與へられた教授年來の主張の結晶
 として特に大方の机上にそなへられ
 んことを切望するものである。

□ 教授のこの勞作に對しては次號
 に於て新刊批評をなす積りである。
 昭和八年八月二十三日夜

あき羅

定價表	一冊(稅共)	金二十五錢
	六冊(稅共)	金一圓五十錢
	十二冊(稅共)	金三圓
廣告料	第一等	金五圓
	第二等	金四圓
	第三等	金三圓
	普通	金一圓
注文規定	●御注文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて ●拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし ●口座は東京二五〇五九番刑務協會とする ●御注文の際は必ず送附先明記のこと、従つて轉 ●居の際には新舊住所を御届下されたし	

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
 昭和八年八月二十八日印刷納本
 昭和八年九月一日發行

東京市麹町區西口比谷町一番地
 編輯兼 伊藤忠次郎
 發行兼 伊藤忠次郎

東京市葛飾區小菅町一八四番地
 印刷人 竹田益平

東京市葛飾區小菅町一八四番地
 印刷所 刑務協會印刷部

東京市麹町區西口比谷町一番地
 發行所 刑務協會

電話銀座 二三四四、三八二五番
 振替口座 東京 二五〇五九番

46^e Année N^o 9

Septembre 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K. — De la stérilisation.

Kondo, T. — De la peine disciplinaire en droit pénitentiaire.

Mouvement des idées à l'étranger :

N. Cantor, The causes of crime.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice